

金沢大学附属病院消防計画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項及び第36条に基づき金沢大学附属病院（以下「本院」という。）の防火・防災管理についての必要事項を定め、火災の予防及び火災・大規模地震、その他災害による人命の安全、被害の軽減、二次的災害発生の防止を目的とする。

(諸規程との関係)

第2条 前条の目的を達成するため防災管理について必要な事項は、金沢大学防災規程の定めによるほか、この計画の定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この計画に定めた事項については、次のものに適用する。

- (1) 本院に出入りする全ての者
- (2) 防火・防災管理業務の一部を受託している者
- (3) 本院の建物及び敷地内全ての場所

(防火・防災管理業務の委託)

第4条 防火・防災管理の一部を受託して行う者（防災センター要員及び時間外受付業務要員、守衛等業務要員）は、この計画の定めるところにより、病院長、防災管理者及び統括管理者等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

(病院長の責務)

第5条 病院長は、患者（付添及び面会の者を含む。）及び職員、許可を得て本院の施設を利用する者等の生命・身体を安全を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の者は、この計画の定めるところにより、協力して事態に対処しなければならない。

(防災の統括等)

第6条 病院長は、防災に関し統括する。

- 2 副病院長は、病院長を補佐する。
- 3 病院部長は、防災に関する事務を処理する。

(防災対策委員会)

第7条 防火・防災管理業務の確実な実践を図るため、本院に防災対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、防火・防災管理業務の効果的な推進を図り、訓練の結果等を踏まえた本計画の見直し、改善を行うため、次の事項について審議する。

- (1) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること
- (2) 自衛消防組織の運用体制・装備等に関すること
- (3) 自衛消防訓練に関すること
- (4) 防火・防災上必要な教育に関すること
- (5) その他防火・防災管理上必要な事項

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長

- (2) 副病院長（医療安全担当）
- (3) 内科系及び外科系の診療科長 各 2 人
- (4) 検査部長
- (5) 手術部長
- (6) 放射線部長
- (7) 輸血部長
- (8) 麻酔部長
- (9) 総合診療部長
- (10) 救急部長
- (11) 経営企画部長
- (12) 看護部長
- (13) 病院部長
- (14) その他委員会が必要と認めた者

4 委員会に委員長を置き、前項第 1 号の委員をもって充てる。

5 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

6 委員長は、委員会を開催し、次の場合は、臨時に開催するものとする。

- (1) 社会的反響の大きい災害が発生したとき
 - (2) 防災管理者等からの報告、提案により必要と認めたとき
 - (3) その他委員長が必要と認めたとき
- （災害対策本部）

第 8 条 病院長は、災害発生に際し必要があるときは、金沢大学附属病院災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、総指揮に当たる。

2 災害対策本部は、次の業務を行う。

- (1) 患者、職員等の安全確保、安否の確認及び被害者の避難誘導・救助等の人命に係る安全対策業務
- (2) 情報収集と災害の規模の把握
- (3) 緊急招集と配置（班編成等）
- (4) 非常事態宣言と災害レベルの周知
- (5) 総指揮と伝達
- (6) 医療体制（災害規模別）の決定と配置
- (7) 避難、搬送（手段、搬送先）等の決定
- (8) 関係機関への対応（文部科学省、県、市、消防署及び警察署等との連絡調整）
- (9) 他医療機関への協力要請（後方ベッドの確保、転送順位と方法）
- (10) 「災害時等における国立大学附属病院相互支援に関する協定」に基づく応援要請
- (11) 「災害時における救援物資提供に関する協定書」に基づく物資要請
- (12) 防災・救援物資の把握と配分
- (13) 危険区域等への立入禁止措置
- (14) ライフラインの確保
- (15) 終息宣言と災害復旧

3 災害対策本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副病院長
- (3) 救急部長
- (4) 病院部長
- (5) その他病院長が必要と認めた者

4 災害対策本部に本部長を置き、前項第1号の者をもって充てる。

5 災害対策本部に副本部長を置き、前項第4号の者をもって充てる。

(防災管理者)

第9条 本院に、消防法第36条において準用する第8条に定める防災管理者を置く。

2 防災管理者は、病院部長とする。

3 防災管理者は、この計画の作成及び実施について全ての権限を持ち、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 自衛消防組織に係る事項
- (3) 防火安全に係る自主検査・点検の実施と監督
- (4) 消防用設備等の法定点検・整備
- (5) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理
- (6) 職員等に対する防災教育・訓練の実施
- (7) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (8) 入院患者等収容状況の把握
- (9) 放射線物質の維持管理
- (10) 医療機器の維持管理
- (11) 関係機関との連絡
- (12) その他防火・防災上必要な事項
- (13) 管理権原者への報告

ア 防災管理者等を選任又は解任したとき

イ 消防計画を作成又は変更したとき

ウ 各種法定点検、定期点検を実施したとき

エ 火気使用設備器具又は電気設備の新設、移設、改修を行うとき

オ 消防計画に定めた訓練を実施するとき

カ 防災管理業務を委託するとき

キ その他防火・防災管理業務上必要な事項

(防災担当責任者及び火元責任者)

第10条 予防的活動に係る組織は、防災管理者を中心に建物等を単位として防災担当責任者を、また部屋、火気使用箇所などを単位として火元責任者を別表1「火元責任者区域図」のとおり定めるものとする。

2 防災担当責任者は、総務課長とする。

3 防災担当責任者は、次の業務を行う。

- (1) 火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること
- (2) 防災管理者の補佐

4 火元責任者は、担当区域内において次の業務を行う。

- (1) 火気管理に関する事
- (2) 建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設及び消防用設備等の日常の維持管理に関する事
- (3) 地震火災の発生要因を踏まえた火気使用設備器具の安全確認に関する事
- (4) 防災担当責任者の補佐
(自衛消防組織の編成)

第 11 条 病院長は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防組織を編成するものとする。

- 2 自衛消防組織には、統括管理者を置き、本部隊及び地区隊を編成するものとする。統括管理者は、自衛消防業務講習受講者等の法定資格者がその任にあたる。
- 3 本部隊に、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班及び食料補給班を置くことを原則とするが、各本部の実情に合わせた体制とする。また、各班に班長及び副班長を置く。
- 4 地区隊に、地区隊長及び通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班及び応急救護班を置くことを原則とするが、各本部の実情に合わせた体制とする。また、各班に班長及び副班長を置く。
- 5 自衛消防組織の編成は、別表 2「自衛消防組織編成表」のとおりとする。

(自衛消防組織の活動)

第 12 条 自衛消防組織の活動範囲は、本院敷地内の防火対象物全体とする。

- 2 隣接する防火対象物からの災害を阻止する必要がある場合は、本部隊統括管理者及び各地区隊長の判断に基づき活動する。

(統括管理者の権限)

第 13 条 本部隊統括管理者は、火災、地震及びその他の災害が発生した場合の自衛消防活動について、その指揮、命令及び監督等一切の権限を有する。

(統括管理者の任務)

第 14 条 本部隊統括管理者は、病院長の命を受け、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう隊を統括する。

- 2 統括管理者は、消防隊へ必要な情報提供等を行い、消防隊との連携を密にしなければならない。
- 3 地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに統括管理者への報告及び連絡を密に行わなければならない。

(本部隊の任務)

第 15 条 本部隊は、自衛消防組織の管理する区域で発生する災害においては、強力なリーダーシップを発揮し初動対応及び全体の統制を行うものとする。

- 2 本部隊は、直ちに活動拠点を設置し、防災センターと協力して、次の活動を行うものとする。

(1) 本部隊の通報連絡班は、本部員として活動拠点における次の任務にあたる。

- ア 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握
- イ 消防機関への情報や資料の提供及び消防機関の本部との連絡
- ウ 外来及び入院患者等に対する指示

- エ 関係機関や関係者への連絡
- オ 患者・職員等の安全確保及び安否の確認
- カ 他医療機関への受入れ依頼
- キ 記録用の写真，ビデオ撮影
- ク 報道機関への対応
- ケ 地区隊への指揮や指示
- コ その他必要な事項

(2) 本部隊の初期消火班は，本部員として活動拠点における次の任務にあたる。

- ア 消火器及び屋内消火栓等による消火作業
- イ 地区隊が行う消火作業への指揮指導
- ウ 消防隊との連携及び補佐
- エ 地区隊への指揮や指示

(3) 本部隊の避難誘導班は，本部員として活動拠点における次の任務にあたる。

- ア 避難開始の指示命令の伝達
- イ 非常口の開放及び開放の確認
- ウ 避難上障害となる物品の除去
- エ 未避難者及び要救助者の確認
- オ 避難所の確保及び管理
- カ 地区隊への指揮や指示

(4) 本部隊の安全防護班は，本部員として活動拠点における次の任務にあたる。

- ア 防火シャッター及び防火戸等の閉鎖
- イ 非常電源の確保及びボイラー等危険物施設の供給運転停止
- ウ エレベーター及びエスカレーターの非常時の措置
- エ 立入禁止区域の設定
- オ 仮設テント及び仮設トイレの設置
- カ 施設及び設備の被害状況の把握，保全及び復旧
- キ ライフラインの保全及び復旧
- ク 地区隊への指揮や指示

(5) 本部隊の応急救護班は，本部員として活動拠点における次の任務にあたる。

- ア 応急救護所の設置
- イ 負傷者の応急処置
- ウ 救急隊との連携及び情報の提供
- エ 要転院患者の転送の可否
- オ 医薬品，血液製剤等の確保
- カ 地区隊への指揮や指示

(6) 本部隊の食料補給班は，本部員として活動拠点における次の任務にあたる。

- ア 食料，食器等の確保
- イ 患者給食の提供（炊出しを含む）

(7) 本部隊は，地区隊長から応援要請があった場合は，他の地区隊に対して支援を要請し，応援地区隊の下で活動にあたらせる。

(地区隊の任務)

第16条 地区隊は、地区隊の管理する区域で発生する災害においては、地区隊が中心となり、地区隊長の指揮の下に初動措置を行うものとする。

(地区隊の活動)

第17条 地区隊は、地区隊長の指揮の下に、次の活動を行うものとする。

(1) 地区隊の通報連絡班は、以下の事項の任務にあたる。

- ア 被害状況の把握、情報収集及び伝達
- イ 消防機関への通報及び本部隊への連絡
- ウ 関係者に対する連絡
- エ 患者・職員等の安全確保及び安否の確認

(2) 地区隊の初期消火班は、以下の事項の任務にあたる。

- ア 消火器及び屋内消火栓等による初期消火作業
- イ 応援初期消火班の誘導
- ウ 消防車等の誘導
- エ 重要物の搬出

(3) 地区隊の避難誘導班は、以下の事項の任務にあたる。

- ア 外来及び入院患者等への避難誘導
- イ 外来及び入院患者等へのパニック防止措置
- ウ 避難状況の確認及び本部隊への報告
- エ 避難器具の設定
- オ 避難上障害となる物品の除去

(4) 地区隊の安全防護班は、以下の事項の任務にあたる。

- ア 水損防止、電気及びガス等の安全措置並びに防火戸及び防火シャッター等の操作
- イ ガス、危険物及び火気使用設備等に対する応急防護措置
- ウ 倒壊危険箇所の立入禁止措置
- エ スプリンクラー設備等の散水による水損防止措置
- オ 活動上障害となる物品の除去

(5) 地区隊の応急救護班は、以下の事項の任務にあたる。

- ア 救出及び負傷者に対する応急処置
- イ 入院及び外来患者の継続治療

(自衛消防組織の運用)

第18条 防災管理者は、自衛消防組織を勤務体制の変動に合わせ、柔軟に編成替えを行うとともに、職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 統括管理者は、自衛消防組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊及び地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行うものとする。

3 勤務時間外において、火災報知機の発報、火災の発見及び通報を受けた防災センター要員は、次の初動措置を行わなければならない。

(1) 通報連絡

- ア 火災報知器が発報した場合、防災センター要員は直ちに現場に赴き、状況を確認

し、防災管理者にその状況を連絡すること。

イ 火災が発生した場合、防災センター要員は消防機関へ通報を行い、火災の状況を把握し、防災管理者にその状況を連絡すること。ただし、防災管理者不在の場合は、防災担当責任者又は火元責任者に連絡すること。

(2) 初期消火

消防機関が到着するまでの間、延焼拡大の阻止のため消火器等を速やかに集め又は、屋内消火栓を有効に活用し、適切な初期消火を行うとともに、防火シャッター等の閉鎖を行うこと。

(3) 消防機関への情報提供

到着した消防機関に対し、火災の延焼状況、燃焼物件、危険物品の有無等の情報を速やかに提供するとともに、火点進入口への誘導を行うこと。

(指揮命令体系)

第 19 条 病院長は、災害発生の情報を受けた場合は、統括管理者に自衛消防本部の設置を指示するものとする。

2 統括管理者は、防災センターでの収集情報及び地区隊長の報告等により、自衛消防活動の開始時期を決定することとする。

3 統括管理者は、消防機関が到着したときは、自衛消防組織の活動状況及び被災状況等の情報を提供するとともに消防機関の指揮下での協力を行うものとする。

(夜間等における自衛消防活動体制)

第 20 条 自衛消防組織は、夜間等の勤務時間外にあっても組織し、任務につくものとする。

ただし、組織されるまでの間は、別表 3 「時間外等緊急時における自衛消防組織及び業務一覧表」に示すところにより、業務を代行する。

2 時間外等緊急時における自衛消防組織（以下「時間外自衛消防組織」という。）は、夜間等に発生した火災、地震及びその他の災害等に対しては、次の措置を行う。

(1) 火災を発見した場合

ア 直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、入院患者等に火災の発生を知らせる。

イ 病院長、統括管理者及び防災管理者等関係者に、別に定める緊急連絡網により急報する。

(2) 地震が発生した場合

ア 直ちに院内の主要な箇所を点検し、在院者の有無、人的・物的被害状況を確認し、人的被害がある場合は、必要な応急措置を講ずる。

イ 病院長及び関係者に被害状況について報告する。

ウ 二次災害の発生防止に努める。

(3) 防災センター要員は、災害の確認後、消防機関に通報するとともに、統括管理者に報告し、必要に応じ放送により院内周知を図る。

(4) 消防隊に対して、火災発見の状況及び延焼状況等の情報、人的被害状況に係わる情報を速やかに提供するとともに、消防隊の指揮の下で協力する。

3 時間外自衛消防組織は、病院長、統括管理者及び防災管理者等が到着後、直ちに状況を報告しなければならない。

(自衛消防組織の装備)

第 21 条 自衛消防組織の装備は別表 4「自衛消防組織装備品リスト」のとおりとする。

2 前項の装備品は、点検整備を定期的実施するものとする。

(災害防止措置)

第 22 条 防災管理者は、避難施設及び防火設備の役割を職員等に十分認識させるとともに、定期的に点検及び検査を実施し、施設・設備の機能の確保に努めるものとする。

(点検・検査)

第 23 条 消防用設備等、建物、火気使用設備器具等の設備、施設を適正に維持管理するときは、別表 5「点検検査表」に定める基準により実施するほか、平素においても検査担当者が随時行うものとし、点検・検査の結果、不備欠陥事項が発見された場合は、防災管理者に連絡しなければならない。

2 機能的事項についての点検・検査で外注するものは、防災管理者が立会して、自主点検又は自主検査に代えることができる。

(自主点検、検査の結果報告)

第 24 条 前条の点検・検査を実施した場合、検査担当者は、その結果を防災管理者に、防災管理者は管理権原者に報告するものとする。

(不備欠陥事項の整備)

第 25 条 防災管理者は、各結果報告に基づく、不備欠陥事項の改修計画を策定し、改修について管理権原者に助言するほか、その促進を図るものとする。

(防火・防災管理維持台帳の作成)

第 26 条 防災管理者は、自主点検及び自主検査の結果を実施種別ごとに定める検査表及び管理台帳に記録しなければならない。

2 防災管理者は、消防用設備等の点検結果を 3 年に 1 回所轄の消防機関の長へ報告しなければならない。

(休日・夜間等の対応)

第 27 条 防災管理者は、休日・夜間等で職員等が少なくなる場合は、職員等相互の連絡を十分に行い、安全対策に空白が生じないようにする。

(工事中の安全対策)

第 28 条 防災管理者は、工事等を行う者に事前に工事計画を防災担当責任者へ提出させ、火災予防上必要な指導をするとともに、次の事項を遵守させなければならない。

- (1) 火気等を使用する作業に当たっては、消火器等を配置すること。
- (2) 指定された場所以外では、喫煙及び焚火等を行わないこと。
- (3) 危険物の持込み又は使用については、その都度防災担当責任者の承認を得ること。
- (4) 作業の際は、その都度担当職員の立会いを求めること。
- (5) その他、作業場ごとに作業責任者を指定して火気管理を行うこと。

(避難施設・防火上の構造等の管理)

第 29 条 職員等は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路及びその他の避難施設
ア 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと

イ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること

ウ 床面は避難に際し、つまずき及びすべり等を生じないように維持管理すること

(2) 火災が発生したとき延焼を防止し、又は有効な活動を確保するための防火設備

ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を保持し、閉鎖の障害となるくさびや物品を置かないこと

イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと

(収容物等の転倒・移動・落下防止)

第 30 条 防災管理者は、事務室内、避難通路及び出入り口等の収容物の転倒・移動・落下防止に努めるものとする。

2 防災担当責任者等の指示により、火先責任者及び各点検・検査員は、各種点検等に合わせ、収容物の転倒及び落下防止等が行われていることを確認し、行われていない場合は、滑り止め等必要な措置を講じるものとする。

(非常用物品の確保)

第 31 条 防災管理者は、非常用物品の点検整備を定期的実施するものとする。

2 非常用物品の点検は、地震想定訓練実施時等に合わせて行うものとする。

(ライフラインの途絶に対する措置)

第 32 条 電気、ガス、上下水道及び電話等のライフラインが途絶する場合の措置として、次のことを行うものとする。

(1) 停電への対応

非常電源及び携帯用照明器具等の確保を図る。

(2) ガスの供給停止への対応

灯油及びカセットコンロ等の確保を図る。

(3) 断水への対応

建物全体が保有する水量の把握とともに生活用水の確保を図る。

(4) 通信不全への対応

拡声器等非常時の通信手段の確保を図るとともに平素から訓練に努める。

(災害想定)

第 33 条 防災管理者は、大規模地震発生（震度 6 強程度）時における別表 6「災害想定表」の災害を想定し、平素の検査・点検及び整備を行うとともに、職員等に防火・防災についての意識を高めるため教育・訓練を行うものとする。

(地震発生時の初期対応)

第 34 条 地震災害に伴う活動においても、自衛消防組織を編成する。

2 地震発生時は、揺れがおさまるまで身体の安全を図る。

3 同時多発する地震災害では、その後の活動の基本となるため、次のとおり初期情報の収集を行う。

(1) 情報は災害活動の拠点となる自衛消防本部に一元化し収集する。

(2) 自衛消防本部は建物図面等の関係資料を速やかに準備する。

(3) 自衛消防本部は、防災センターから情報を収集する。

4 防災センターの総合操作盤等の障害により、機器による情報収集ができなくなった場

合は、速やかに通報連絡班員を増強し、院内を巡回させ情報収集を行う。

- 5 通報連絡班は、揺れがおさまった後、早期に院内一斉放送を行い、在院者の不安感を除く放送を開始する。または、防災センターに連絡し、院内全館に放送を開始させることもできる。

- (1) 院内の被害状況等について逐次情報提供を行いパニックの発生防止に努める。
- (2) 負傷者情報を防災センターに提供するように呼びかける。
- (3) 余震等による落下物からの身体防護を呼びかける。

6 初期対応

- (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は、揺れを感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源や燃料バルブを遮断する。
- (2) 通報連絡班は、在院者の安全確保のため次の内容を放送する。
 - ア エレベーターの使用禁止
 - イ 落下物からの身体防護の指示
 - ウ 屋外への飛び出しの禁止
- (3) 二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検、検査を実施し異常が認められる場合は、使用禁止等の応急措置を行う。

(緊急地震速報の活用)

第 35 条 防災センターは、常時ラジオやテレビを受信し、緊急地震速報の傍受態勢をとる。

(被害状況の確認)

第 36 条 統括管理者は、建物全体の被害及び活動状況を一元化し管理する。

2 被害及び活動状況の把握

- (1) 統括管理者は、各地区隊長からそれぞれの担当区域における被害及び活動状況について報告を受ける。
- (2) 情報の優先順位は、負傷者、閉じ込められた者の状況確保、火災等の二次災害の有無、建物構造等の損壊状況等とする。
- (3) 統括管理者は、本部隊の通報連絡班を増強し、総合操作盤、院内テレビモニター等の機器情報及び院内巡回等による情報収集を強化する。

3 被害状況等の伝達

- (1) 統括管理者は、地区隊長に対し建物全体の被害状況及び各隊の活動状況を伝達し、災害活動の円滑化を図る。
- (2) 統括管理者は、必要に応じて院内放送により院内の被害状況や活動状況等を伝達し、在院者の不安解消を図る。
- (3) テレビやラジオ等からの情報を収集し必要に応じて院内放送で伝達する。特に、帰宅困難者の発生に備えた交通機関の状況及び二次災害に備えた余震、津波等の発生危険について正確な情報の収集に努める。

(救出救護)

第 37 条 救出救護活動は、生存率の高い時間内に迅速かつ効率的に行う必要があり、消防機関等の迅速な活動が期待できない場合は、自衛消防組織が主体となっていく。

2 救出救護の原則

- (1) 損壊建物等の下敷きになっている人の救出活動で同時に火災が発生している場合は、

原則として火災を制圧してから救出活動にあたる。

- (2) 救出の優先順位は、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。

3 二次災害の防止

- (1) 損壊建物等での救出活動では、要救助者及び救出作業者の安全を確保するための監視者を配置し、二次災害の発生防止に努める。
- (2) 損壊建物等での救出作業では、不測の事態に備えて消火器や水バケツ等を準備する。

4 応援の要請等

- (1) 地区隊長は、損壊建物等での救出活動に際し、人手が不足する場合は、統括管理者に応援要請を行うとともに、周囲の人に協力を要請する。
- (2) 必要と認められる場合には、速やかに消防機関等の出動を要請する。

5 応急救護所の設置及び搬送

- (1) 本部隊の応急救護班は、大きな揺れがおさまった後、早期に応急救護所を設置する。
- (2) 応急救護所は、避難等の障害とならない場所に設置する。
- (3) 応急救護班は、負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、被害状況により緊急を要する場合は、医療機関に搬送する。
- (4) 救出した人には、救出した場所及び時間等を記入した傷病者カードを掲示し、救護活動を行う。

(エレベーター停止への対応)

第 38 条 統括管理者は、安全防護班長に命令し、速やかにエレベーターの運行状況を確認し、次の活動を行う。

- (1) 地区隊は、インターホンで各エレベーター内に呼びかけ、閉じ込め者の有無について確認する。
- (2) 閉じ込め者が発生した場合は、速やかにエレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。
- (3) 閉じ込め者の発生したエレベーターの停止位置を確認するとともに、インターホンにより閉じ込め者へ呼びかけを開始し、エレベーター管理会社への連絡、その他地震の状況等を適宜連絡し、閉じ込め者を落ち着かせる。
- (4) エレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーターの停止位置等の情報を伝達し、現場へ誘導する。

2 復旧対策等

- (1) 停止したエレベーターは、安全確認が終了するまで使用禁止を徹底する。
- (2) 長周期地震動によりエレベーターが停止した場合は、震度にかかわらず綿密な点検を行い、安全を確認する。
- (3) 地震後の早期復旧について、エレベーター管理会社との連携体制等について確保する。

3 報告等

- (1) 職員等がエレベーターに閉じ込められた場合には、本部隊にその旨を連絡するとともに、けが人の有無等を報告する。
- (2) 本部隊は、前項の連絡を受けた場合、対策本部へ報告する。

(地震による出火防止への対応)

第 39 条 地震による火災は、同時多発とともに消火設備の機能低下等により対応が困難となることから出火防止等の徹底を図る。

- (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は、地震を感じたとき又は大きな揺れがおさまったときには、電源の遮断及び燃料バルブの閉鎖等の出火防止を行う。
- (2) ボイラー等火気使用設備の担当者は、燃料の自動停止装置の作動の確認及びバルブの閉鎖等を行う。

2 初期消火

- (1) 各地区隊長は、担当区域内の出火危険場所に初期消火班を派遣し、早期発見・消火を行う。
- (2) 複数の出火箇所がある場合の消火活動は、避難経路となる場所を優先して行う。

(避難施設・建物損壊への対応)

第 40 条 統括管理者は、防災センターからの情報、本部隊通報連絡班及び地区隊長からの被害情報等を総合的に判断し、安全な避難経路の選定を行う。

- (1) 地区隊長は、揺れがおさまった後、安全防護班員に担当区域内の避難口、廊下及び避難階段等の防火戸並びに防火シャッターの開閉状況を確認させ、安全な避難経路を選定するとともに統括管理者に報告する。
- (2) 統括管理者は、防火戸及び防火シャッターの開閉等の機能障害を把握した場合は、速やかに代替の避難経路を選定し地区隊長に指示する。
- (3) 火災が拡大し消火が困難となった場合は、避難者の避難完了を確認した後、防火戸及び防火シャッターを閉鎖し区画する。

(ライフライン等の不全への対応)

第 41 条 ライフライン等の機能不全への対応は次のとおりとする。

2 停電への対応

- (1) 自衛消防活動に必要な携帯用照明器具及び懐中電灯等について確保する。
- (2) 地震後、常用電源が供給された場合の二次災害防止のため、ブレーカー等の遮断を徹底する。

3 ガス供給停止への対応

- (1) 地震動によるガス配管等からの漏洩の点検を行う。
- (2) ガスの漏洩を発見した場合は、直近の遮断弁を閉鎖し、周囲の人を速やかに退避させ、火源（電灯、スイッチ等を含む）に注意して、拡散させる。

4 断水への対応

- (1) 消火用水を確保する。
- (2) 飲料用水は、貯水槽等の損壊等の被害状況を確認した後、給水する。
- (3) 災害活動の長期化に伴う生活用水等の確保については、時期を失することなく要請する。

5 通信障害への対応

- (1) 統括管理者は、防災センター、本部隊各班長及び地区隊長との間に複数の通信手段を確保する。

6 交通障害への対応

- (1) 交通機関の運行状況に関する情報の収集を強化する。
- (2) 道路の亀裂又は陥没による通行止め情報の収集にあたる。
- (3) 交通障害が長期化するおそれが生じた場合は、早期に必要な物資等の応援要請を行う。

7 活動支援体制の強化

災害活動が長期化する場合、本部隊は、自衛消防組織の要員の交代や日常生活物資の補給の強化を行う。

(避難の開始)

第 42 条 統括管理者は、地震が発生した場合、パニック防止を図り、避難するか、在院するかを判断するものとする。

- 2 前項の規定によらず、防災関係機関から避難命令があった場合は、速やかに避難誘導を行う。

(避難命令の伝達)

第 43 条 避難に関する命令伝達は、視聴覚障害者及び外国人等を考慮し、放送設備等を使用して行う。

(避難上の留意事項)

第 44 条 統括管理者は、地震時の避難については、在院者等の混乱防止に努めるほか、次によるものとする。

- (1) 建物の倒壊危険等がある場合は、別表 7「避難経路図」に基づき、在院者を速やかに屋外へ避難させる。
- (2) 統括管理者及び地区隊長は、避難の指示を出すまで、職員等を落ち着かせ、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら、柱の回りや壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
- 2 本建物の躯体は耐震構造上安全であるので、原則として屋外に避難しないものとする。
- 3 地区隊長は、地震時の避難については、次によるものとする。
 - (1) 天井の落下、収容物の転倒落下及び火災が発生するなど危険が切迫した場合は、別表 7「避難経路図」に基づき、職員等を避難させる。
 - (2) 傷病者等自力避難困難者に対して、避難誘導班員を配置し、誘導させるなど一次対応を行う。
 - (3) 避難状況を統括管理者に連絡する。

(帰宅困難者対策)

第 45 条 統括管理者は、帰宅困難者又は帰宅困難となるおそれのある者（以下「帰宅困難者等」という。）に対する保護・支援の確保及び情報の提供等の手段を講じておくものとする。

- 2 統括管理者は、帰宅困難者等に対し次のことを行う。

- (1) 鉄道等交通機関の運行状況及び地震被害状況の把握に努め、院内放送等を活用して、在院者に情報を伝達する。
- (2) 地区隊長への帰宅困難者等対策実施の指示
- (3) 帰宅困難者情報の関係機関等への提供
- (4) 救護施設の設置指示と救護物資の支給
- (5) 職員やその家族等の安否情報の確認・連絡手段として通信機関の連絡体制を確立する。

(ライフライン、危険物等に関する二次災害発生防止)

第46条 統括管理者は、地震発生後、建物の使用開始及び復旧作業等に伴う災害発生を防止するため点検・検査員及び地区隊の安全防護班等に、次のことを行わせるものとする。

- (1) 火気使用設備器具及び電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。
- (2) 危険物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は危険場所への立ち入り禁止措置を行う。
- (3) 避難経路の確保及び建物内損壊場所等の応急措置を行う。
- (4) 消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。
- (5) エレベーター及び空調設備等の稼動開始に伴う安全確認及び防護措置を行う。
- (6) 給水開始に伴う水道配管等の漏水防止措置を行う。

(復旧作業等の実施)

第47条 防災管理者及び統括管理者は、復旧作業又は建物を使用再開するときは、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 復旧作業に係る工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。
- (2) 復旧作業に係る立入禁止区域を指定するとともに患者及び職員等に周知徹底する。
- (3) 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化する。
- (4) 復旧工事に伴い、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとともに職員等に周知徹底させる。

(警戒宣言等が発せられた場合の対策)

第48条 防災管理者及び統括管理者は、警戒宣言の発令及び北陸地方に係る注意報の発令並びに日本海域に係る津波の発生の注意報が発せられた場合は、消防計画等に基づき行動する。

- 2 病院長は、南海トラフ地震注意情報が発せられた場合は、「災害時等における国立大学附属病院相互支援に関する協定」等に基づき行動する。

(その他の災害に対する対応)

第49条 地区隊長は、毒性物質の発散があった場合又は、発散のおそれを発見した場合は統括管理者及び防災センターに連絡するものとする。

- 2 統括管理者は、前項の情報を得た場合及び原因不明の多数の死傷者等が発生した場合は、周囲の立入禁止措置を行い、職員等を避難させる。
- 3 統括管理者は、第1項の情報を警察等に連絡し、その指示に従うものとする。

(病院長の取り組み)

第50条 病院長は、自らの防火・防災管理についての知識・認識を高めるため、防火・防災等に関するセミナー等に参加するものとする。

- 2 病院長は、防災管理者及び職員等の法定講習及び防災講演会等の受講並びに教育について必要な措置を講ずるものとする。

(防災管理者の教育)

第51条 防災管理者は、消防機関が行う講習会及び研修会等に参加するとともに、職員等

に対する防火・防災研修会等を随時開催するものとする。

(ポスター、パンフレットの作成及び掲示)

第 52 条 防災管理者は、防災管理業務に関するパンフレットその他の資料を作成するとともに、消防機関から配布されたポスター等を見やすい場所に掲示する。

2 防災管理者は、防火・防災管理再講習を期限内に受講する。

3 病院長は、前項の受講に際して、必要な措置を講ずる。

(自衛消防組織の要員に対する教育)

第 53 条 本部隊の班長への教育は、自衛消防業務講習を受講させるものとする。

(統括管理者等の資格管理)

第 54 条 防災管理者は、本部隊の自衛消防業務に従事する者の受講状況を把握し、計画的に受講させるものとする。

(防災教育の内容)

第 55 条 防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、おおむね、次によるものとする。

- (1) 防火・防災消防計画について
- (2) 職員等の守るべき事項について
- (3) 火災発生時の対応について
- (4) 地震時の対応について
- (5) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

(防災担当責任者への教育)

第 56 条 防災管理者は、防災担当責任者の知識の向上を図るため次の事項を積極的に進めるものとする。

- (1) 消防機関等の行う講演会等の参加
- (2) 防火・防災に関する図書等の提供

(職員等の訓練)

第 57 条 防災管理者は、有事に際し、被害を最小限にとどめるために次の基準により防災訓練を実施するものとする。

- (1) 基本訓練 通報、消火、避難誘導、安全防護、震災の各訓練（随時。ただし、消火訓練及び避難訓練は年 1 回以上。）
- (2) 総合訓練 年 1 回以上

(総合訓練の実施要領)

第 58 条 総合訓練は、予め消防機関へ連絡し、通報、消火及び避難誘導等の個別訓練並びに安全防護訓練を有機的に連携して行う。

2 前項の訓練は、必要に応じて消防機関の協力を得て行う

(通報訓練の実施要領)

第 59 条 通報訓練は、次によるものとする。

- (1) 消防機関への通報訓練
- (2) 火災発見者の通報訓練

(消火訓練の実施要領)

第 60 条 消火訓練は、次によるものとする。

- (1) 消火器による訓練

(2) 屋内消火栓による消火訓練

(避難誘導訓練の実施要領)

第 61 条 避難誘導訓練は、次によるものとする。

(1) 階段等からの避難誘導訓練等

(2) エレベーター等からの誘導訓練

(安全防護訓練の実施要領)

第 62 条 安全防護訓練の実施要領は、次によるものとする。

(1) 防火シャッター等の機能確認と併せ火点直近の防火戸及び窓等の開口部の閉鎖により延焼範囲を最小限にすることに留意し、実施すること。

(消防機関への指導要請)

第 63 条 統括管理者は、訓練を実施するに当たって必要と認める場合は、消火等の技術向上のため、消防機関への指導を要請することができる。

(震災訓練の実施)

第 64 条 震災訓練の実施は、本計画の定める各種訓練に準じて実施するとともに、必要に応じ、関係機関が行う訓練又は付近住民が行う訓練に参加するものとする。

(訓練の記録)

第 65 条 統括管理者は、防災訓練を実施した場合は、実施日時、場所、訓練種別、訓練概要、参加人員、訓練の結果及びその他必要な事項を記録しておかなければならない。

(避難場所等の提供)

第 66 条 病院長は、地方公共団体から災害時に備えて避難場所等として施設の指定の要請があった場合は、可能な限り承諾するものとし、承諾したときは、学長に報告するものとする。

2 病院長は、地方公共団体から前項の避難場所等として指定された施設の提供の要請があった場合は、速やかにこれを提供するものとする。

(要員の派遣等)

第 67 条 病院長は、地域における人命救助その他の救助活動のため、可能な限り要員の派遣及び施設等の提供を行うものとする。

(支援の要請)

第 68 条 病院長は、災害対策業務の遂行に当たって、本院関係者で対応できない場合は、他部局又は他機関へ要員の派遣及び救援物資等の支援を求めるものとする。

(放射線障害の予防)

第 69 条 放射性同位元素等における放射線障害の防止及び安全を確保するための措置は、「金沢大学附属病院放射線障害予防規程」に基づき行うものとする。

(広報活動)

第 70 条 病院長は、被害状況及び救護活動等について、報道機関等への広報に努めるものとする。

(外部委託)

第 71 条 外部委託による防火・防災管理体制は、請負契約における仕様書で明確にするものとする。

(事務)

第 72 条 この計画の実施に関する事務は、総務課において処理する。
(雑則)

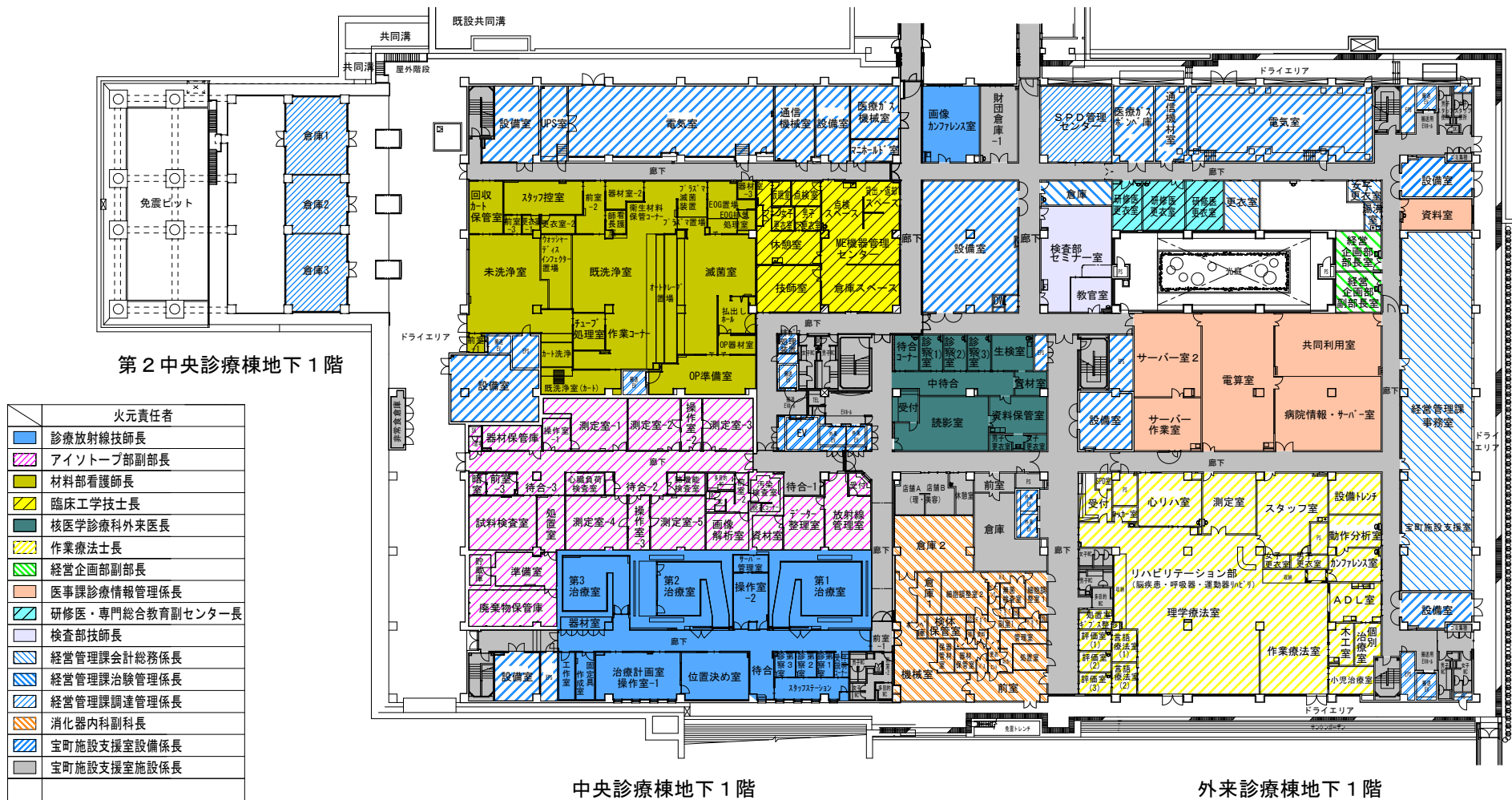
第 73 条 この計画に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

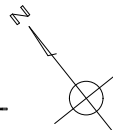
1. この計画は、平成 15 年 7 月 9 日から施行する。
2. この計画は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
3. この計画は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
4. この計画は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

1. この計画は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。
2. この計画は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
3. この計画は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
4. この計画は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。



火元責任者区域図 中央診療棟・外来診療棟地下1階



	火元責任者
[Red]	看護部外来看護師長
[Red with diagonal lines]	看護部緩和ケアセンター看護師長
[Green]	救急部看護師長
[Blue]	診療放射線技師長
[Orange]	医事課医事総括係長
[Light Orange]	医事課診療情報管理係長
[Light Green]	地域医療連携係長
[Purple]	整形外科外来医長
[Dark Purple]	薬剤部副薬剤師長
[Light Blue]	外科診療部門外来医長
[Pink]	麻酔科蘇生科外来医長
[Dark Green]	子供のこころ診療科副科長
[Pink with diagonal lines]	医療安全管理部副部長
[Pink with horizontal lines]	感染制御部副部長
[Light Blue with diagonal lines]	総務課総務係長
[Blue with diagonal lines]	経営管理課調達管理係長
[Blue with horizontal lines]	宝町施設支援室設備係長
[Grey]	宝町施設支援室施設係長

火元責任者区域図

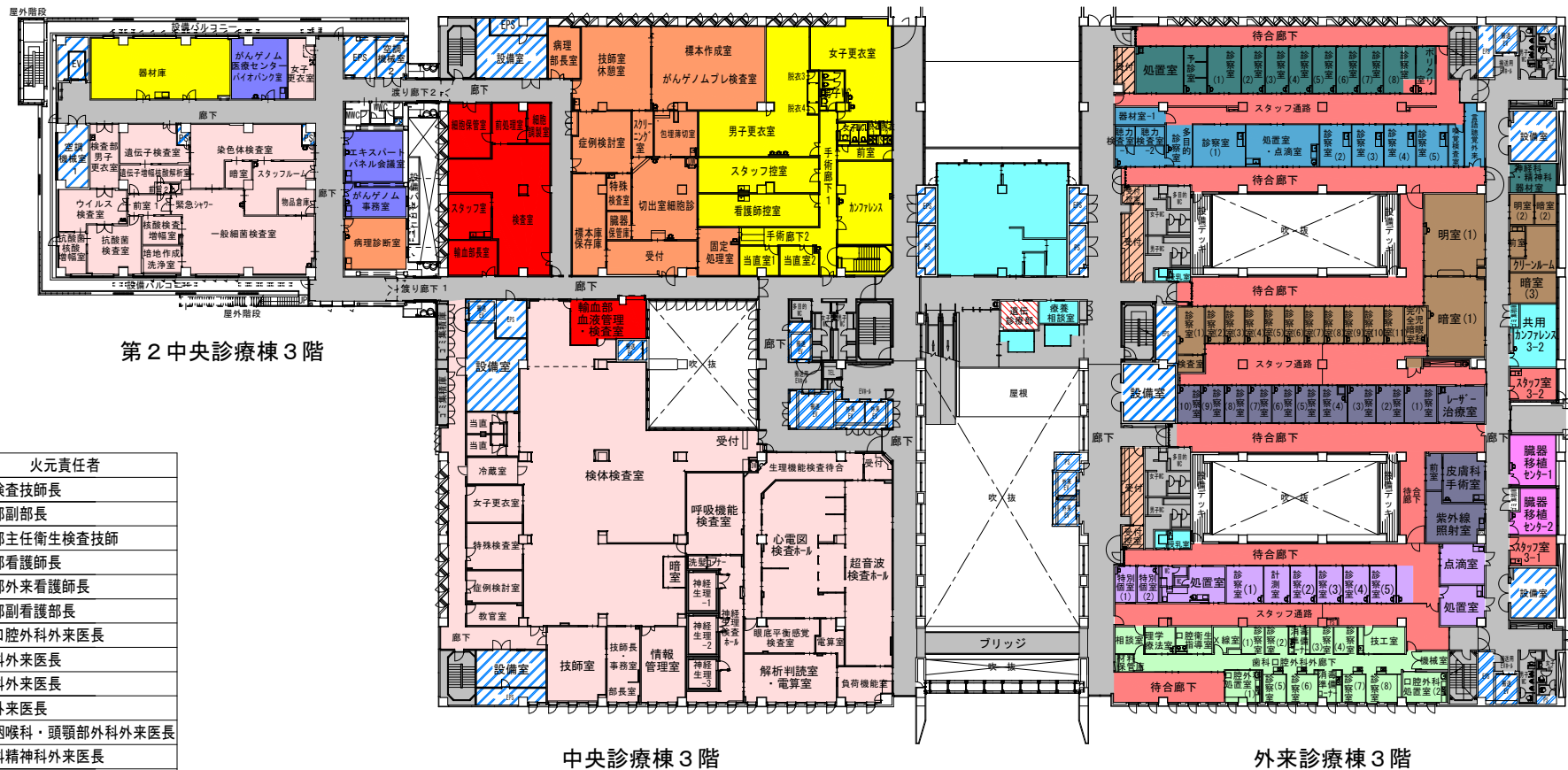
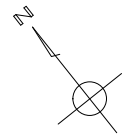
中央診療棟・外来診療棟 1階



	火元責任者
■	輸血部主任衛生検査技師
■	血液浄化療法部看護部長
■	中央診療棟2階看護部長
■	臨床検査技師長
■	看護部副看護部長
■	診療放射線技師長
■	外来化学療法センター副センター長
■	内科診療部門外来医長
■	放射線科外来医長
■	産科婦人科外来医長
■	泌尿器科外来医長
■	神経内科外来医長
■	総務課総務係長
■	宝町施設支援室設備係長
■	医事課医事総括係長
■	医事課診療情報管理係長
■	看護部外来看護師長
■	宝町施設支援室施設係長
■	ハートセンター副センター長

火元責任者区域図

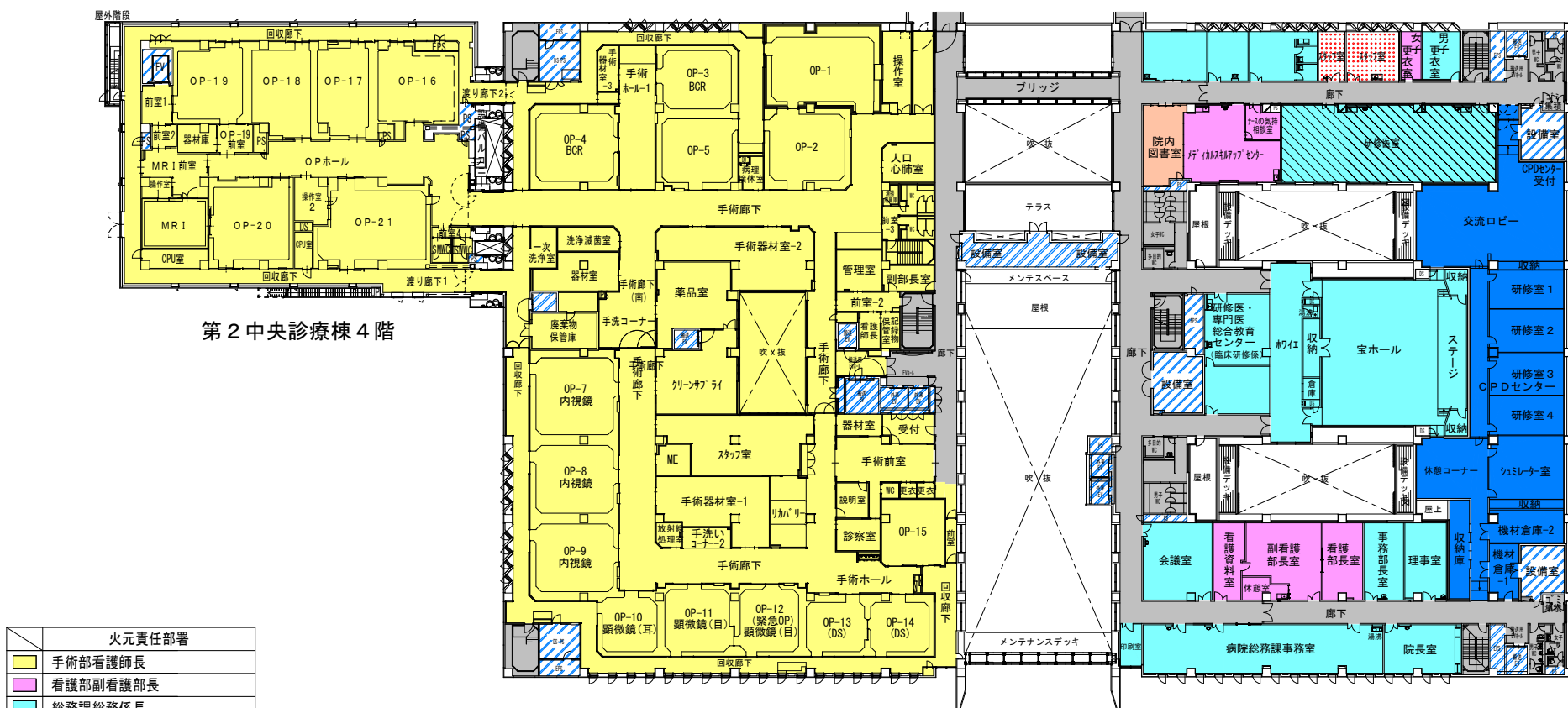
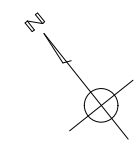
中央診療棟・外来診療棟2階



	火元責任者
	臨床検査技師長
	病理部副部長
	輸血部主任衛生検査技師
	手術部看護師長
	看護部外来看護師長
	看護部副看護部長
	歯科口腔外科外来医長
	小児科外来医長
	皮膚科外来医長
	眼科外来医長
	耳鼻咽喉科・頭頸部外科外来医長
	神経科精神科外来医長
	臓器移植センター副センター長
	総務課総務係長
	宝町施設支援室設備係長
	宝町施設支援室施設係長
	医事課診療情報管理係長
	がんゲノム医療センター副センター長
	遺伝診療部副部長

火元責任者区域図

中央診療棟・外来診療棟 3階



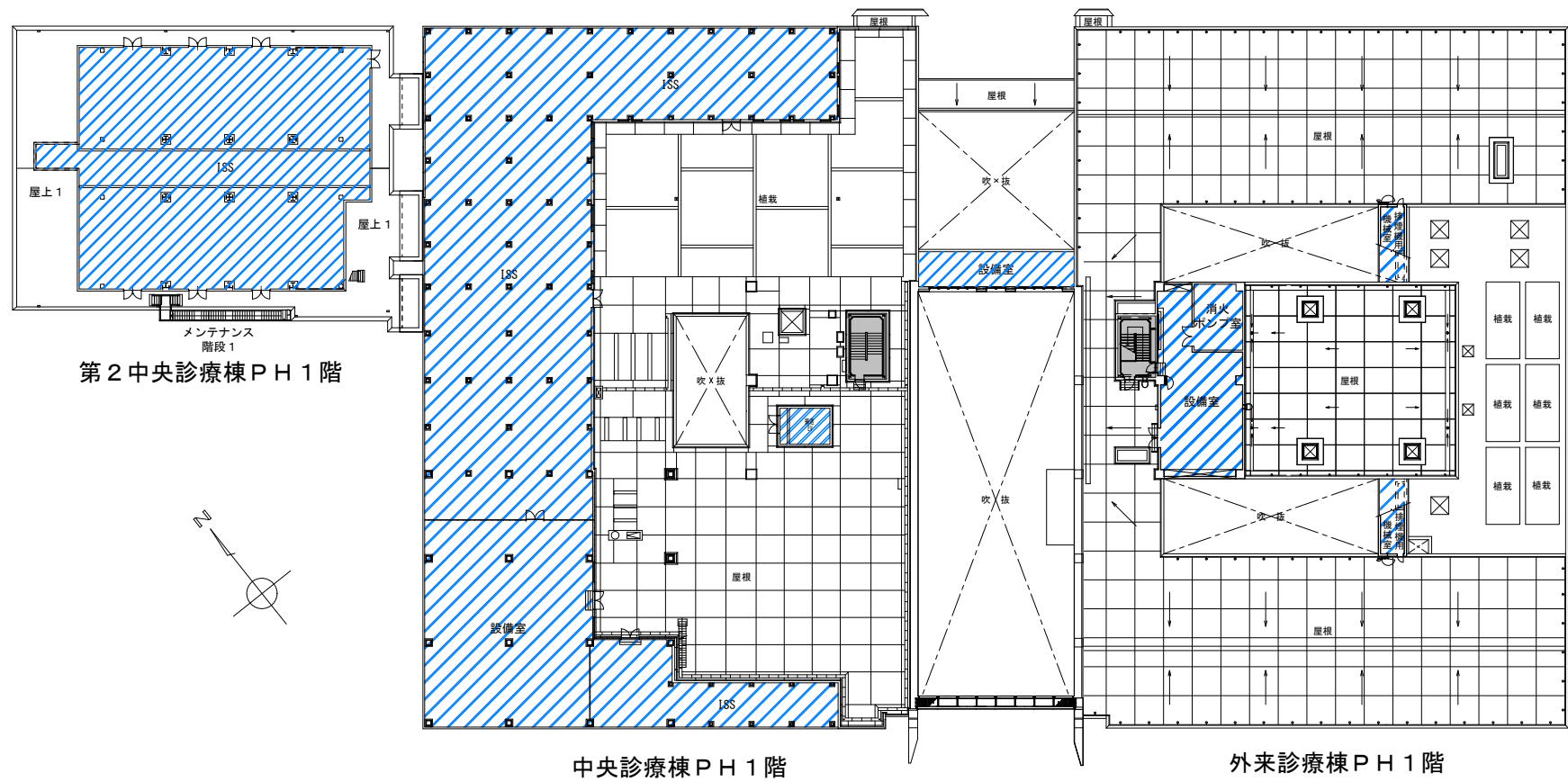
	火元責任部署
■	手術部看護師長
■	看護部副看護部長
■	総務課総務係長
■	宝町施設支援室設備係長
■	医事課医療福祉係長
■	CPDセンター副部長
■	研修医・専門総合教育センター副センター長
■	宝町施設支援室施設係長
■	血液内科副課長

中央診療棟4階

外来診療棟4階

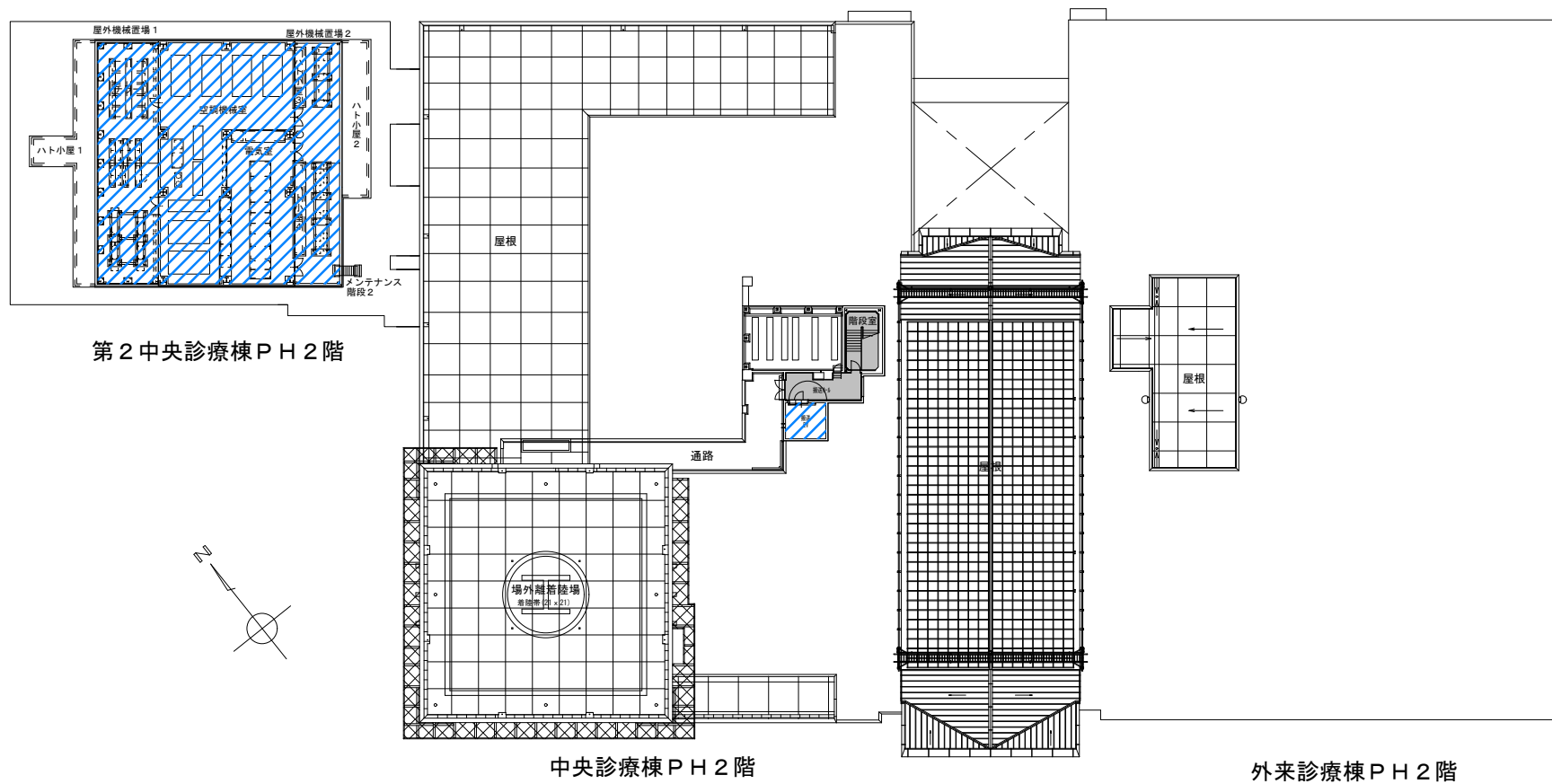
火元責任者区域図

中央診療棟・外来診療棟4階



火元責任者	
	宝町施設支援室設備係長
	宝町施設支援室施設係長

火元責任者区域図 中央診療棟・外来診療棟PH1階



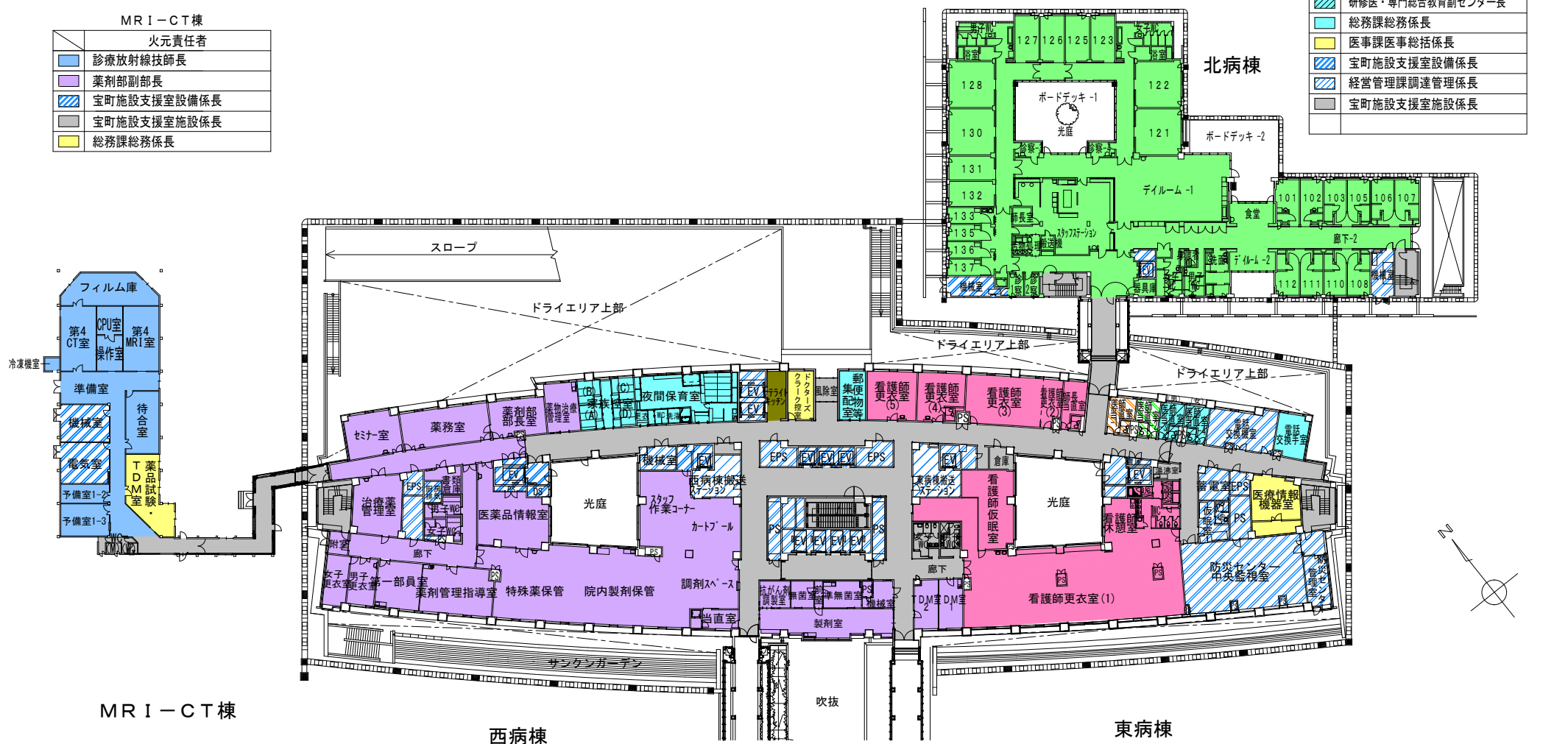
	火元責任者
	宝町施設支援室設備係長
	宝町施設支援室施設係長

火元責任者区域図

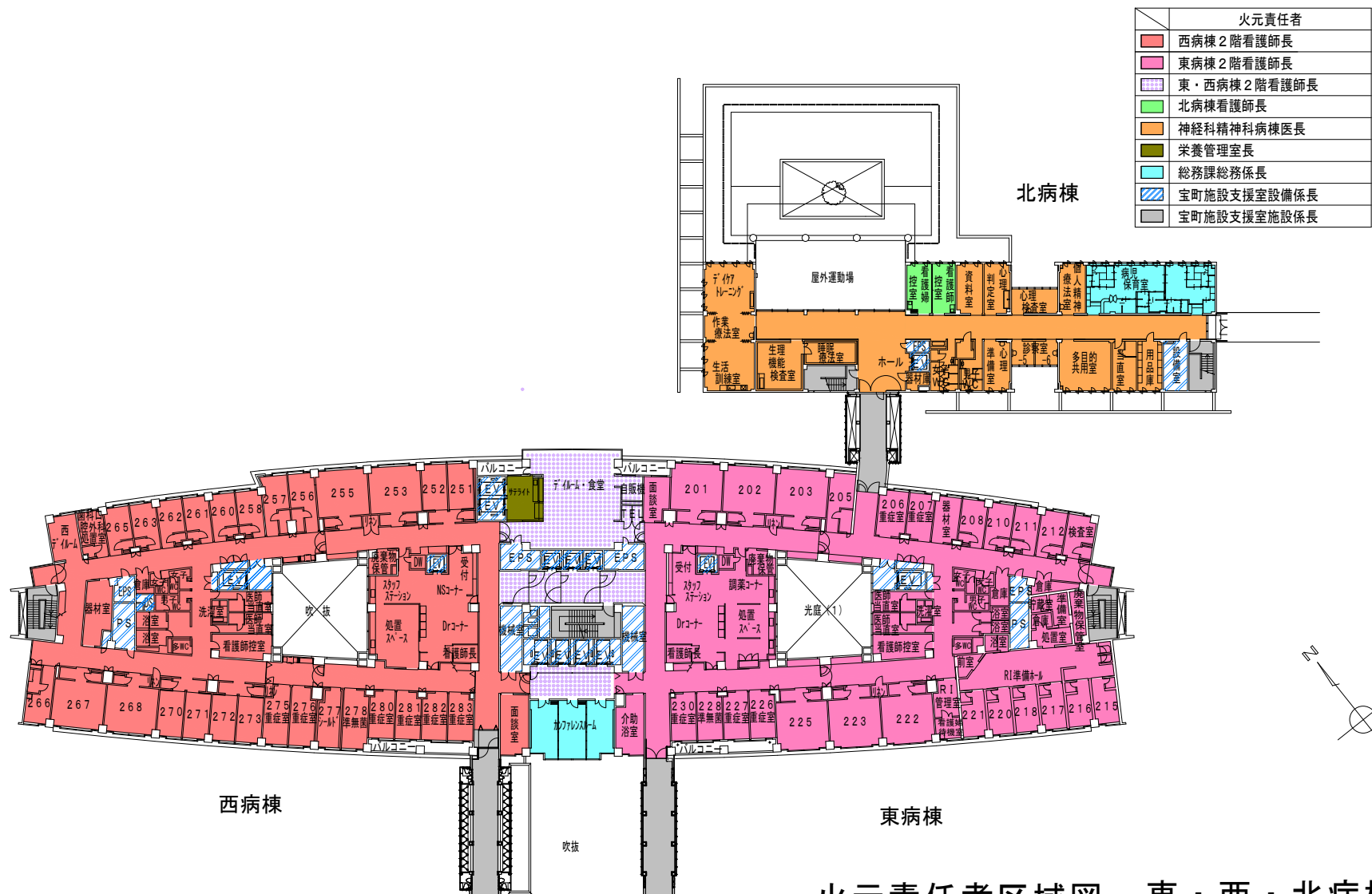
中央診療棟・外来診療棟PH2階

MRI-CT棟	
	火元責任者
診療放射線技師長	
薬剤部副部長	
宝町施設支援室設備係長	
宝町施設支援室施設係長	
総務課総務係長	

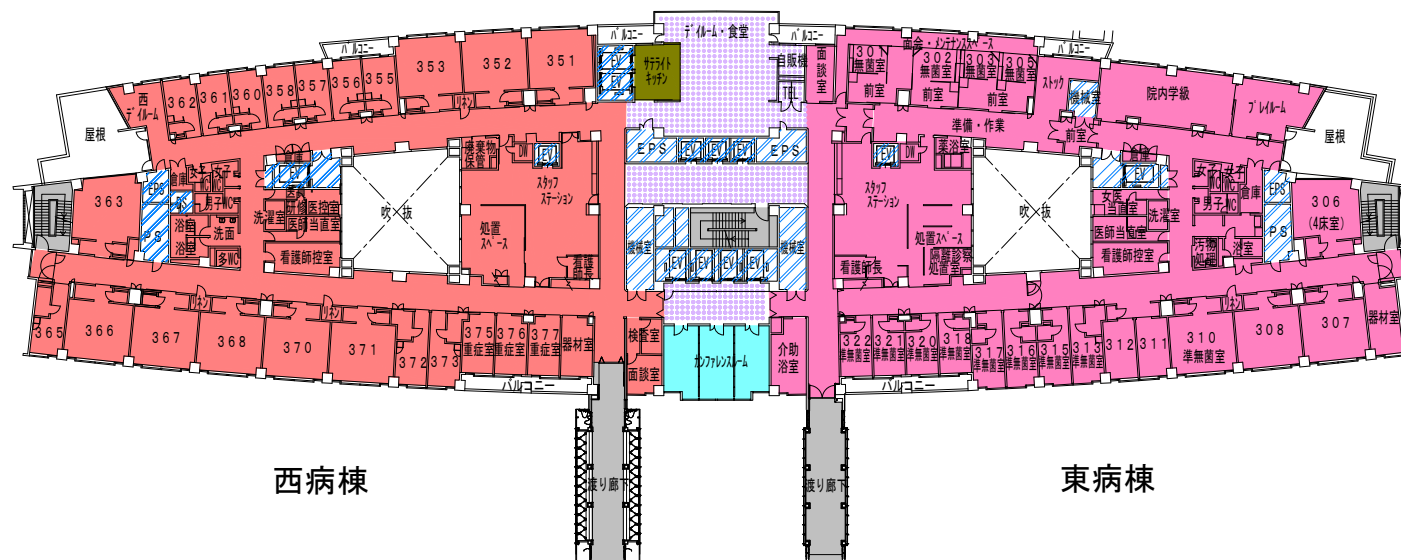
病棟	
	火元責任者
	薬剤部副部長
	看護部副看護部長
	北病棟看護部長
	栄養管理室長
	放射線科副科長
	神経科精神科副科長
	研修医・専門総合教育副センター長
	総務課総務係長
	医事課医事総括係長
	宝町施設支援室設備係長
	経営管理課調達管理係長
	宝町施設支援室施設係長



火元責任者区域図 東・西・北病棟・MRI-CT棟1階



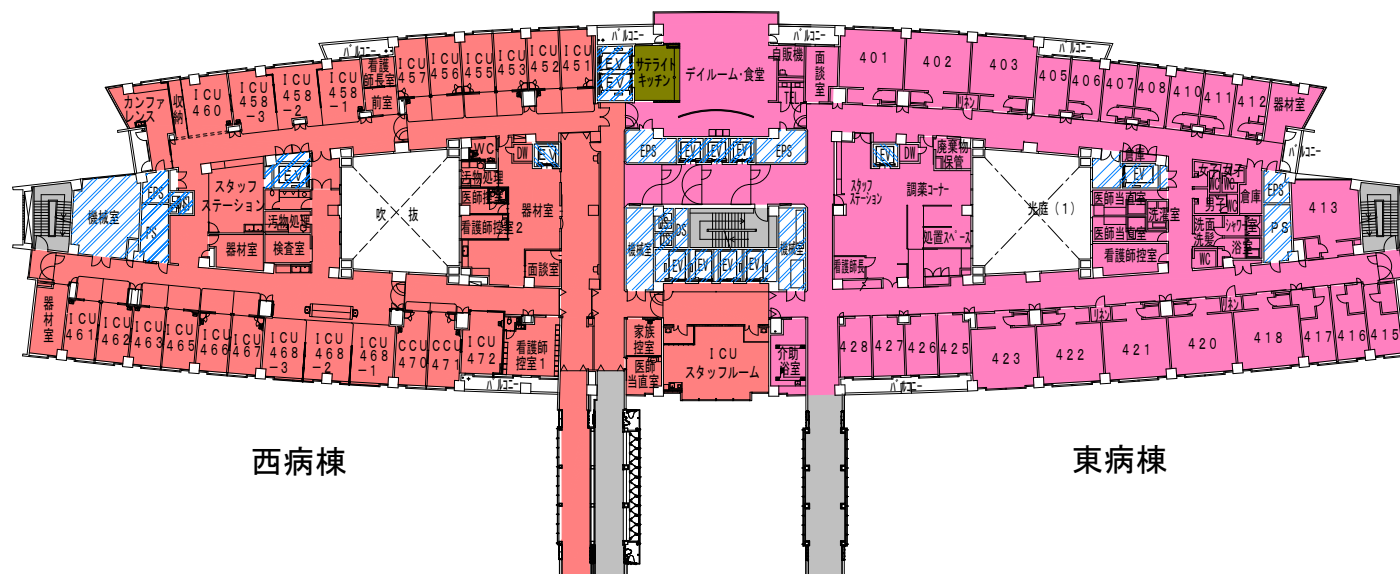
火元責任者区域図 東・西・北病棟2階



	火元責任者
■	西病棟3階看護師長
■	東病棟3階看護師長
■	東・西病棟3階看護師長
■	栄養管理室長
■	総務課総務係長
■	宝町施設支援室設備係長
■	宝町施設支援室施設係長

火元責任者区域図

東・西病棟3階



	火元責任者
	ICU・CCU看護師長
	東病棟4階看護師長
	栄養管理室長
	宝町施設支援室設備係長
	宝町施設支援室施設係長

火元責任者区域図

東・西病棟4階



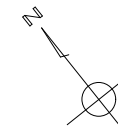
	火元責任者
■	西病棟5階看護師長
■	MFICU看護師長
■	GCU・NICU看護師長
■	東病棟5階看護師長
■	東・西病棟5階看護師長
■	栄養管理室長
■	総務課総務係長
■	宝町施設支援室設備係長
■	宝町施設支援室施設係長

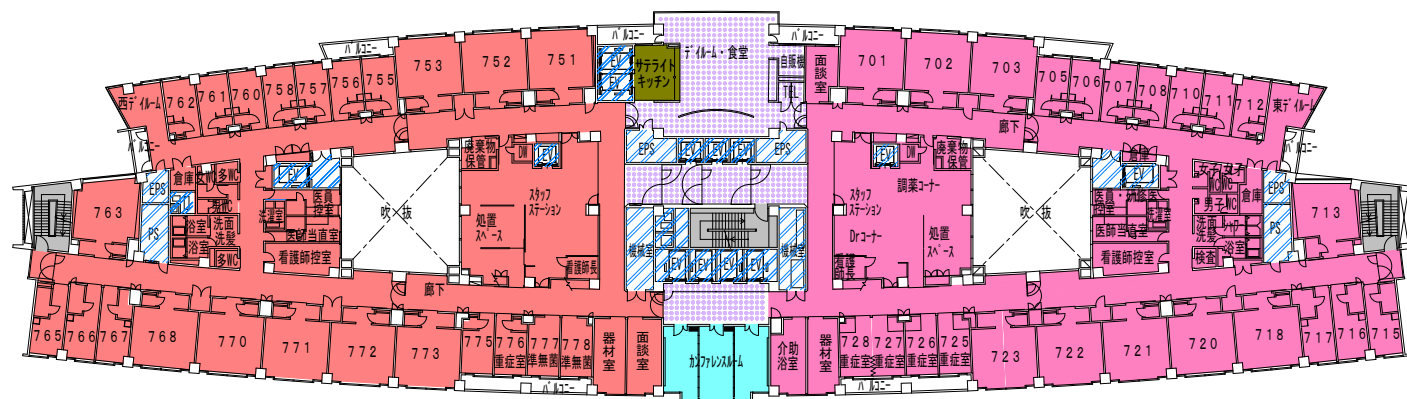
火元責任者区域図

東・西病棟5階

東病棟

	火元責任者
	西病棟 6 階看護師長
	東病棟 6 階看護師長
	東・西病棟 6 階看護師長
	栄養管理室長
	総務課総務係長
	宝町施設支援室設備係長
	宝町施設支援室施設係長

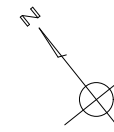


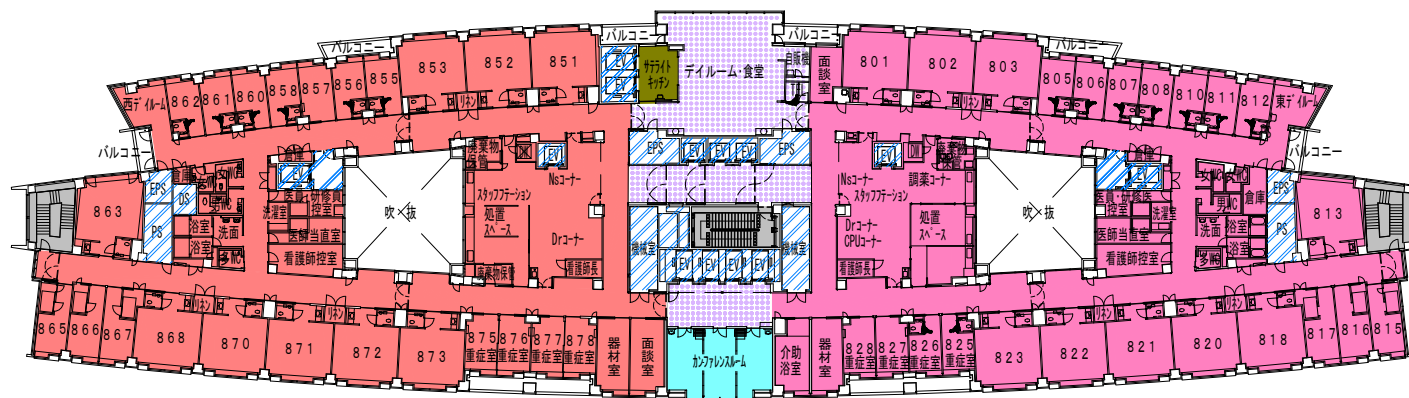


西病棟

東病棟

火元責任者	
	西病棟7階看護師長
	東病棟7階看護師長
	東・西病棟7階看護師長
	栄養管理室長
	総務課総務係長
	宝町施設支援室設備係長
	宝町施設支援室施設係長

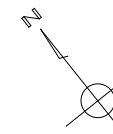




西病棟

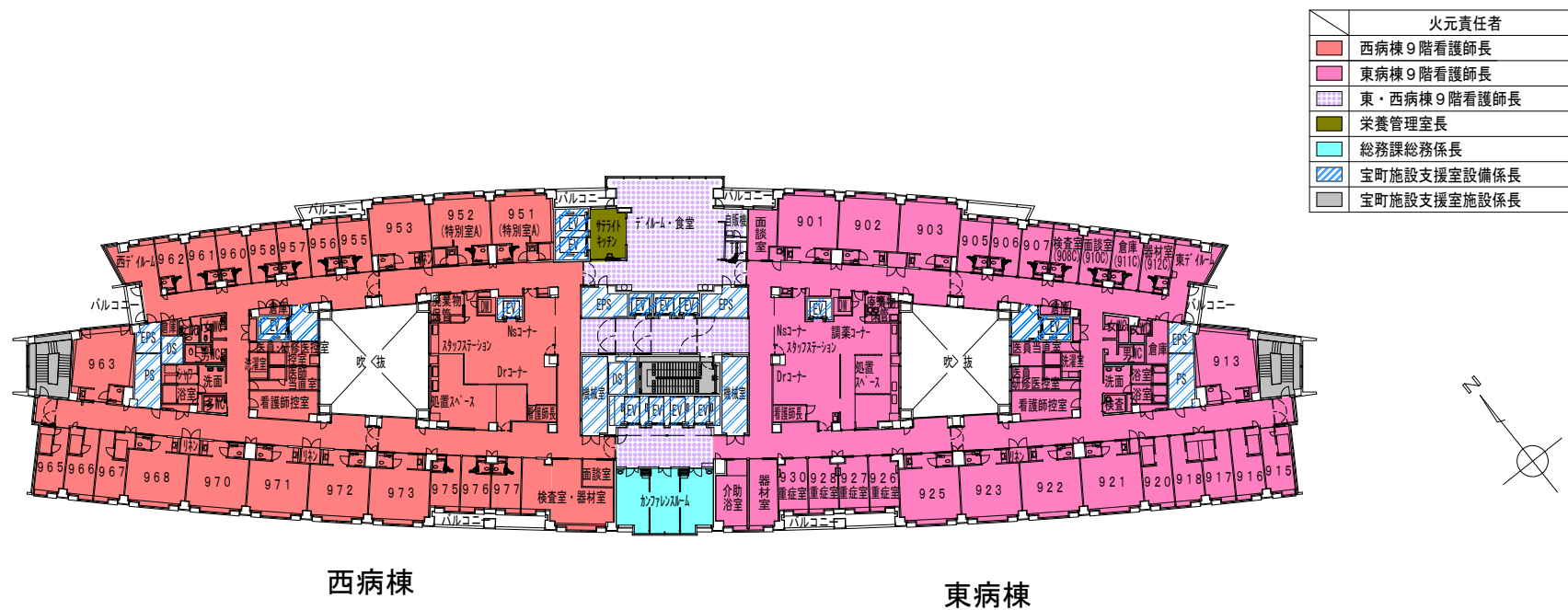
東病棟

	火元責任者
■	西病棟 8 階看護師長
■	東病棟 8 階看護師長
■	東・西病棟 8 階看護師長
■	栄養管理室長
■	総務課総務係長
■	宝町施設支援室設備係長
■	宝町施設支援室施設係長



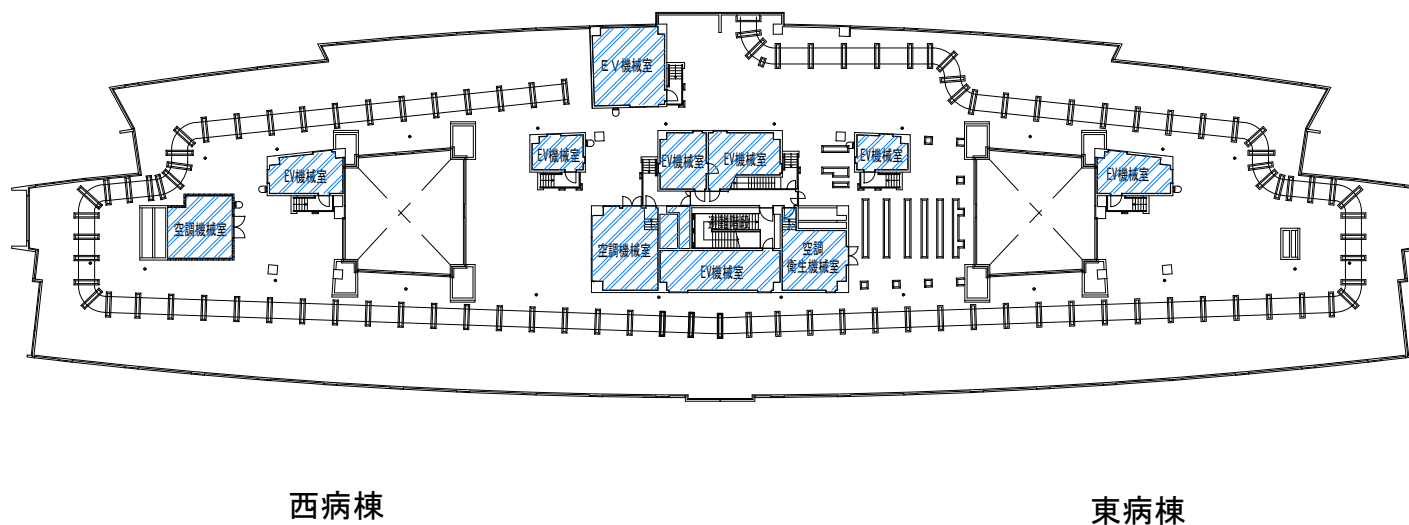
火元責任者区域図

東・西病棟 8 階



火元責任者区域図

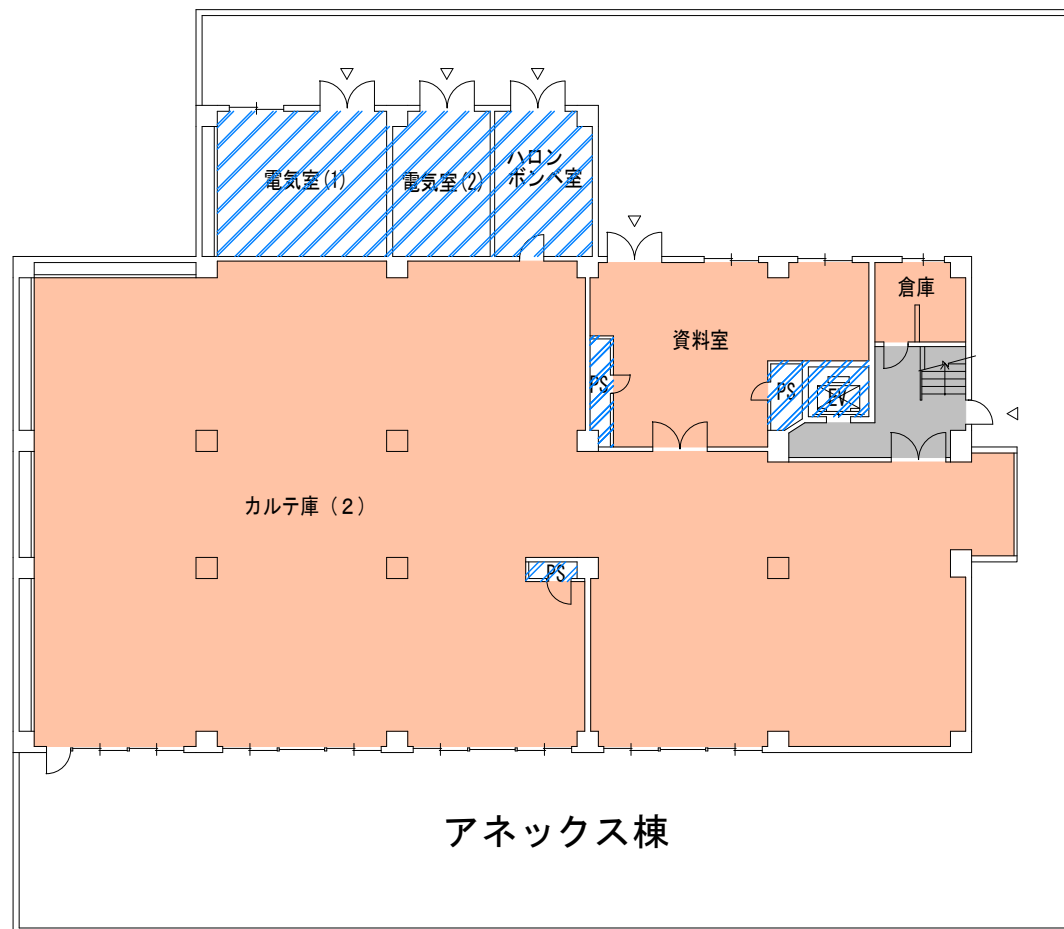
東・西病棟9階



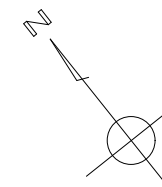
火元責任者	
宝町施設支援室設備係長	
宝町施設支援室施設係長	

火元責任者区域図

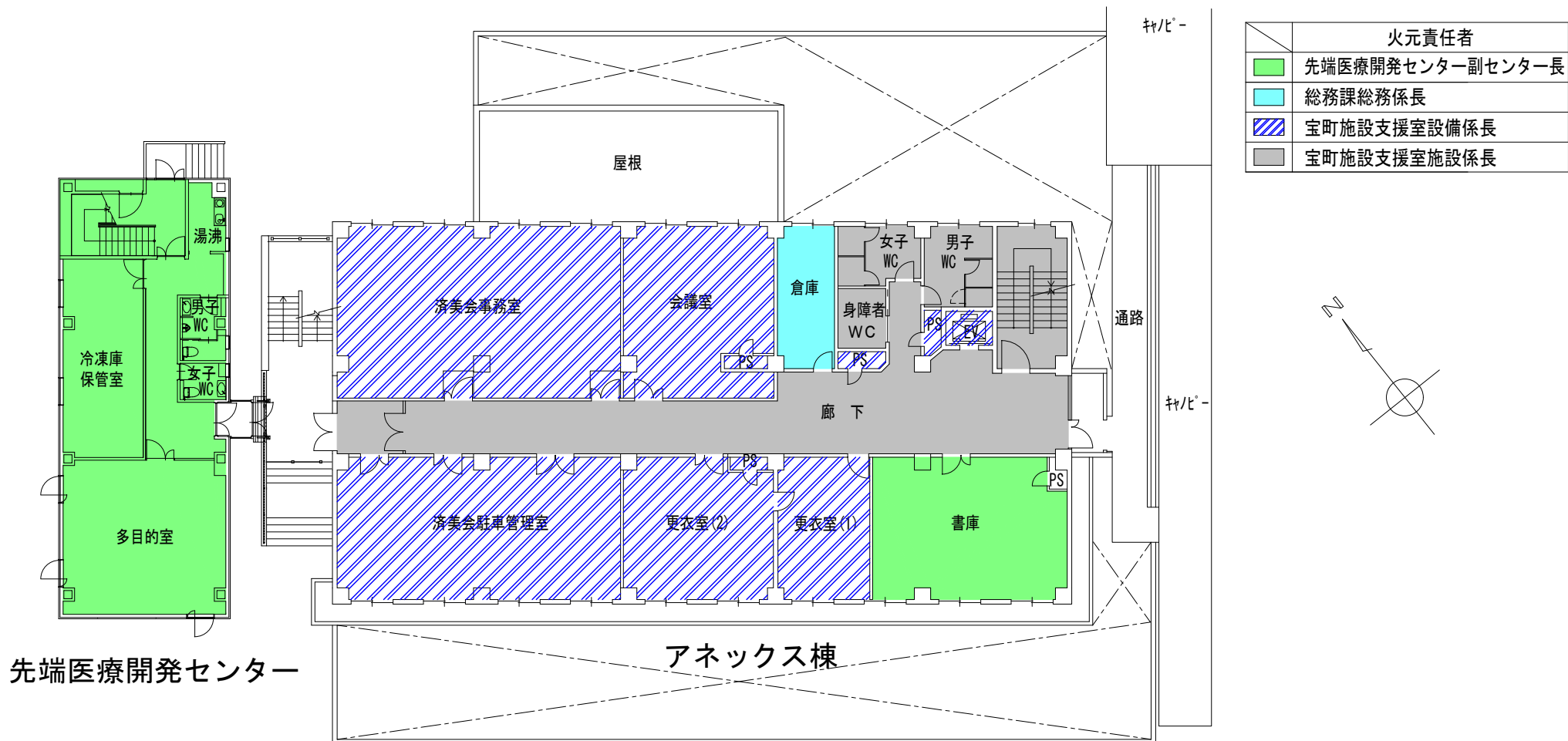
東・西病棟 P H 階

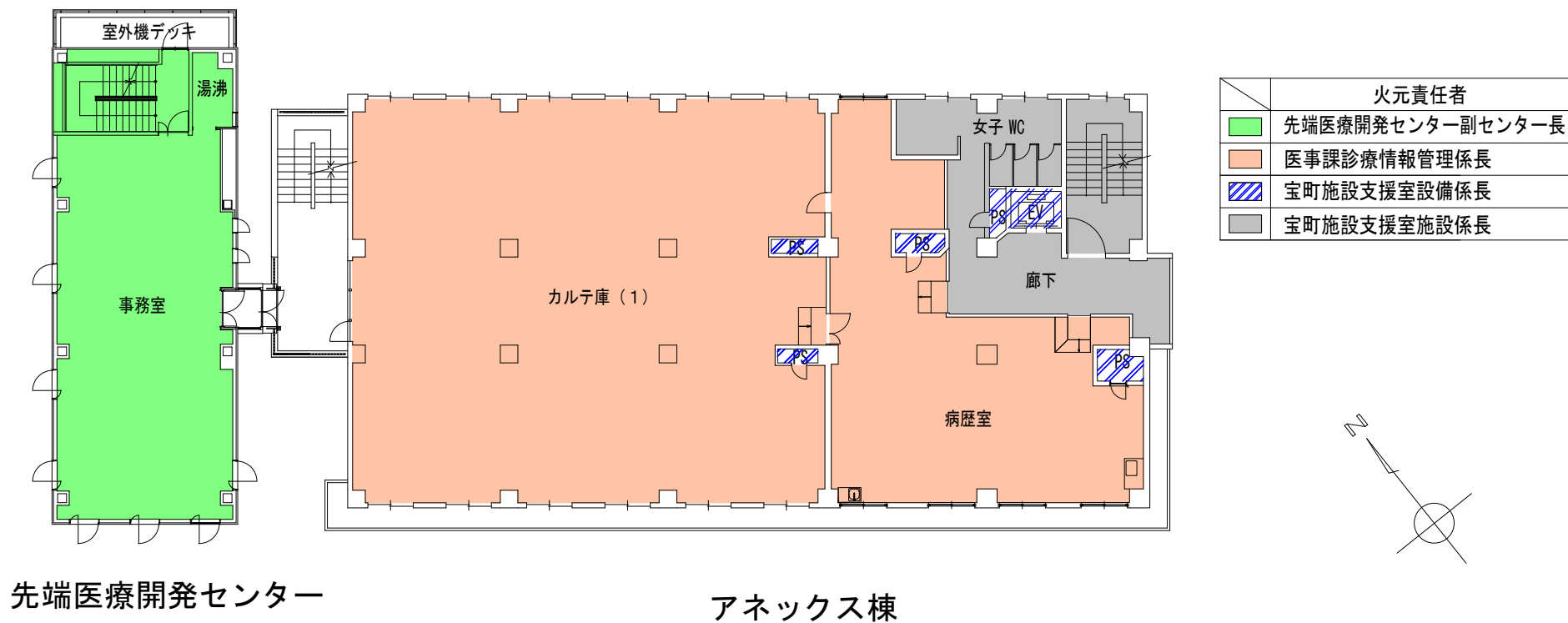


	火元責任者
	医事課診療情報管理係長
	宝町施設支援室設備係長
	宝町施設支援室施設係長



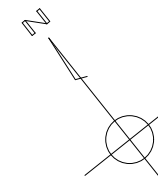
火元責任者区域図 アネックス棟・先端医療開発センター地下1階





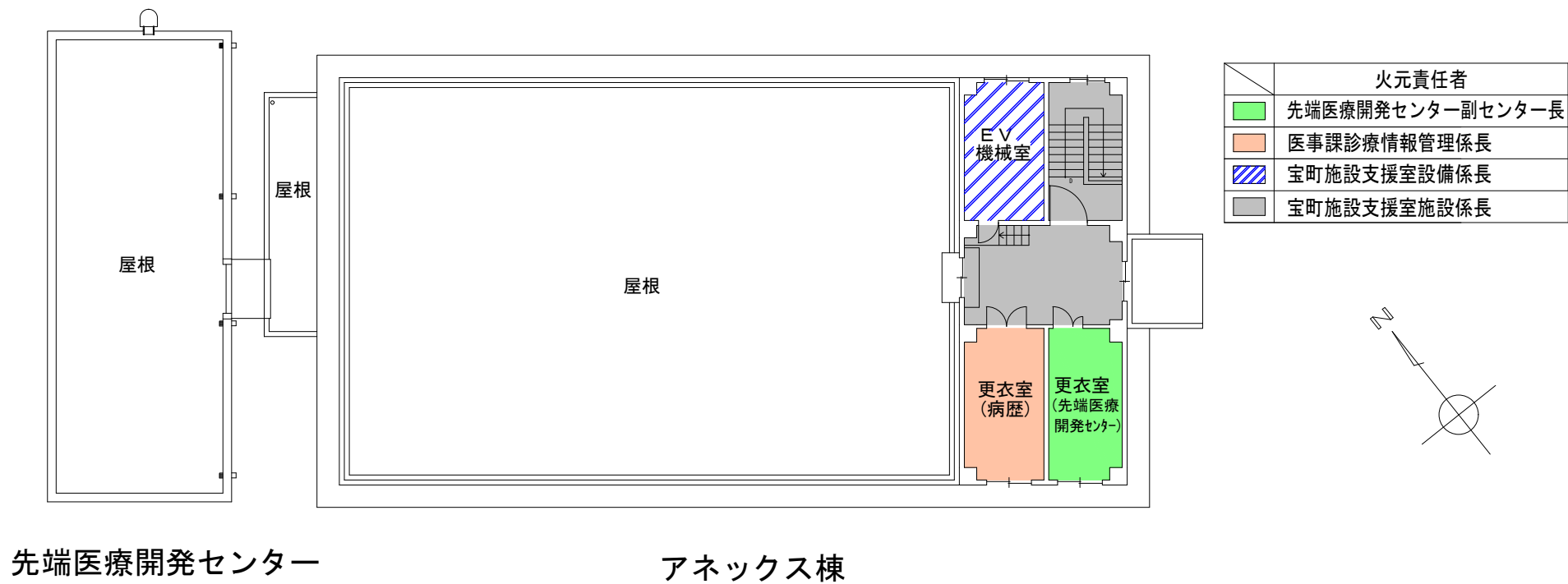
火元責任者区域図 アネックス棟・先端開発センター2階

	火元責任者
	先端医療開発センター副センター長
	宝町施設支援室設備係長
	宝町施設支援室施設係長

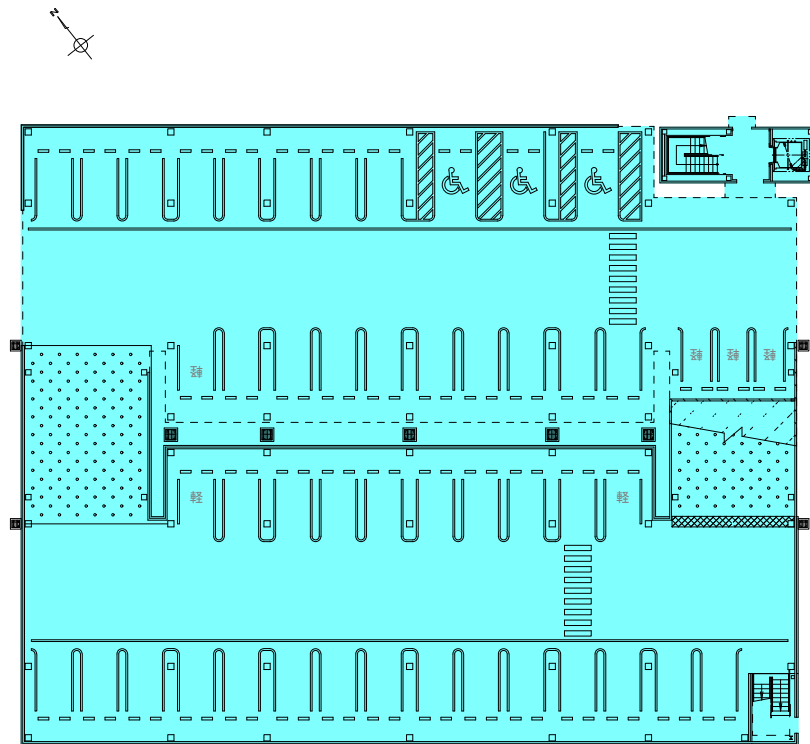


先端医療開発センター

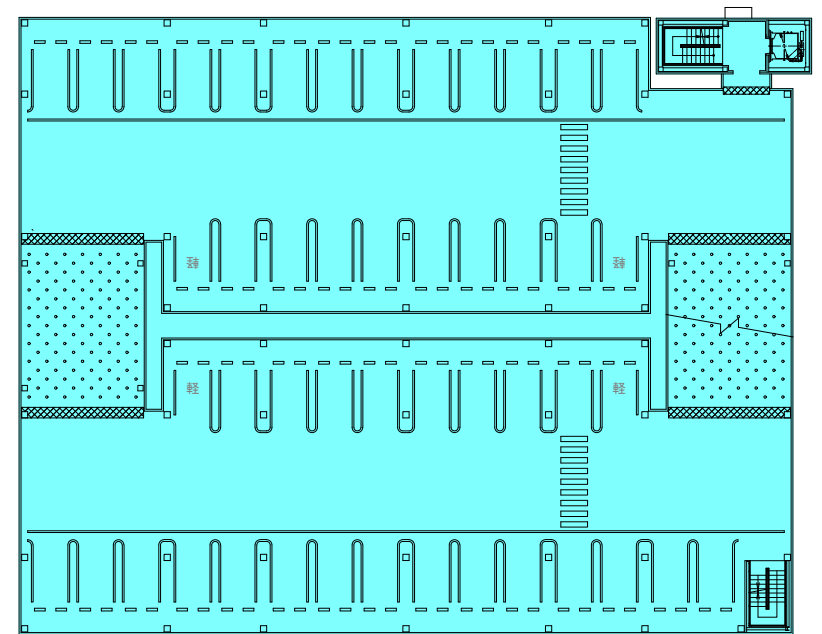
アネックス棟



火元責任者区域図 アネックス棟・先端医療開発センターR階



1 階

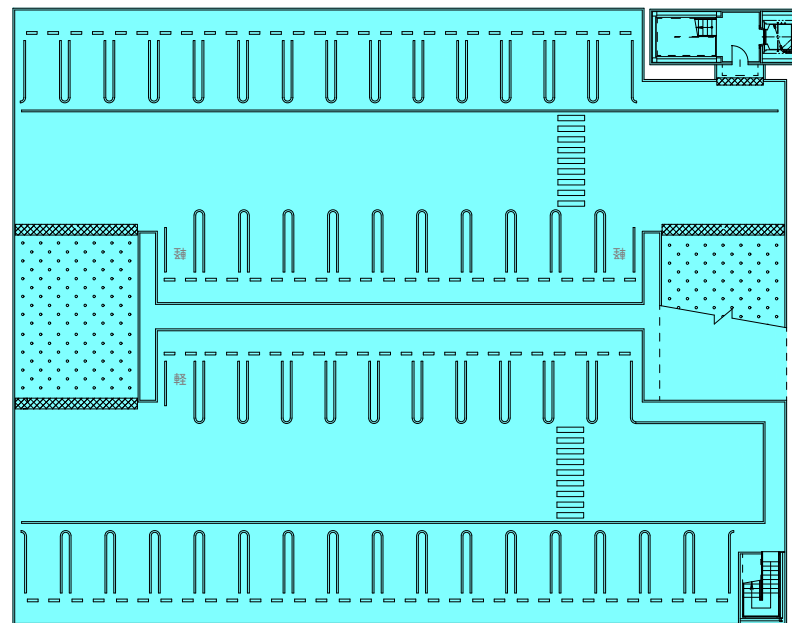


2 階

火元責任者	
総務課総務係長	



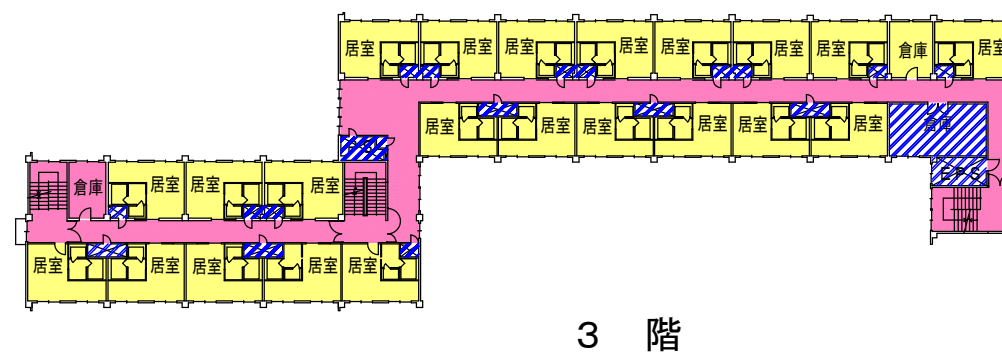
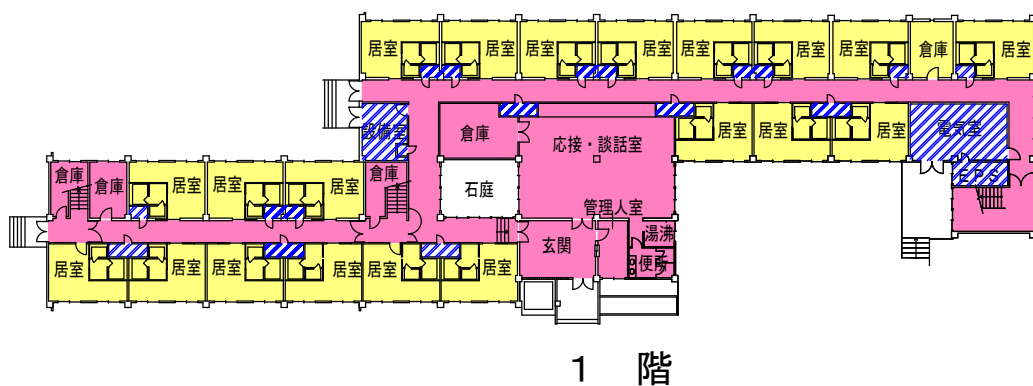
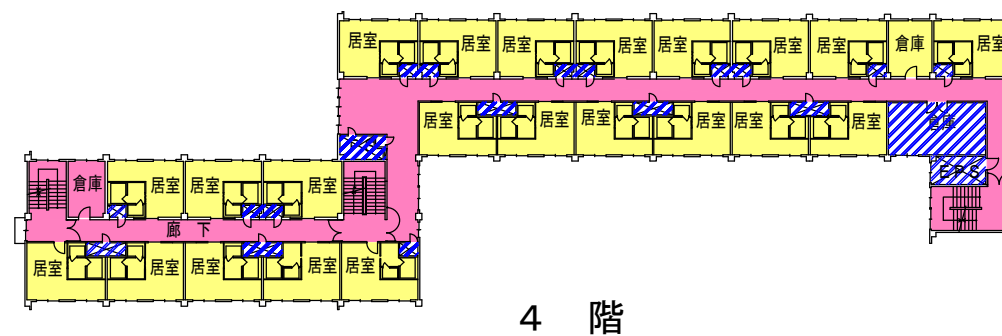
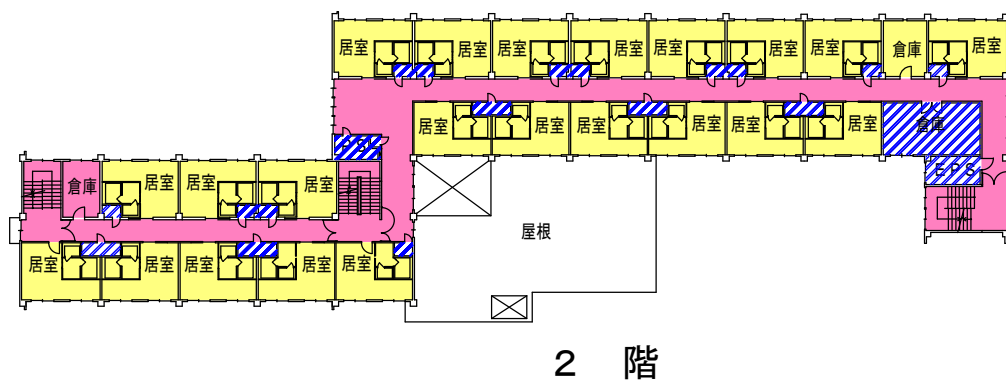
	火元責任者
	総務課総務係長



R階

火元責任者区域図

外来用立体駐車場



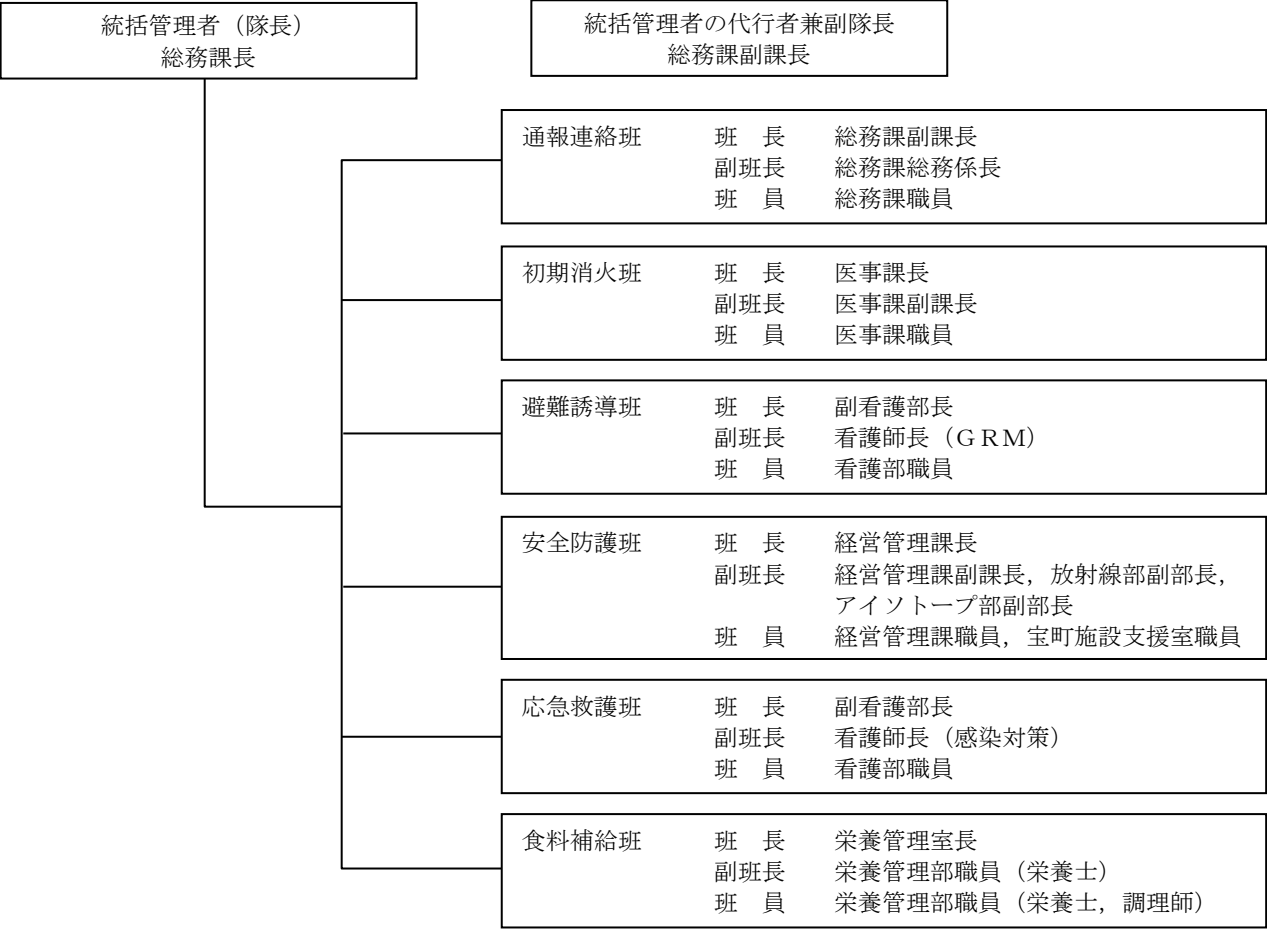
火元責任者	
■	入居者（居室）
■	副看護部長（居室以外）
■	宝町施設支援室設備係長

別表 2

自衛消防組織編成表

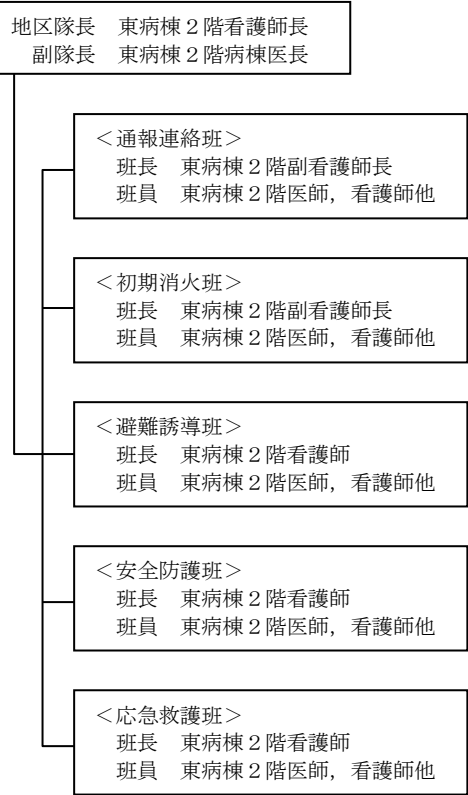
1. 本部隊

管
理
権
原
者

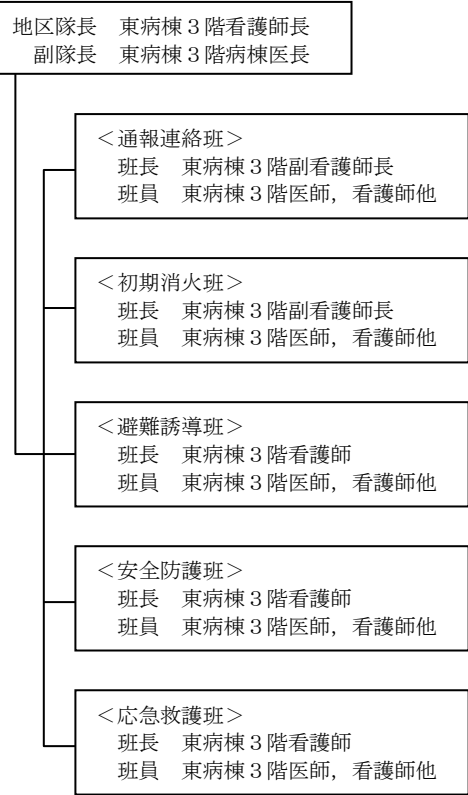


2. 地区隊

東病棟 2 階



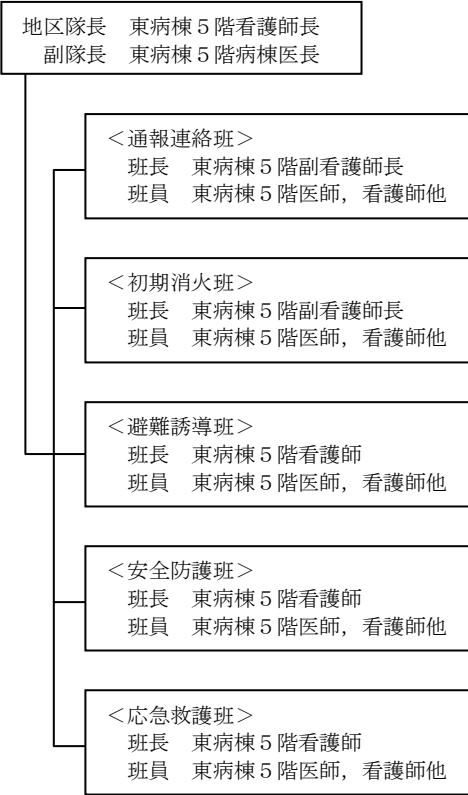
東病棟 3 階



東病棟 4 階



東病棟 5 階



東病棟 6 階

地区隊長 東病棟 6 階看護師長
副隊長 東病棟 6 階病棟医長

< 通報連絡班 >

班長 東病棟 6 階副看護師長
班員 東病棟 6 階医師，看護師他

< 初期消火班 >

班長 東病棟 6 階副看護師長
班員 東病棟 6 階医師，看護師他

< 避難誘導班 >

班長 東病棟 6 階看護師
班員 東病棟 6 階医師，看護師他

< 安全防護班 >

班長 東病棟 6 階看護師
班員 東病棟 6 階医師，看護師他

< 応急救護班 >

班長 東病棟 6 階看護師
班員 東病棟 6 階医師，看護師他

東病棟 7 階

地区隊長 東病棟 7 階看護師長
副隊長 東病棟 7 階病棟医長

< 通報連絡班 >

班長 東病棟 7 階副看護師長
班員 東病棟 7 階医師，看護師他

< 初期消火班 >

班長 東病棟 7 階副看護師長
班員 東病棟 7 階医師，看護師他

< 避難誘導班 >

班長 東病棟 7 階看護師
班員 東病棟 7 階医師，看護師他

< 安全防護班 >

班長 東病棟 7 階看護師
班員 東病棟 7 階医師，看護師他

< 応急救護班 >

班長 東病棟 7 階看護師
班員 東病棟 7 階医師，看護師他

東病棟 8 階

地区隊長 東病棟 8 階看護師長
副隊長 東病棟 8 階病棟医長

< 通報連絡班 >

班長 東病棟 8 階副看護師長
班員 東病棟 8 階医師，看護師他

< 初期消火班 >

班長 東病棟 8 階副看護師長
班員 東病棟 8 階医師，看護師他

< 避難誘導班 >

班長 東病棟 8 階看護師
班員 東病棟 8 階医師，看護師他

< 安全防護班 >

班長 東病棟 8 階看護師
班員 東病棟 8 階医師，看護師他

< 応急救護班 >

班長 東病棟 8 階看護師
班員 東病棟 8 階医師，看護師他

東病棟 9 階

地区隊長 東病棟 9 階看護師長
副隊長 東病棟 9 階病棟医長

< 通報連絡班 >

班長 東病棟 9 階副看護師長
班員 東病棟 9 階医師，看護師他

< 初期消火班 >

班長 東病棟 9 階副看護師長
班員 東病棟 9 階医師，看護師他

< 避難誘導班 >

班長 東病棟 9 階看護師
班員 東病棟 9 階医師，看護師他

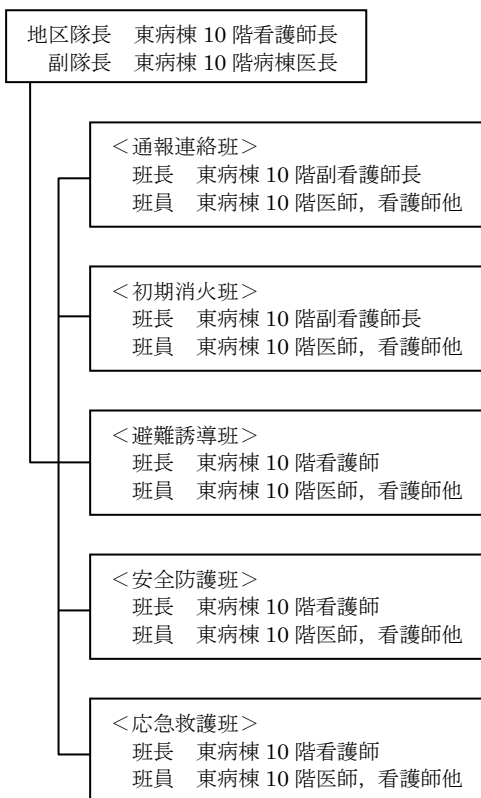
< 安全防護班 >

班長 東病棟 9 階看護師
班員 東病棟 9 階医師，看護師他

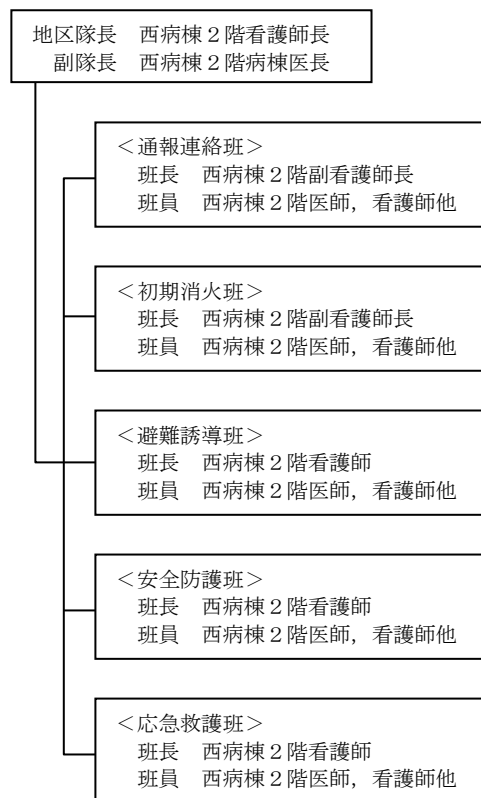
< 応急救護班 >

班長 東病棟 9 階看護師
班員 東病棟 9 階医師，看護師他

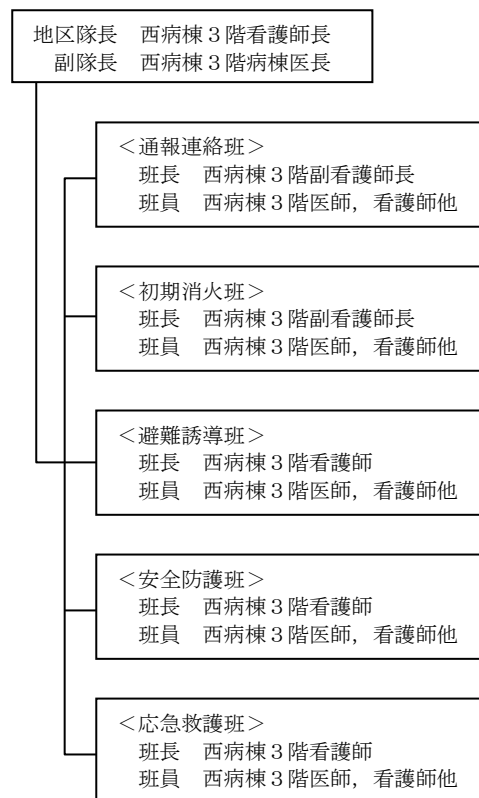
東病棟 10 階



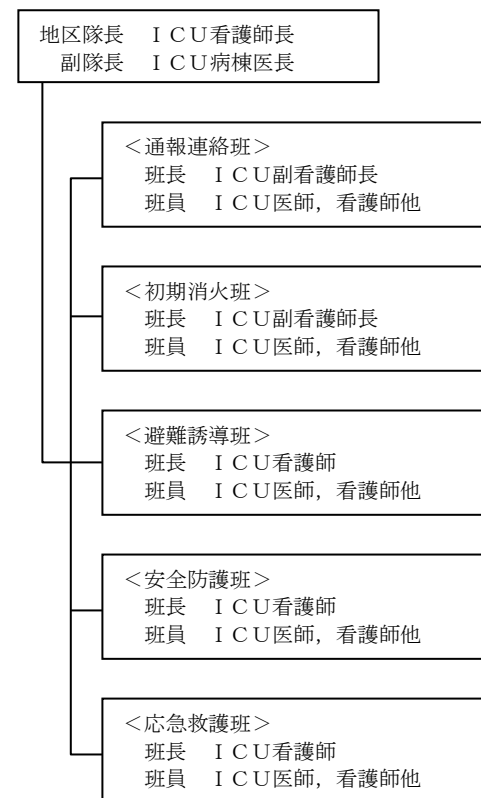
西病棟 2 階



西病棟 3 階



I C U (西病棟 4 階)



西病棟 5 階

地区隊長 西病棟 5 階看護師長
副隊長 西病棟 5 階病棟医長

< 通報連絡班 >

班長 西病棟 5 階副看護師長
班員 西病棟 5 階医師，看護師他

< 初期消火班 >

班長 西病棟 5 階副看護師長
班員 西病棟 5 階医師，看護師他

< 避難誘導班 >

班長 西病棟 5 階看護師
班員 西病棟 5 階医師，看護師他

< 安全防護班 >

班長 西病棟 5 階看護師
班員 西病棟 5 階医師，看護師他

< 応急救護班 >

班長 西病棟 5 階看護師
班員 西病棟 5 階医師，看護師他

西病棟 6 階

地区隊長 西病棟 6 階看護師長
副隊長 西病棟 6 階病棟医長

< 通報連絡班 >

班長 西病棟 6 階副看護師長
班員 西病棟 6 階医師，看護師他

< 初期消火班 >

班長 西病棟 6 階副看護師長
班員 西病棟 6 階医師，看護師他

< 避難誘導班 >

班長 西病棟 6 階看護師
班員 西病棟 6 階医師，看護師他

< 安全防護班 >

班長 西病棟 6 階看護師
班員 西病棟 6 階医師，看護師他

< 応急救護班 >

班長 西病棟 6 階看護師
班員 西病棟 6 階医師，看護師他

西病棟 7 階

地区隊長 西病棟 7 階看護師長
副隊長 西病棟 7 階病棟医長

< 通報連絡班 >

班長 西病棟 7 階副看護師長
班員 西病棟 7 階医師，看護師他

< 初期消火班 >

班長 西病棟 7 階副看護師長
班員 西病棟 7 階医師，看護師他

< 避難誘導班 >

班長 西病棟 7 階看護師
班員 西病棟 7 階医師，看護師他

< 安全防護班 >

班長 西病棟 7 階看護師
班員 西病棟 7 階医師，看護師他

< 応急救護班 >

班長 西病棟 7 階看護師
班員 西病棟 7 階医師，看護師他

西病棟 8 階

地区隊長 西病棟 8 階看護師長
副隊長 西病棟 8 階病棟医長

< 通報連絡班 >

班長 西病棟 8 階副看護師長
班員 西病棟 8 階医師，看護師他

< 初期消火班 >

班長 西病棟 8 階副看護師長
班員 西病棟 8 階医師，看護師他

< 避難誘導班 >

班長 西病棟 8 階看護師
班員 西病棟 8 階医師，看護師他

< 安全防護班 >

班長 西病棟 8 階看護師
班員 西病棟 8 階医師，看護師他

< 応急救護班 >

班長 西病棟 8 階看護師
班員 西病棟 8 階医師，看護師他

西病棟 9 階

地区隊長 西病棟 9 階看護師長
副隊長 西病棟 9 階病棟医長

< 通報連絡班 >

班長 西病棟 9 階副看護師長
班員 西病棟 9 階医師，看護師他

< 初期消火班 >

班長 西病棟 9 階副看護師長
班員 西病棟 9 階医師，看護師他

< 避難誘導班 >

班長 西病棟 9 階看護師
班員 西病棟 9 階医師，看護師他

< 安全防護班 >

班長 西病棟 9 階看護師
班員 西病棟 9 階医師，看護師他

< 応急救護班 >

班長 西病棟 9 階看護師
班員 西病棟 9 階医師，看護師他

西病棟 10 階

地区隊長 西病棟 10 階看護師長
副隊長 西病棟 10 階病棟医長

< 通報連絡班 >

班長 西病棟 10 階副看護師長
班員 西病棟 10 階医師，看護師他

< 初期消火班 >

班長 西病棟 10 階副看護師長
班員 西病棟 10 階医師，看護師他

< 避難誘導班 >

班長 西病棟 10 階看護師
班員 西病棟 10 階医師，看護師他

< 安全防護班 >

班長 西病棟 10 階看護師
班員 西病棟 10 階医師，看護師他

< 応急救護班 >

班長 西病棟 10 階看護師
班員 西病棟 10 階医師，看護師他

北病棟

地区隊長 北病棟看護師長
副隊長 北病棟病棟医長

< 通報連絡班 >

班長 北病棟副看護師長
班員 北病棟医師，看護師他

< 初期消火班 >

班長 北病棟副看護師長
班員 北病棟医師，看護師他

< 避難誘導班 >

班長 北病棟看護師
班員 北病棟医師，看護師他

< 安全防護班 >

班長 北病棟看護師
班員 北病棟医師，看護師他

< 応急救護班 >

班長 北病棟看護師
班員 北病棟医師，看護師他

病棟 1 階

地区隊長 薬剤部副部長
副隊長 薬剤部副薬剤部長

< 通報連絡班 >

班長 薬剤部副薬剤部長
班員 薬剤部職員他

< 初期消火班 >

班長 薬剤部副薬剤部長
班員 薬剤部職員他

< 避難誘導班 >

班長 薬剤部副薬剤部長
班員 薬剤部職員他

< 安全防護班 >

班長 薬剤部主任
班員 薬剤部職員他

< 応急救護班 >

班長 薬剤部主任
班員 薬剤部職員他

病棟地階

地区隊長 栄養管理室長
副隊長 栄養管理部職員

<通報連絡班>

班長 栄養管理部職員
班員 栄養管理部職員他

<初期消火班>

班長 栄養管理部職員
班員 栄養管理部職員他

<避難誘導班>

班長 栄養管理部職員
班員 栄養管理部職員他

<安全防護班>

班長 栄養管理部職員
班員 栄養管理部職員他

<応急救護班>

班長 栄養管理部職員
班員 栄養管理部職員他

外来診療棟 1 階

地区隊長 整形外科外来医長
副隊長 外来医師

<通報連絡班>

班長 脳神経外科外来医長
班員 外来医師，看護師他

<初期消火班>

班長 心臓血管外科外来医長
班員 外来医師，看護師他

<避難誘導班>

班長 消化管外科外来医長
班員 外来医師，看護師他

<安全防護班>

班長 麻酔科蘇生科外来医長
班員 外来医師，看護師他

<応急救護班>

班長 感染制御部副部長
班員 外来医師，看護師他

外来診療棟 2 階

地区隊長 消化器内科外来医長
副隊長 外来医師

<通報連絡班>

班長 内分泌・代謝内科外来医長
班員 外来医師，看護師他

<初期消火班>

班長 呼吸器内科外来医長
班員 外来医師，看護師他

<避難誘導班>

班長 泌尿器科外来医長
班員 外来医師，看護師他

<安全防護班>

班長 産科婦人科外来医長
班員 外来医師，看護師他

<応急救護班>

班長 放射線科外来医長
班員 外来医師，看護師他

外来診療棟 3 階

地区隊長 小児科外来医長
副隊長 外来医師

<通報連絡班>

班長 皮膚科外来医長
班員 外来医師，看護師他

<初期消火班>

班長 歯科口腔外科外来医長
班員 外来医師，看護師他

<避難誘導班>

班長 眼科外来医長
班員 外来医師，看護師他

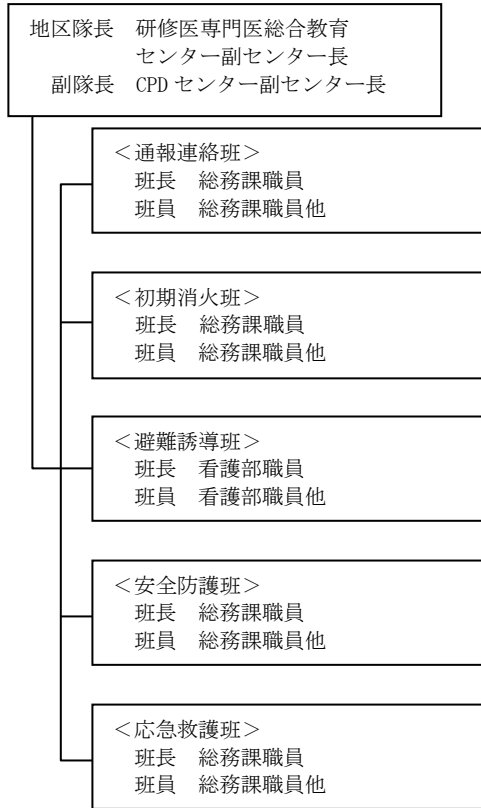
<安全防護班>

班長 耳鼻咽喉科・頭頸部外科外来医長
班員 外来医師，看護師他

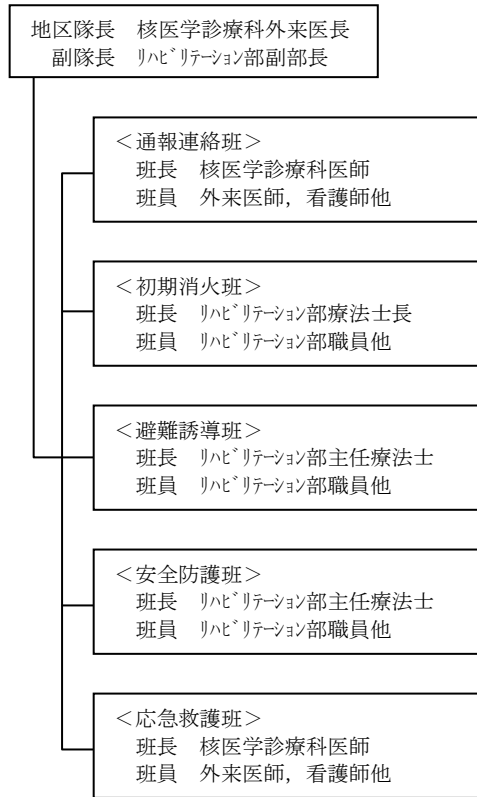
<応急救護班>

班長 神経科精神課外来医長
班員 外来医師，看護師他

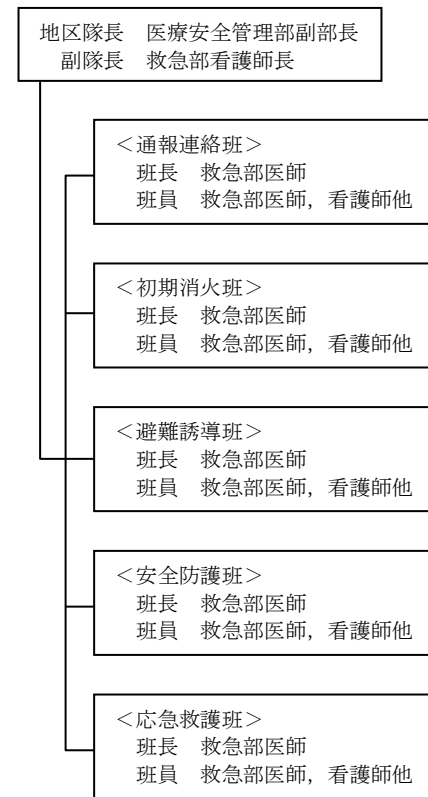
外来診療棟 4 階



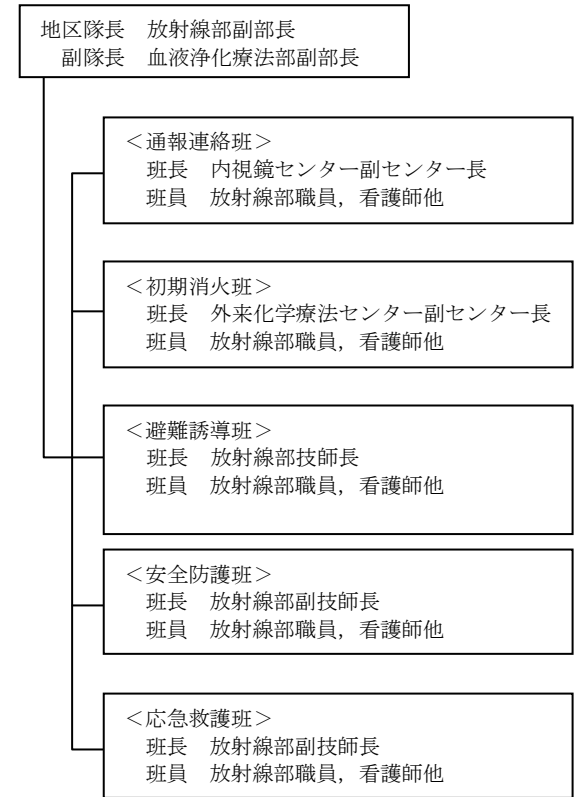
外来診療棟地階



中央診療棟・第2中央診療棟 1 階



中央診療棟・第2中央診療棟 2 階



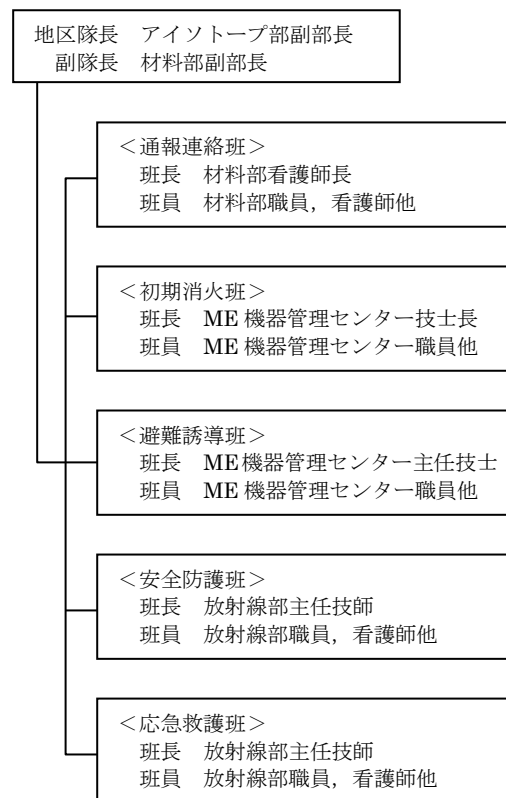
中央診療棟・第2中央診療棟3階



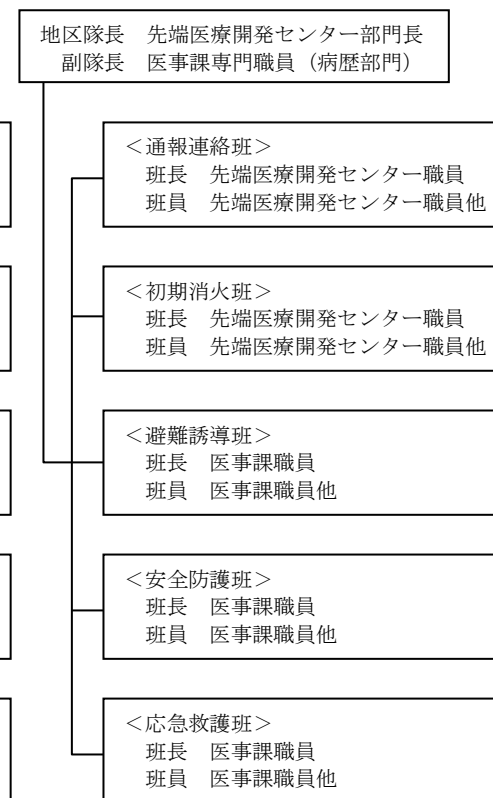
中央診療棟・第2中央診療棟4階



中央診療棟・第2中央診療棟地階



アネックス棟



別表 3

時間外等緊急時における自衛消防組織及び業務一覧表

本 部 隊	班 名	班 長	班 員	主な業務
隊長 守衛 副隊長 時間外管理師長	通報連絡班	事務当直者	防災センター要員	・ 自衛消防活動の指揮統制，状況の把握 ・ 消防機関への情報や資料の提供，消防機関の本部との連絡 ・ 入院患者等に対する指示 ・ 関係機関や関係者への連絡 ・ 被害状況の把握，情報収集及び伝達 ・ その他必要な事項
	初期消火班	守衛	災害箇所の当直者 防災センター要員	・ 消防隊との連携及び補佐 ・ 消火器及び屋内消火栓等による初期消火作業 ・ 応援初期消火班の誘導 ・ 消防車等の誘導 ・ 重要物の搬出
	避難誘導班	時間外管理師長	医師当直者 看護師（淑翠寮入寮者を含む）	・ 非常口の開放及び開放の確認 ・ 避難上障害となる物品の除去 ・ 未避難者，要救助者等の確認 ・ 立入禁止区域の設定の補助 ・ 入院患者等への避難誘導 ・ 入院患者等へのパニック防止措置 ・ 避難器具の設定
	安全防護班	放射線部当直者 防災センター要員	防災センター要員	・ 非常電源の確保，ボイラー等危険物施設の供給運転停止 ・ エレベーター，エスカレーターの非常時の措置 ・ 立入禁止区域の設定 ・ 水損防止，電気，ガス等の安全措置及び防火戸，防火シャッター等の操作 ・ ガス，危険物，火気使用設備等に対する応急防護措置 ・ 倒壊危険箇所の立入禁止措置 ・ スプリンクラー設備等の散水による水損防止措置 ・ 活動上障害となる物品の除去 ※放射線（放射性同位元素等）関係 ・ 立入禁止区域の設定及び表示 ・ 施設，設備の被害状況の把握，安全及び復旧
	応急救護班	救急部医師	看護師（淑翠寮入寮者を含む）	・ 応急救護所の設置 ・ 救出及び負傷者に対する応急処置 ・ 救急隊との連携，情報の提供

1. 隊長は，時間外の災害に際し，院内全勤務者等を指揮，病院長等の到着後，状況を報告する。
2. 各班長は，状況を判断し，人命救助を最優先しなければならない。
3. 災害の状況によっては，必ずしもこの限りではない。

自衛消防組織装備品リスト

任 務 別	資 機 材
指 揮	消防計画（自衛消防活動要領）
	建物図面（平面図）
	名簿（教職員・患者）
	携帯用拡声器
	省電力トランシーバー
	ポータブルラジオ
	衛星電話
通報連絡	非常通報連絡先一覧表
初期消火	消火器具
	防水シート
避難誘導	名簿（教職員・患者）
	拡声器
	蛍光灯付強力ライト
安全防護	建物図面（平面図・配管図・電気設備等）
	標示テープ
	サイリウムライト
	工具
応急救護	応急医薬品，車イス，担架
	応急手当キット
	応急救護所設置資機材（組立式テント，ベッド等）
	受傷者記録用紙
	自動体外式除細動器（A E D）
食料補給	食料（缶詰，乾パン等非常食）
	飲料水
	食器
	浄水器（交換用フィルタセット含む）
そ の 他	ヘルメット，長靴，手袋，軍手，警笛，ポリ袋
	発電機
	簡易トイレ
	災害用毛布
	ガソリン（携行缶含む）

※ 資機材は，持ち出しやすい場所に備蓄・保管します。

※ 備蓄・保管施設に損壊等のおそれがある場合は，分散して保管します。

※ 食料（缶詰，乾パン等）：3日分×必要人数分

※ 飲料水（目安 3リットル／1日）：3日分×必要人数分

別表 5

点 検 検 査 表

1 自主点検

区 分	事 項	回 数	検査担当者
整 理 整 頓 状 況	室内一般	終業後 1 回	火元責任者
	室外一般	終業後 1 回	火元責任者
火 気 使 用 設 備	器具	始・終業後 1 回	火元責任者
	器具及び管理状況	毎週 1 回	防災管理者等
電 気 設 備	一般	毎月 1 回	火元責任者
危 険 物 関 係	一般	随時	火元責任者
	全般	6 月に 1 回	点検検査員
避難通路等の障害状況	一般	毎月 1 回	防災管理者等

2 消防用設備等点検

区分		外観・機能点検回数	検査担当者		
消 防 設 備	消 火 器	6 月に 1 回 (総合点検は、年 1 回)	点検検査員		
	消火栓設備（屋内・屋外）				
	スプリンクラー設 備				
	ハロゲン化物消火設備				
	そ の 他				
警 報 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備				
	非常警報設備（放送設備）				
	ガス漏れ火災警報設備				
	そ の 他				
避 難 設 備	救 助 器 具				
	誘 導 灯 及 び 誘 導 標 識				
	そ の 他				
防 火 水 槽 等					
排煙設備，連結散水設備等					
非常電源（蓄電池設備）					

3 放射線施設等の点検

区 分	点 検 事 項	検査担当者
放射線施設・設備等	「金沢大学附属病院放射線障害予防規程」に基づく	

別表6

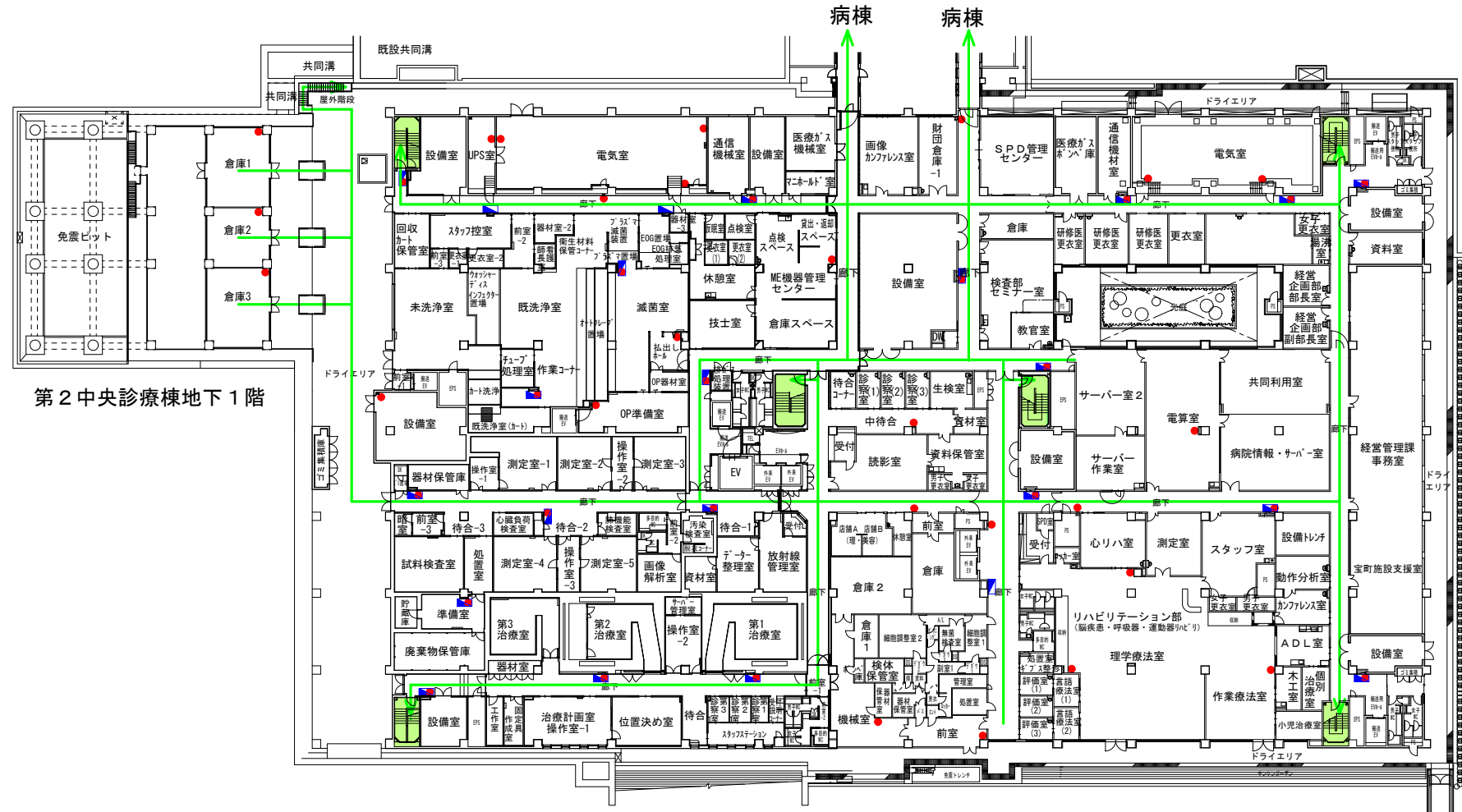
災 害 想 定 表

災害想定表											
建 物 用 途 ・ 規 模	用途	病院	構造	鉄筋コンクリート造							
想 定 地 震 情 報	震度6強		発生日時	〇月〇日(〇曜日) 〇〇時〇〇分							
シ ナ リ オ	収容人員2,000名(不特定者300名、特定者1,700名) 天候(晴) 外気温度(25℃)										
被害種類と考慮すべき態様 (標準的な付与条件)	番号	災害想定 (被害の具体的事象)	被害場所	被害数	防火防災安全上の目標設定	対応行動の具体化		活動優先度 A B C	必要 自衛消防組織		
						応急的対策事項	予防的事項				
建物等の基本的被害	震耐震設計基準に適合の場合、建築構造の大きな被害は考慮する必要はない。	1	天井の一部が落下。蛍光灯も落下。ガラス破片が散乱し、危険な状態。	1階 医事課	1箇所	散乱物による負傷者を出さない。	患者、教職員及び来院者を近づけない。ガラス破片を片付ける。	天井・器具・機器の固定、振止めの措置。	A	安全防護班4名	
		2	窓ガラスの一部が落下し、建物周囲にガラス破片が散乱。	中央診察棟 医事課	1箇所	散乱物による負傷者を出さない。	患者、教職員及び来院者を建物周囲へ近づけない。ガラス破片を片付ける。	立入り禁止措置範囲の事前把握。庇の設置検討。	B	安全防護班4名	
		3	外壁タイルの一部が落下し、建物周囲にガラス破片が散乱。	病棟周辺	1箇所	散乱物による負傷者を出さない。	患者、教職員及び来院者を建物周囲へ近づけない。タイル破片を片付ける。	立入り禁止措置範囲の事前把握。庇の設置検討。	B	安全防護班4名	
建築設備等の被害	「官庁施設の総合耐震計画基準」等に基づき機能維持が図られる場合を除き、何らかの機能停止を想定する。	1	エレベーター最寄階到着後に停止し、使用不可。閉じ込め事故が1件4名発生。	中央エレベーター	1箇所	閉じ込め者を全員救出する。	非常用インターホンにより、負傷者の確認と状況説明を行う。消防隊、エレベーター会社への連絡。	エレベーター会社と復旧・救出フローの確認。	A	安全防護班2名 避難誘導班2名	
		2	エスカレーターの急停止による負傷者の有無等。	中央エスカレーター	1箇所	転倒による負傷者を出さない。	使用禁止の措置を行う。「停止」表示を行う。	非常用の運用マニュアルを事前に準備。	B	安全防護班2名	
		3	旧排水設備・衛生設備・空調設備・消火設備等の被害の有無。	1階 機械室	1箇所	消火設備等の早期復旧を図り、一時的代替設備を活用する。	修理を行う。	設計・施工会社に配管の耐震性を確認。	B	安全防護班4名	
		4	ボイラーからの燃料漏れの有無。燃料の漏洩からの火災発生の有無。	1階 中央設備室	1箇所	二次災害(火災)の発生防止。	燃料の回収作業。	可燃性や不要物を放置しない。防火区画の機能確認。	A	安全防護班4名	
避難施設等の被害	(主要な避難通路のうち一以上が使用に障害が発生することを想定する。)	1	病室の戸枠の変形により、8名の閉じ込め者が発生。	東病棟2階 東病棟3階	2箇所	閉じ込め者を全員救出する。	閉じ込め者の身元や安否の確認。	確認方法の確立。扉の開錠方法の設定。	A	安全防護班4名 避難誘導班4名	
		2	避難経路にガラスが飛散する。	1階廊下	1箇所	ガラスの飛散による負傷者を出さない。	ガラスの清掃。	ガラスに飛散防止フィルムを貼る。	A	避難誘導班4名	
		3	避難者が避難口に殺到して、避難が円滑に進まない。	外来棟1階 風除室	1箇所	将棋倒しによる負傷者を出さない。	パニック防止の非常放送を行う。	放送内容の確認と放送設備の信頼性の確保。	B	避難誘導班2名 応急救護班2名	
消防用設備等の被害	(天井等との接触や変異が大きいことからSPヘッドや自火報感知器等については破損するものと想定する。)	1	防火シャッターの変形により閉鎖障害が発生する。	西病棟3階	1箇所	煙による窒息被害を防止する。	誘導班の配置により、立入禁止措置を講ずる。	他の避難経路を確保する。	B	安全防護班2名	
		2	煙感知器配線の断線により防火戸が作動しない。	西病棟3階	1箇所	煙による窒息被害を防止する。	誘導班の配置により、立入禁止措置を講ずる。	手動による閉鎖方法を確認しておく。	B	安全防護班2名	
		3	SPヘッドの脱線により、SPが作動し、放水状態となる。	総務課	1箇所	水損被害を出さない。	火災の発生を確認し、制御弁を閉止する。	制御弁室の場所やSPの放水区域系統を確認しておく。	C	安全防護班2名	
		4	不活性ガスボンベが転倒。	経営管理課	1箇所	ボンベ転倒による負傷者の防止や不活性ガスの放出を防ぐ。	ボンベ室を立入禁止区域とする。	転倒防止措置を強化する。	C	安全防護班2名	
収容物等の被害	(オフィス家具類、一般家電製品の転倒落下防止対策に関する指針等に基づいた固定措置が施されていない収容物の転倒落下を想定する。)	1	病室のテレビ、棚等が転倒落下する。	東病棟10階	1箇所	転倒落下による負傷者を出さない。	安否確認の際に病室の状況を把握する。	負傷者が発生しない位置に配置する。	A	安全防護班2名	
		2	照明器具等が落下する。	西病棟9階	1箇所	ガラスの飛散による負傷者を出さない。	ガラスの清掃。	天井の材質を確認し、落下の危険性がある場合には補強する。	A	安全防護班2名	
		3	書棚が転倒し書物が散乱する。	東病棟8階	1箇所	転倒落下による負傷者を出さない。	書棚の下敷きになった者の確認。	上下部を固定する。	A	安全防護班2名	
ライフラインの被害	ライフラインは使用できない。代替え措置(非常電源、貯水槽、無線通信手段)がなされている場合、その影響を軽減する。	1	断水により、飲料水やトイレの使用ができない。	全館	1箇所	飲料水やトイレの水を確保する。	受水槽から水を取り、トイレの水に利用する。業者に依頼し修理を行う。	非常用飲料水の事前準備。周辺の公衆便所の確認と仮設便所の事前調達。	B	安全防護班2名	
		2	受変電設備が機能停止し、停電となる。	全館	1箇所	照明を確保する。	懐中電灯やろうそくを使用する。	設備の耐震補強。懐中電灯の準備。	A	安全防護班2名	
		3	電話が不通となり、外部との連絡が途絶える。内線電話が使用できない。	全館	1箇所	通信連絡を取れる環境を確保する。	防災センターに連絡し、情報を得る。	衛星携帯電話を事前に設置しておく。	B	安全防護班2名	
		4	消防への救助要請ができない。	全館	1箇所	消防隊に救助要請を行う。	最寄りの消防署へ連絡員を派遣する。	最寄りの消防署の位置を確認しておく。	B	通報連絡班2名	
		5	道路の亀裂により交通網が遮断され、帰宅困難者が発生した。	広見道路	1箇所	帰宅困難者の生活上最低限必要な衣食住の環境を確保する。	寝泊まりするスペースの確保。仮設便所の設置。非常食、水の配給を行う。	帰宅支援マップの配布。	C	避難誘導班2名	
火災の発生	火気使用場所、危険物貯蔵場所等について、その安全対策の程度に応じて一定の割合で火災が発生する。 ＜参考＞阪神淡路での火災電気関係(85)、ガス関係(13)、火種関係(12)、石油関係(6)、その他(18)、不明(146)	1	駐車場の車両同士の衝突により出火。	第1ゲート付近	1箇所	火災による負傷者を発生させない。火災を拡大させない。	初期消火を行い、鎮火させる。	泡消火設備のメンテナンスの状況を確認する。	A	初期消火班2名	
		2	重要書類等の盗難が発生する。	総務課	1箇所	建物内の秩序を維持する。	建物内への出入りを制限する。	防犯担当者の選任や役割を明確化しておく。	C	初期消火班2名	
人的被害	在館者数とその安全対策の程度に応じて、一定割合で人的被害が生じる。 避難経路の1つ以上は使用に障害を想定。	1	転倒し、頭から出血する。	1階廊下	1箇所	応急手当を行う。	応急救護所を設置し、応急手当を行う。	応急備品を確保しておく。	A	応急救護班2名	
		2	屋外に出たところガラスの飛散により負傷する。	正面玄関	1箇所	応急手当を行う。	応急救護所を設置し、応急手当を行う。	応急備品を確保しておく。	A	応急救護班2名	
		3	高齢者や子供が恐怖感により動けなくなる。	東病棟3階	1箇所	声をかけ、安心させパニックを起こさせない。	人の多い所に優先的に誘導する。	障害者や外国人も含め、要援護者の課題と対応策を定めておく。	B	避難誘導班2名	

金沢大学附属病院建物平面図

中央診療棟・外来診療棟 地下1階

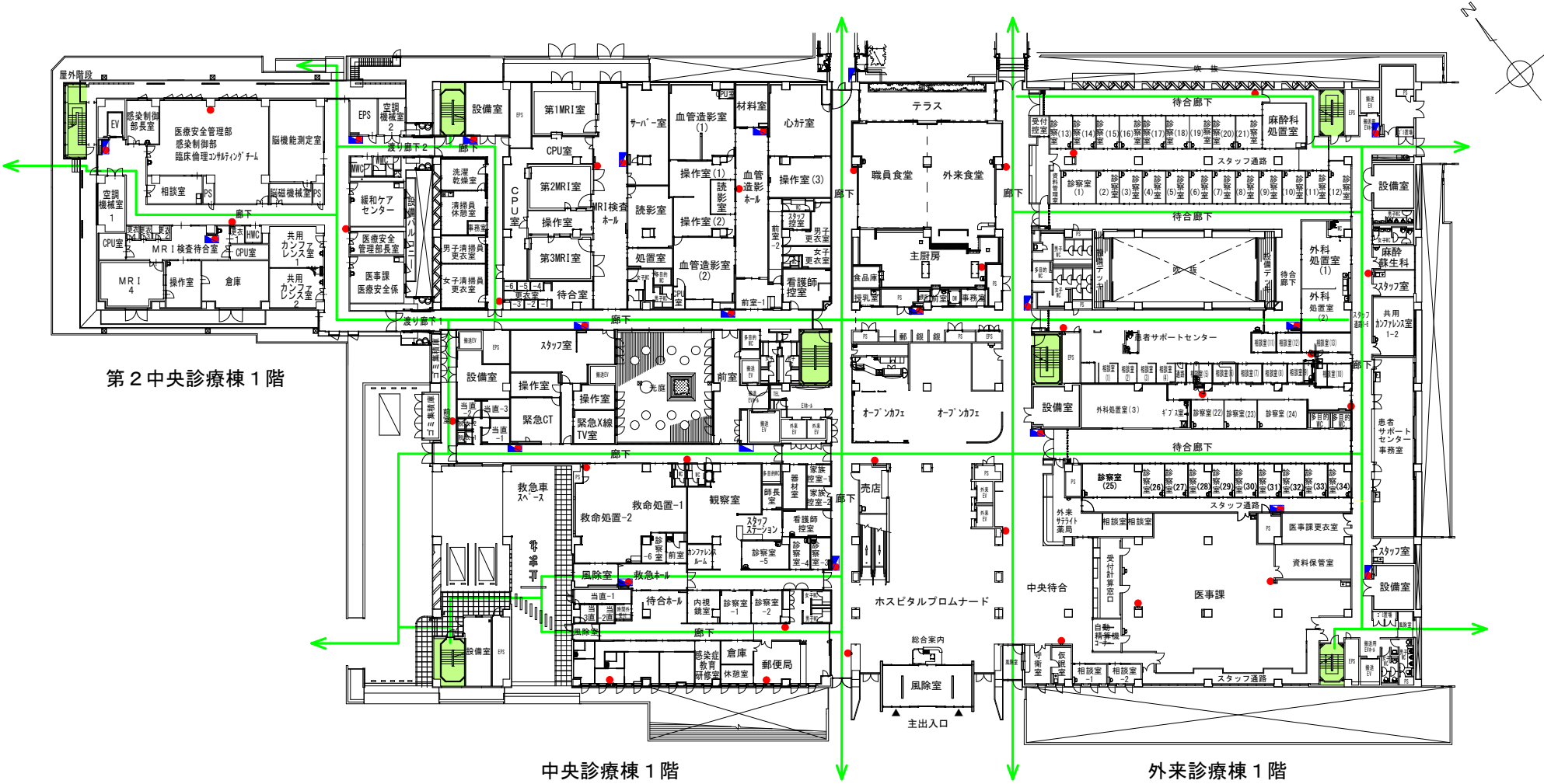
- 消火器
— 避難経路
■ 消火栓
■ 避難階段



金沢大学附属病院建物平面図

中央診療棟・外来診療棟 1階

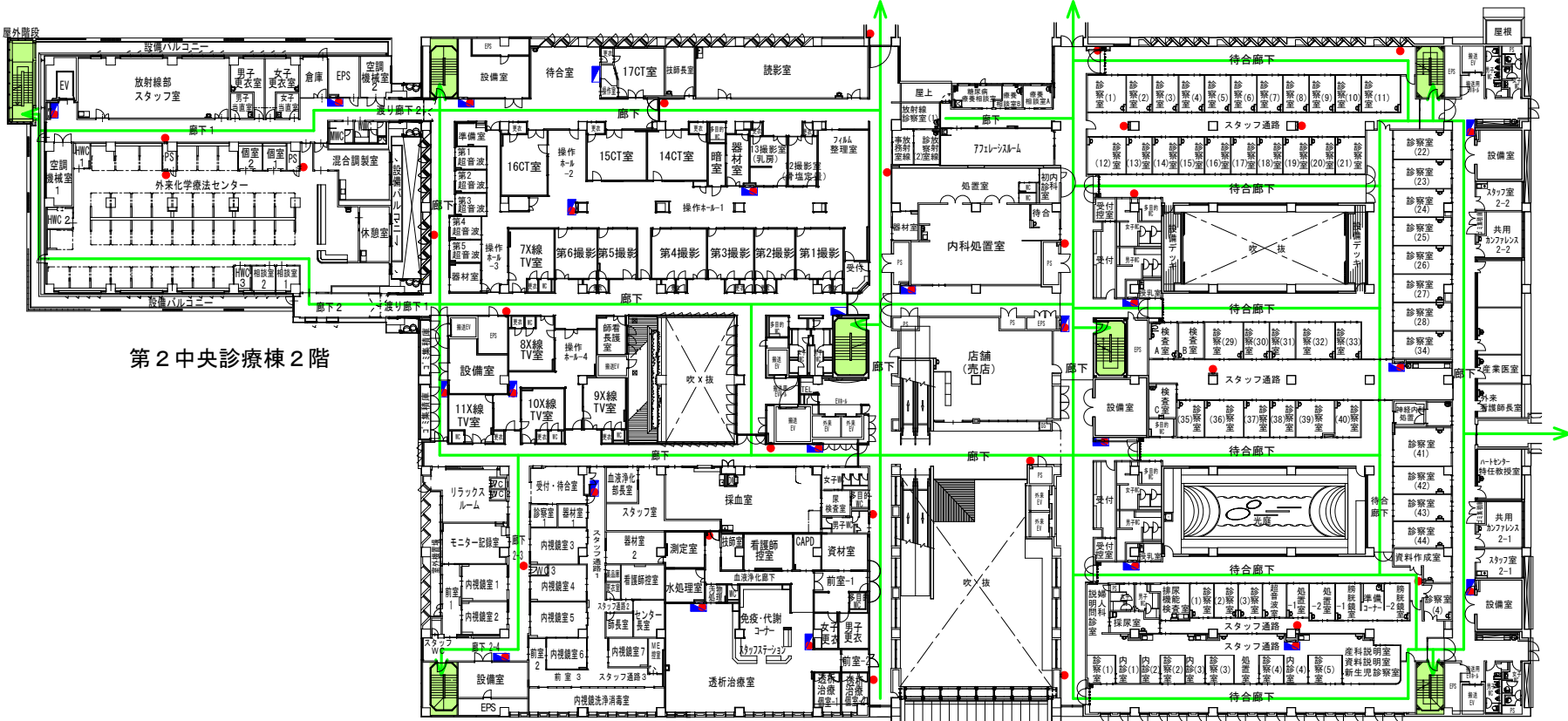
- 消火器
- 消火栓
- 避難経路
- 避難階段



金沢大学附属病院建物平面図

中央診療棟・外来診療棟 2階

- 消火器
- 避難経路
- 消火栓
- 避難階段



第2中央診療棟2階

中央診療棟2階

外来診療棟2階

金沢大学附属病院建物平面図

中央診療棟・外来診療棟 3階



..... 消火器



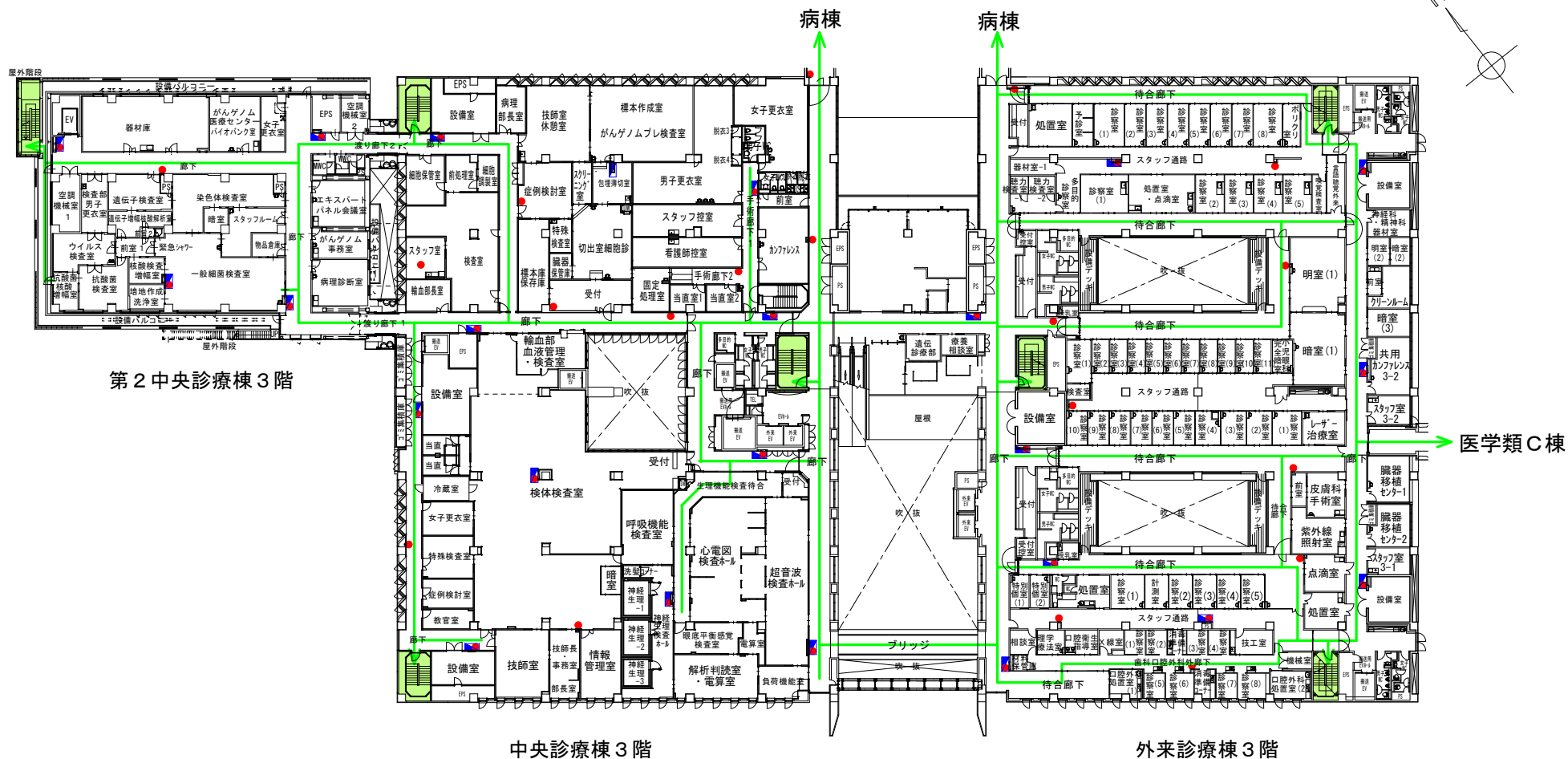
..... 消火栓



..... 避難経路

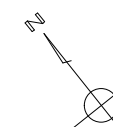


..... 避難階段



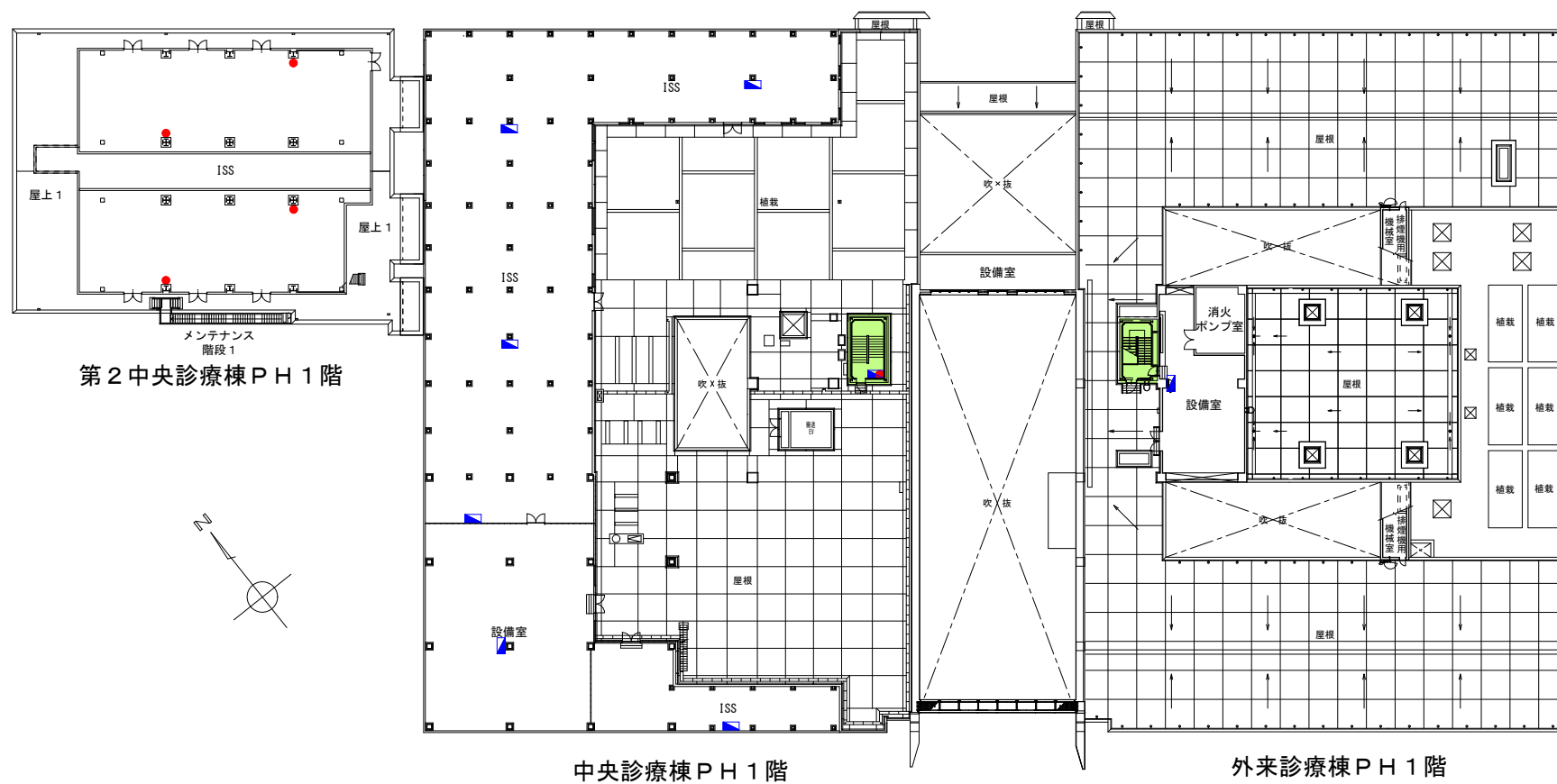
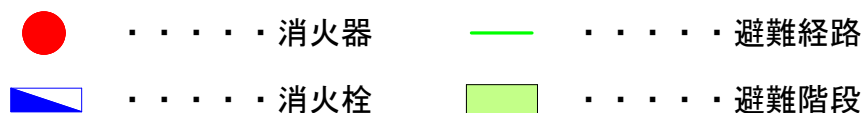
中央診療棟・外来診療棟 4階

 消火栓 避難階段



金沢大学附属病院建物平面図

中央診療棟・外来診療棟 PH 1階



金沢大学附属病院建物平面図

中央診療棟・外来診療棟 PH2階

-消火器

■

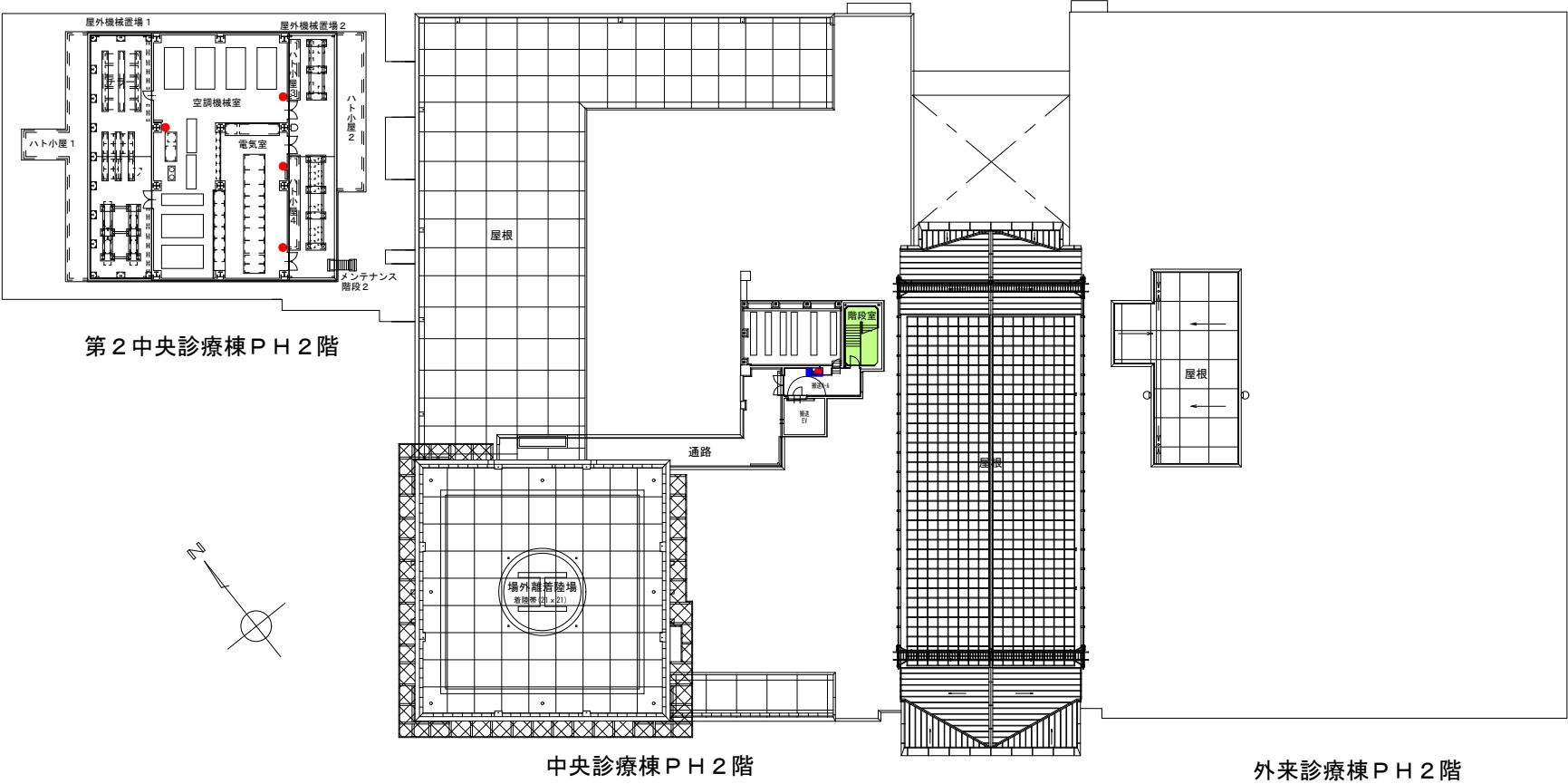
.....消火栓

—

.....避難経路

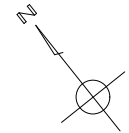
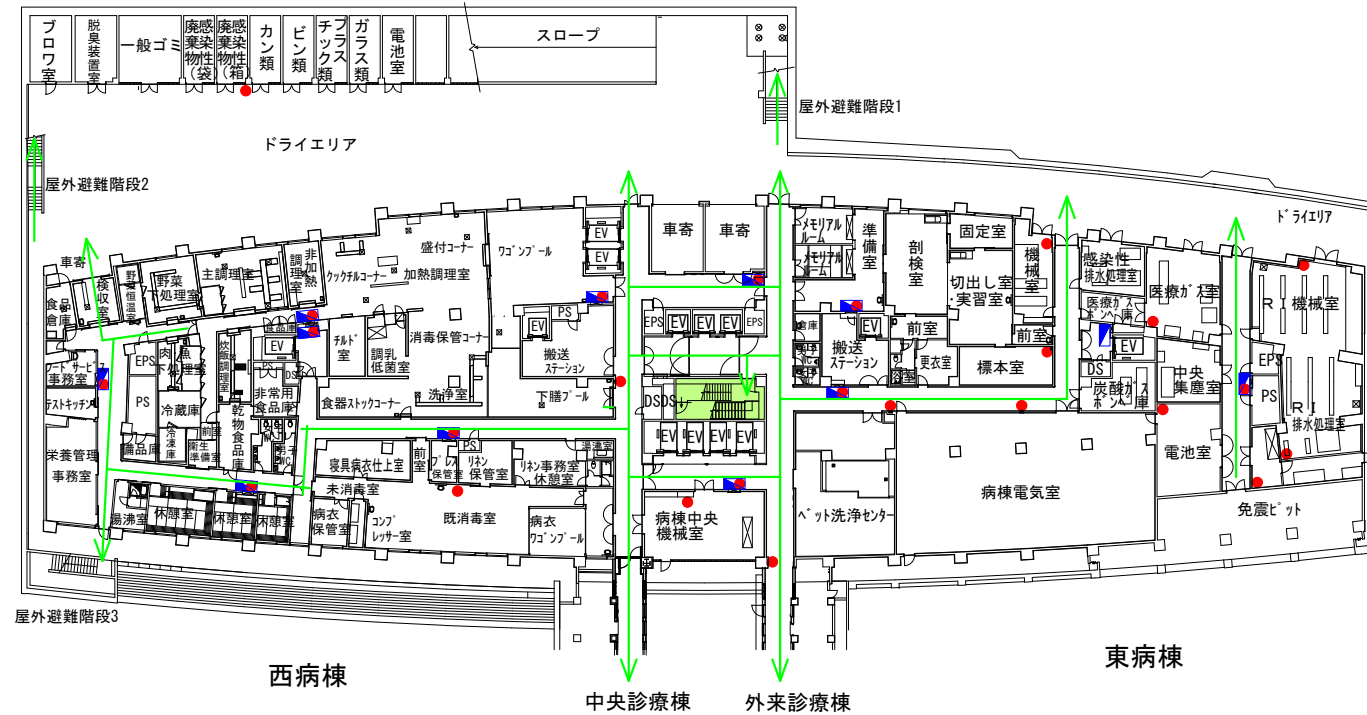
■

.....避難階段



金沢大学附属病院建物平面図

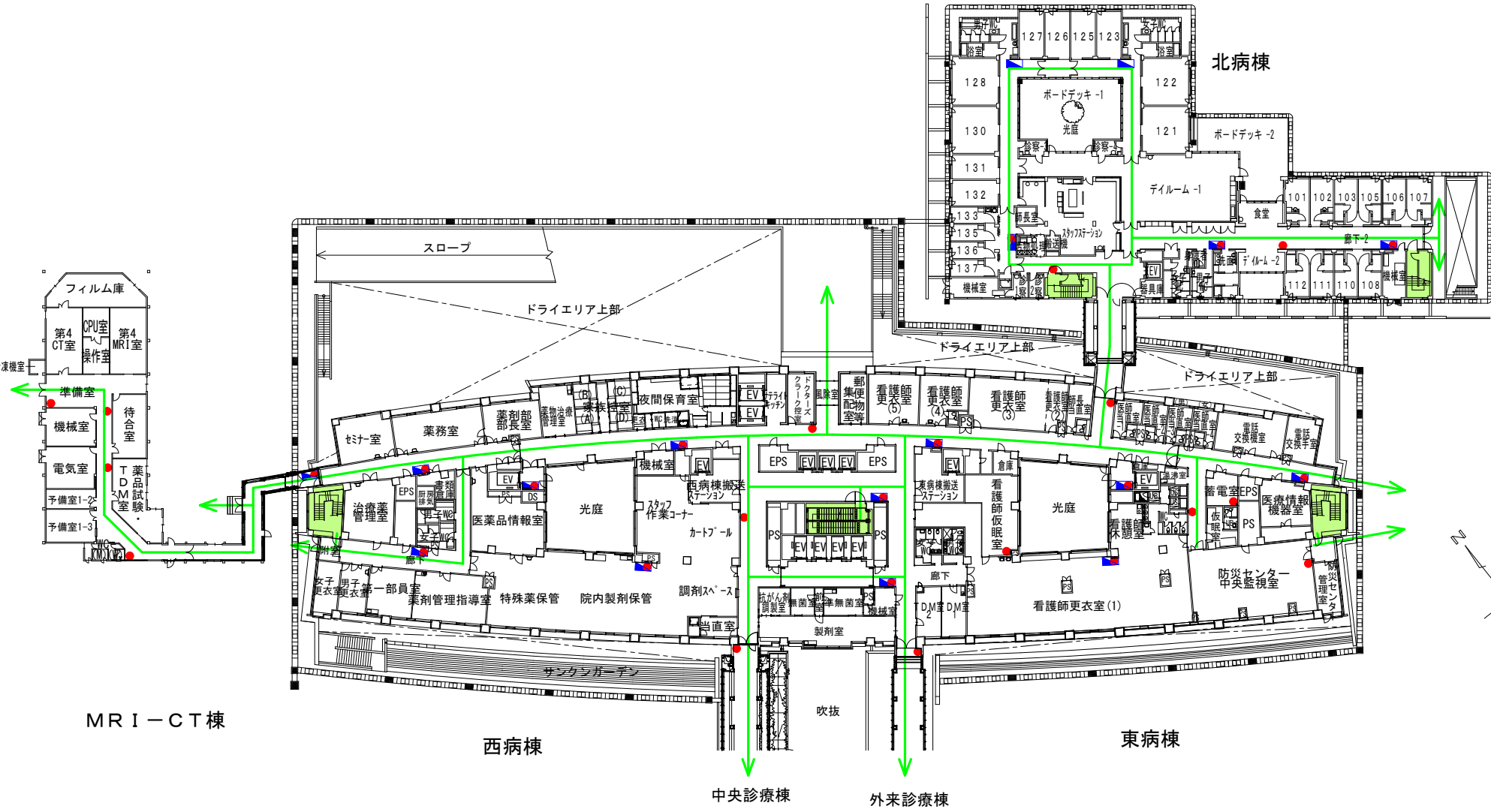
東・西病棟地下1階



金沢大学附属病院建物平面図

東・西・北病棟・MRI-CT棟1階

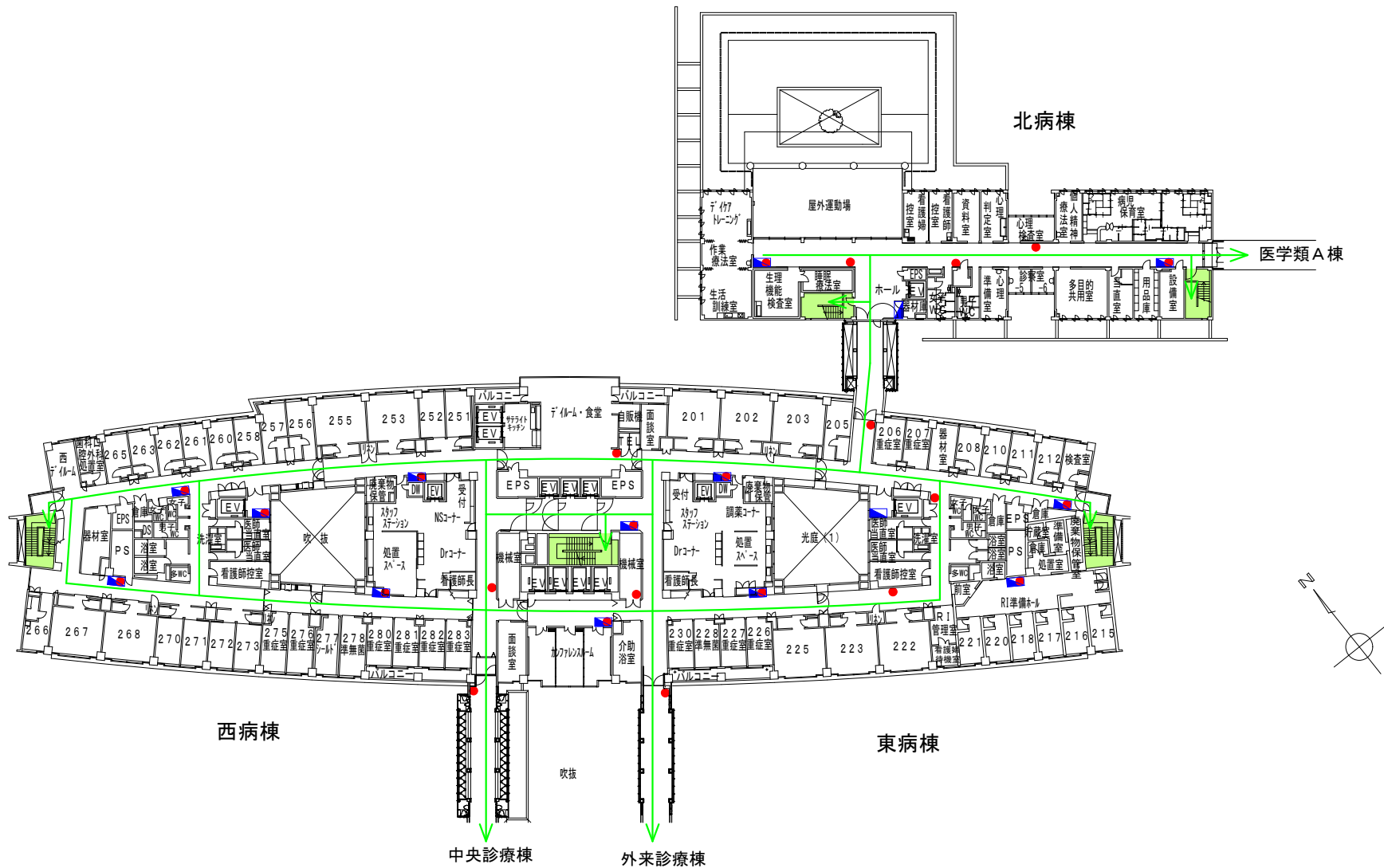
- 消火器
- 避難経路
- 消火栓
- 避難階段



金沢大学附属病院建物平面図

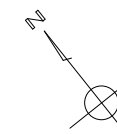
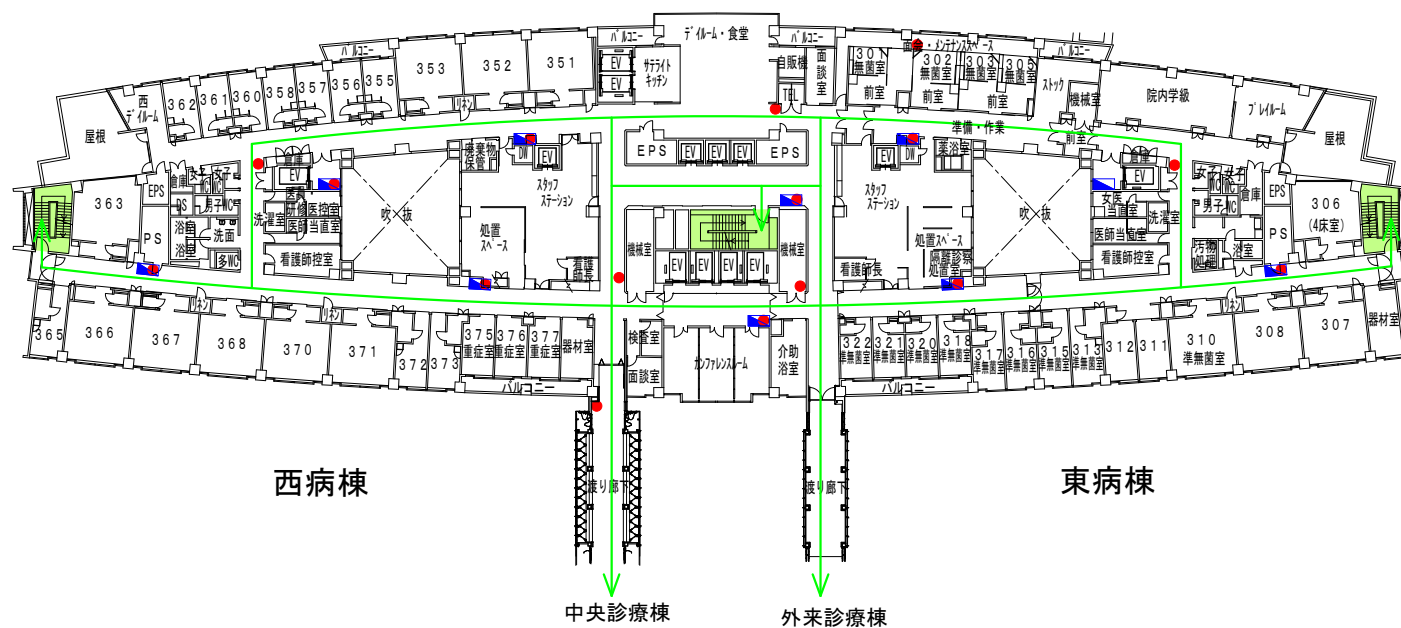
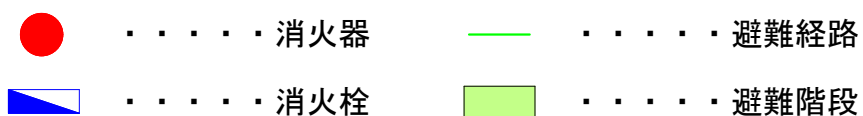
東・西・北病棟 2 階

- 消火器
- 消火栓
- 避難経路
- 避難階段



金沢大学附属病院建物平面図

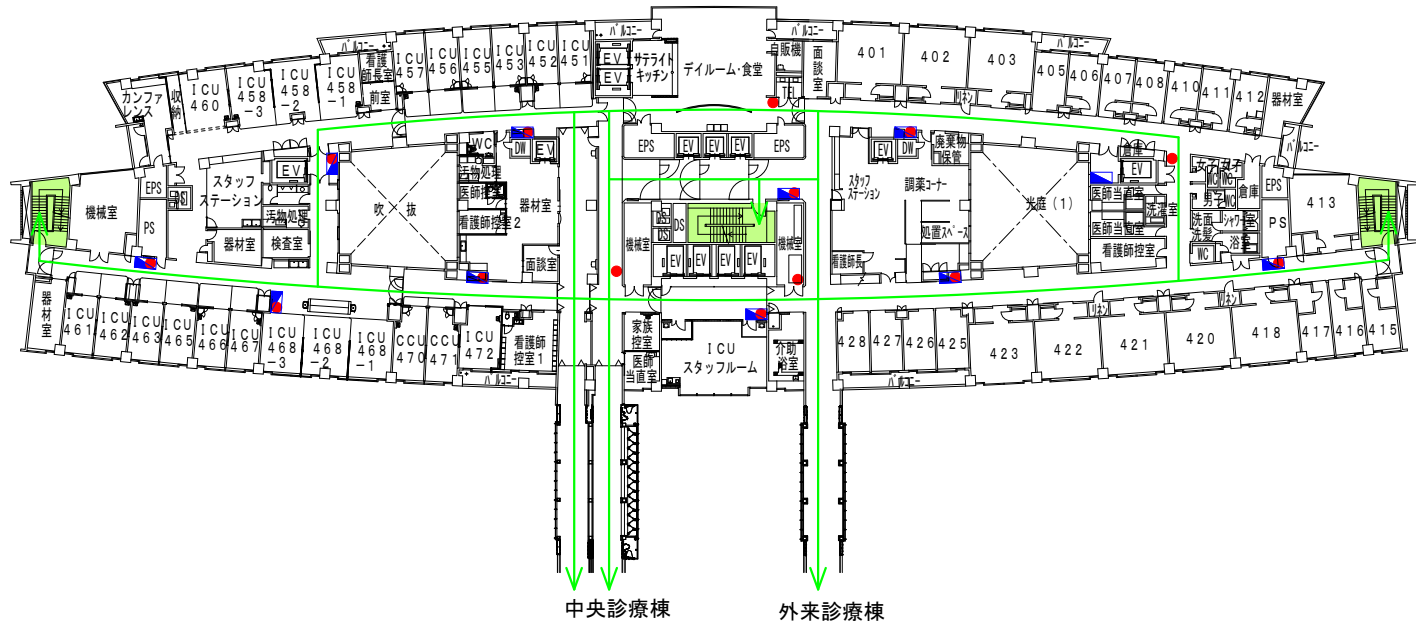
東・西病棟 3 階



金沢大学附属病院建物平面図

東・西病棟 4 階

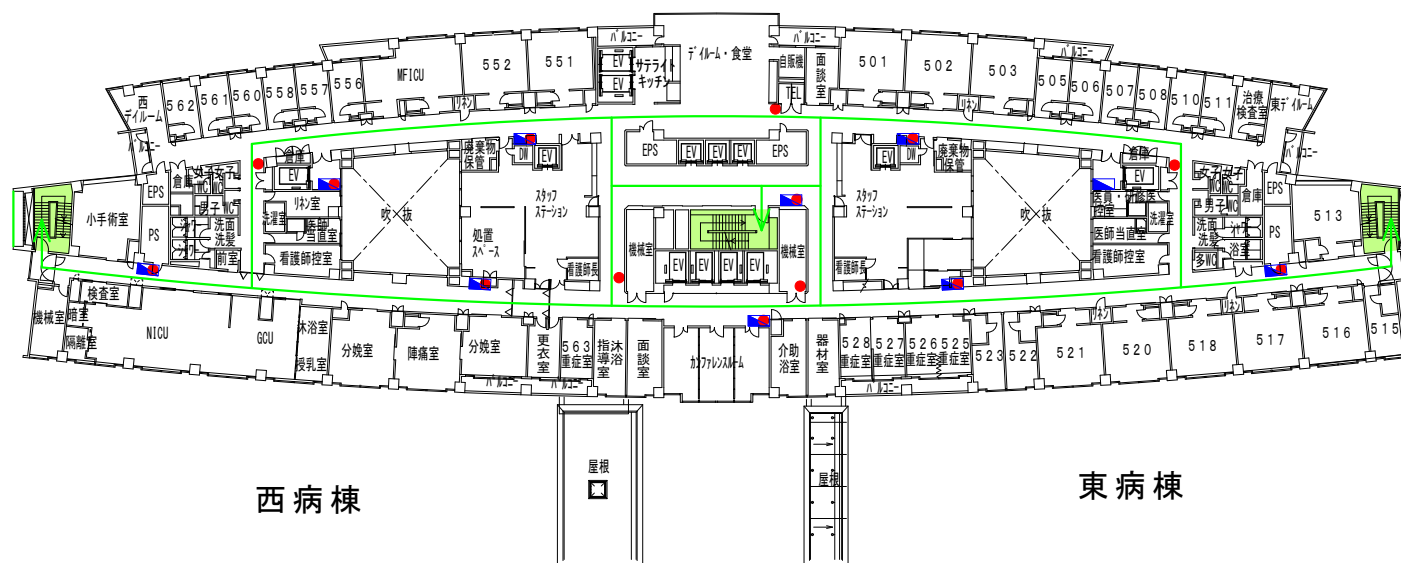
- 消火器
- 消火栓
- 避難経路
- 避難階段



金沢大学附属病院建物平面図

東・西病棟 5 階

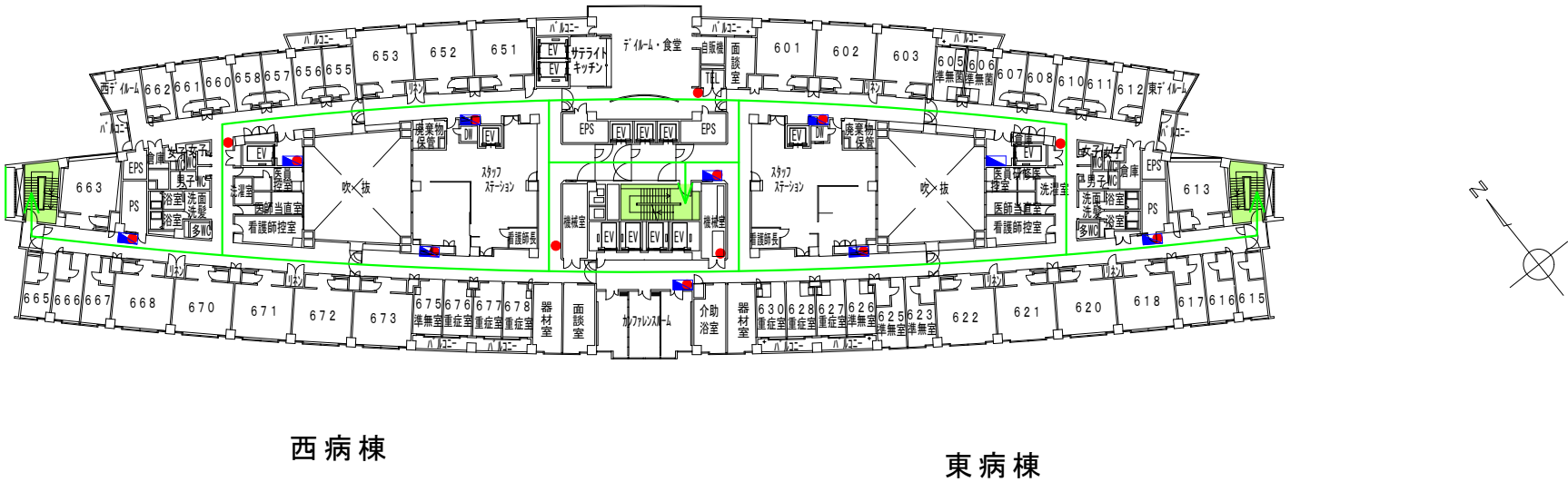
- 消火器
- 避難経路
- 消火栓
- 避難階段



金沢大学附属病院建物平面図

東・西病棟 6 階

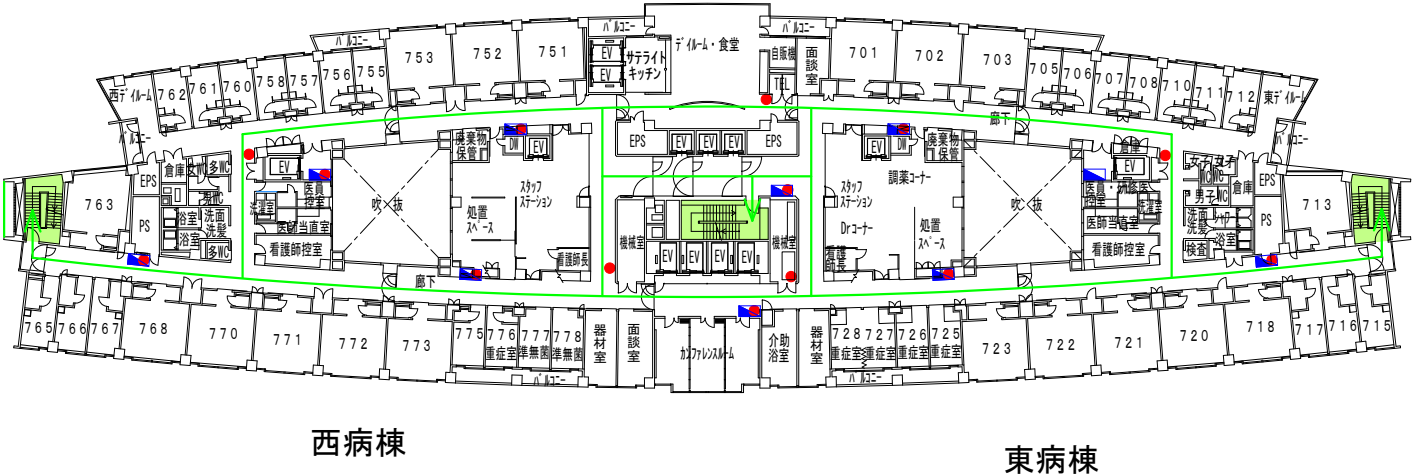
- 消火器
- 消火栓
- 避難経路
- 避難階段



金沢大学附属病院建物平面図

東・西病棟 7 階

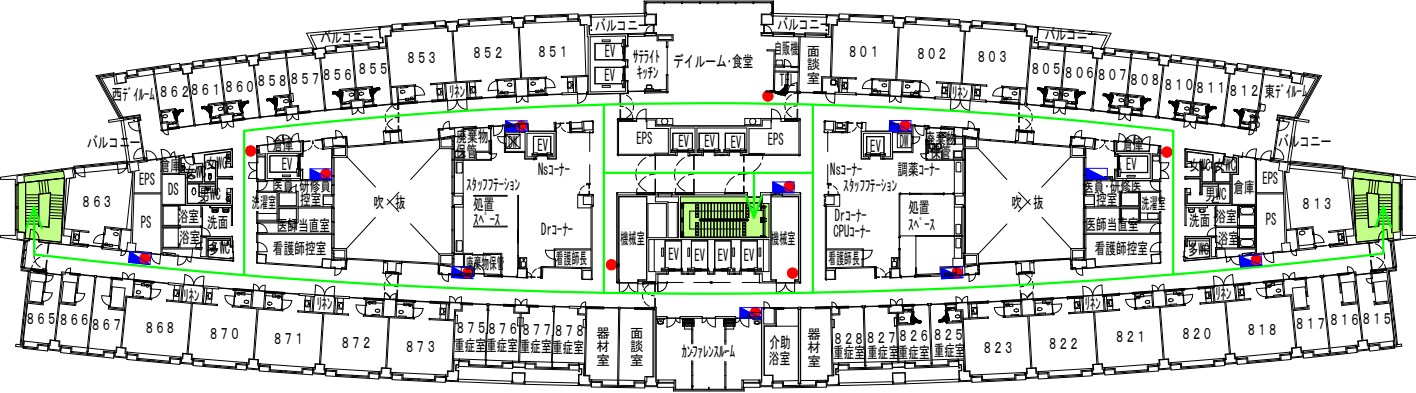
- 消火器
- 消火栓
- 避難経路
- 避難階段



金沢大学附属病院建物平面図

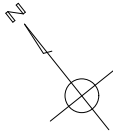
東・西病棟 8 階

- 消火器
- 消火栓
- 避難経路
- 避難階段



西病棟

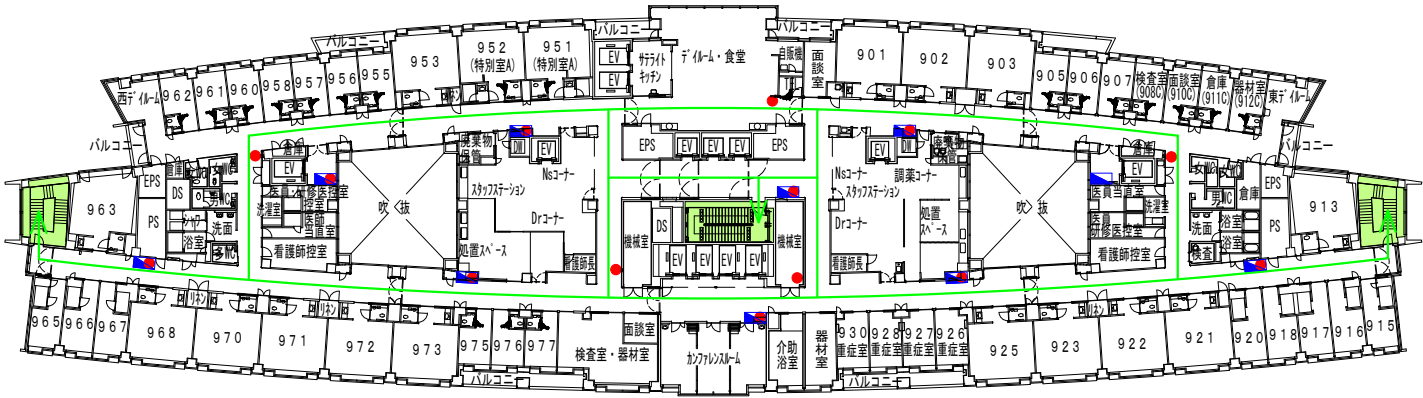
東病棟



金沢大学附属病院建物平面図

東・西病棟 9 階

- 消火器
- 消火栓
- 避難経路
- 避難階段



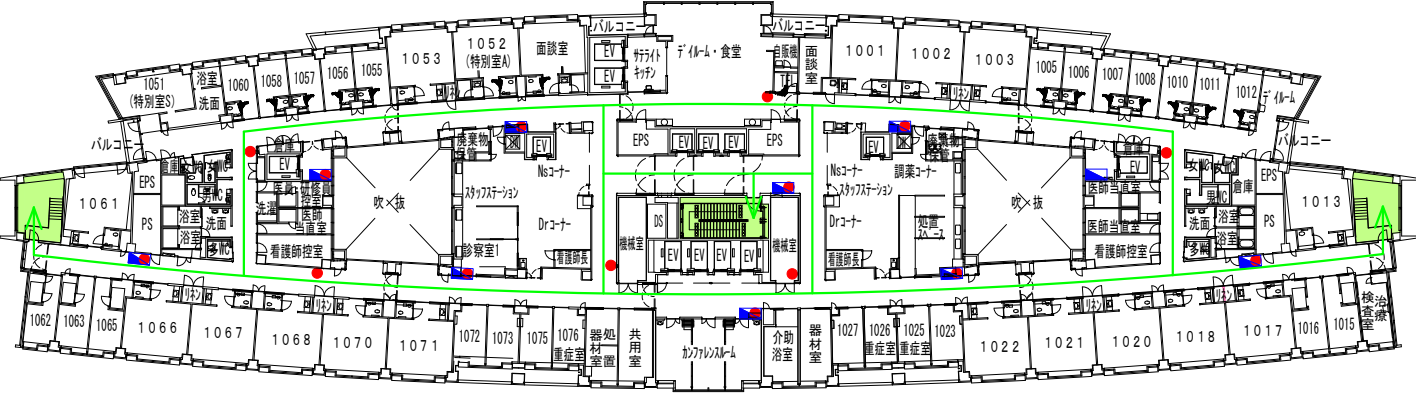
西病棟

東病棟

金沢大学附属病院建物平面図

東・西病棟 10階

-消火器
-消火栓
-避難経路
-避難階段



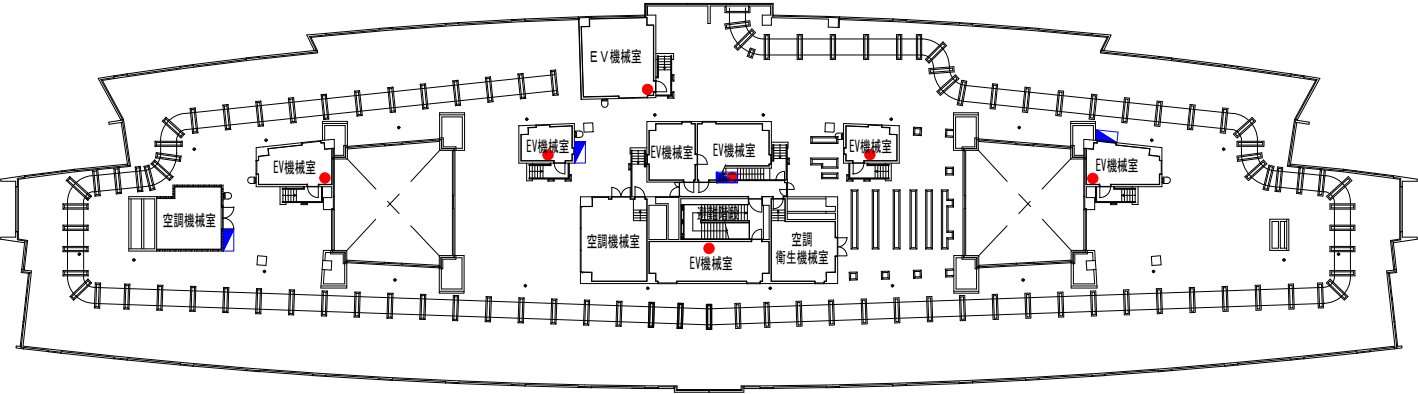
西病棟

東病棟

金沢大学附属病院建物平面図

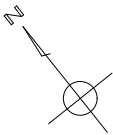
東・西病棟 P H階

-消火器
-消火栓
-避難経路
-避難階段



西病棟

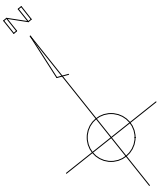
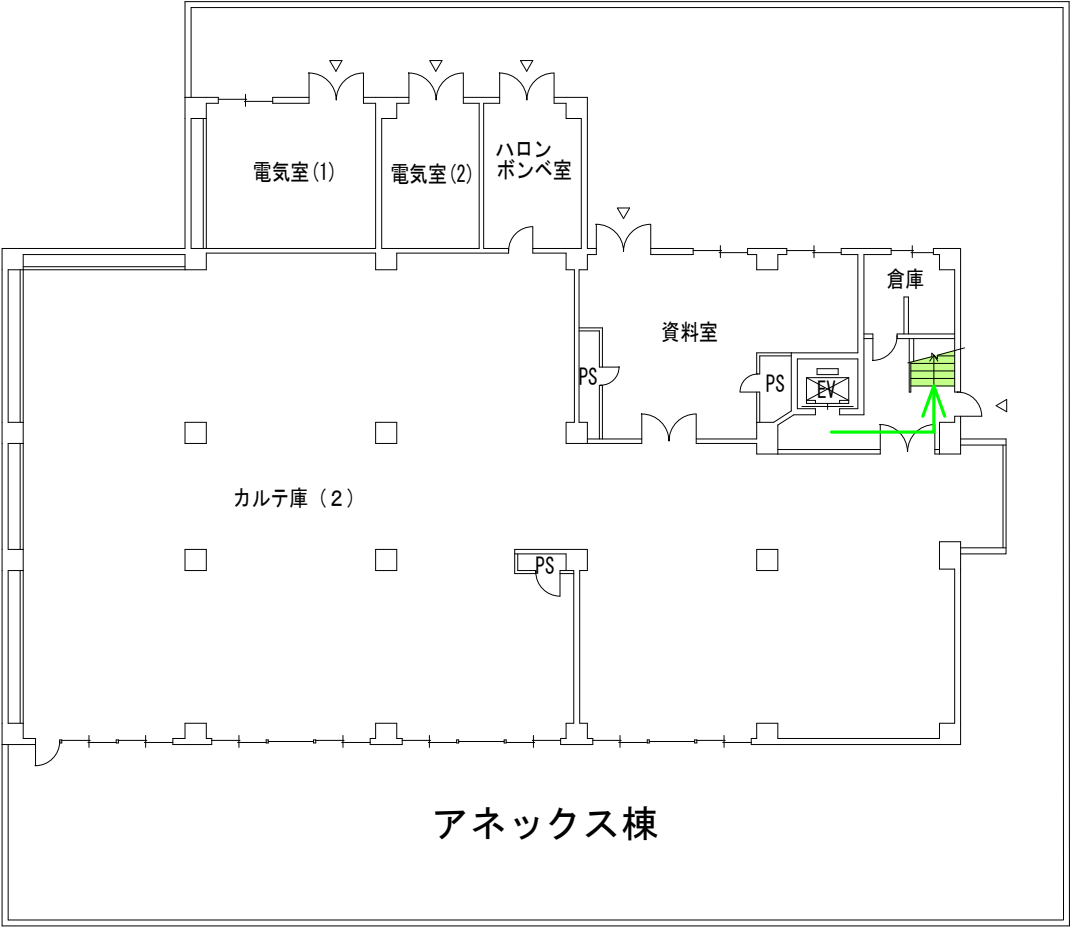
東病棟



金沢大学附属病院建物平面図

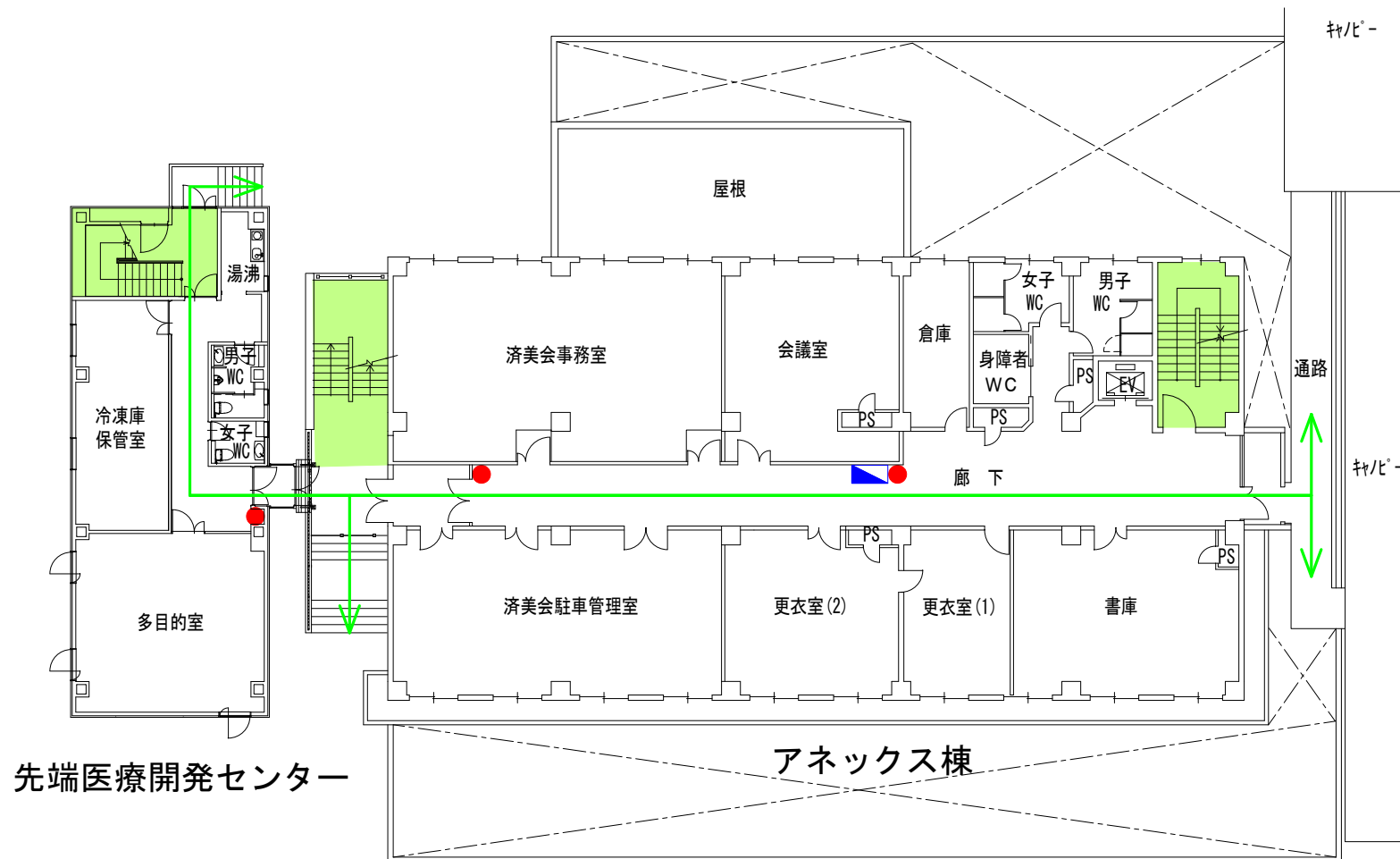
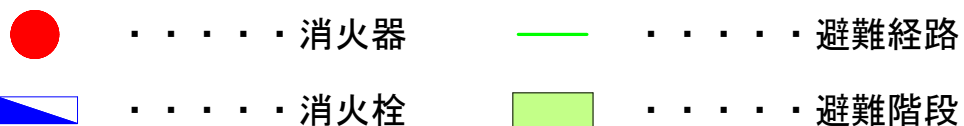
アネックス棟・先端医療開発センター地下 1 階

-消火器
-消火栓
-避難経路
-避難階段



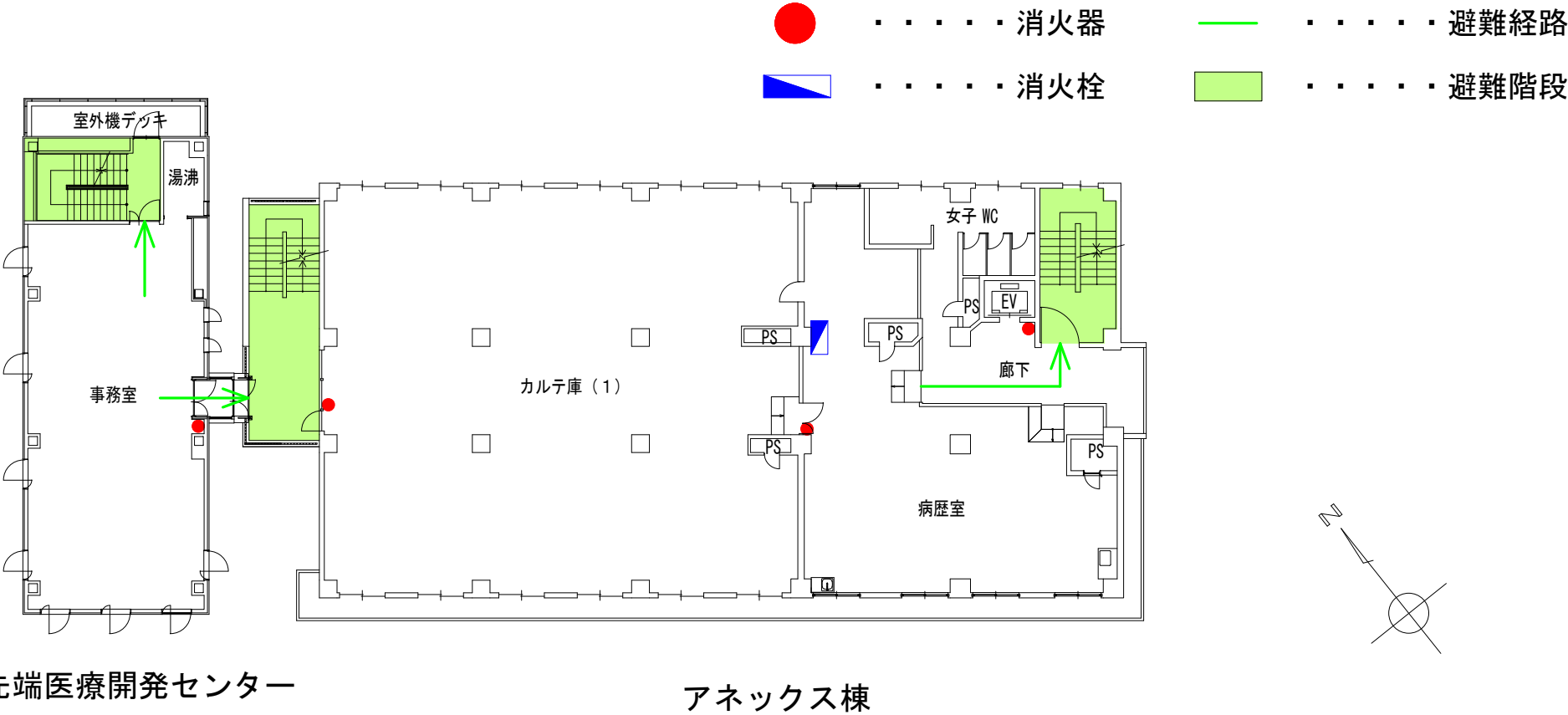
金沢大学附属病院建物平面図

アネックス棟・先端医療開発センター 1 階



金沢大学附属病院建物平面図

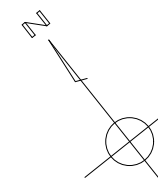
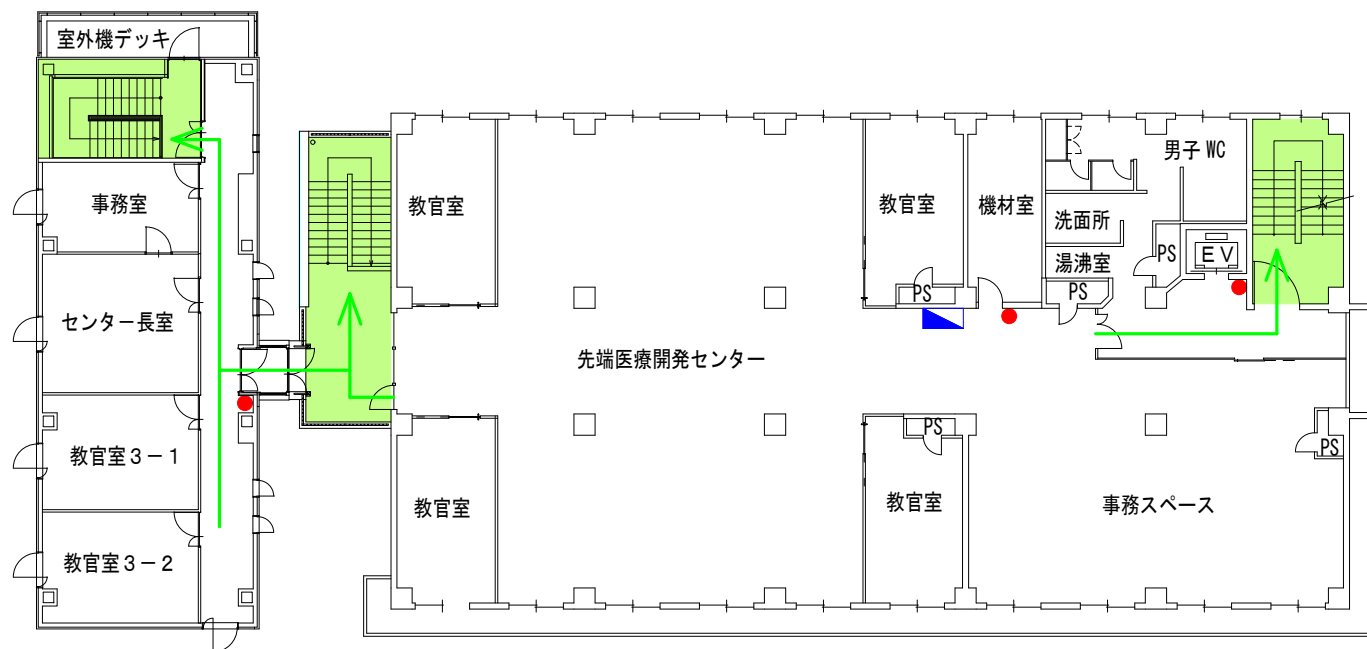
アネックス棟・先端医療開発センター 2 階



金沢大学附属病院建物平面図

アネックス棟・先端医療開発センター 3 階

- 消火器
- 消火栓
- 避難経路
- 避難階段



先端医療開発センター

アネックス棟

金沢大学附属病院建物平面図

アネックス棟・先端医療開発センターR階

- 消火器
- 避難経路
- ▢ 消火栓
- 避難階段



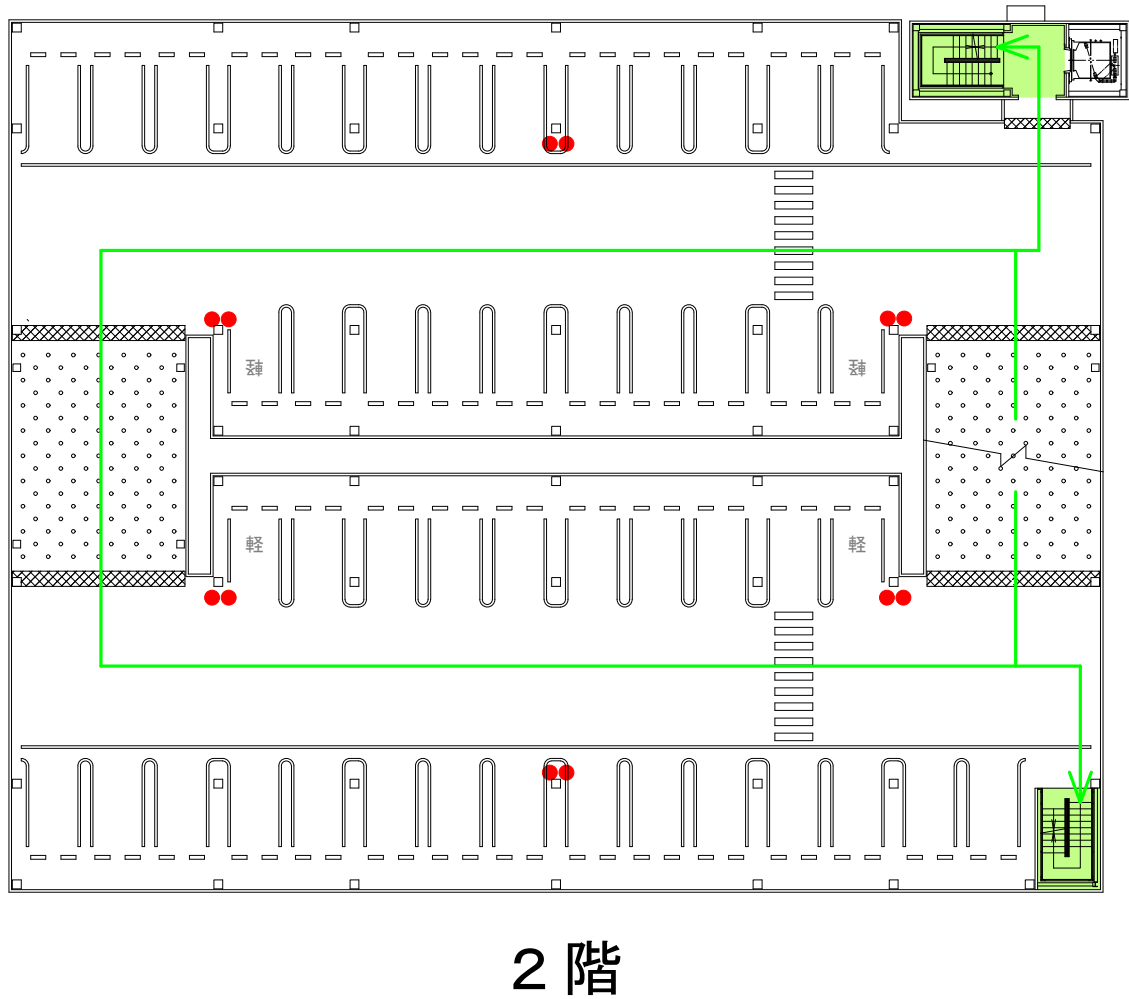
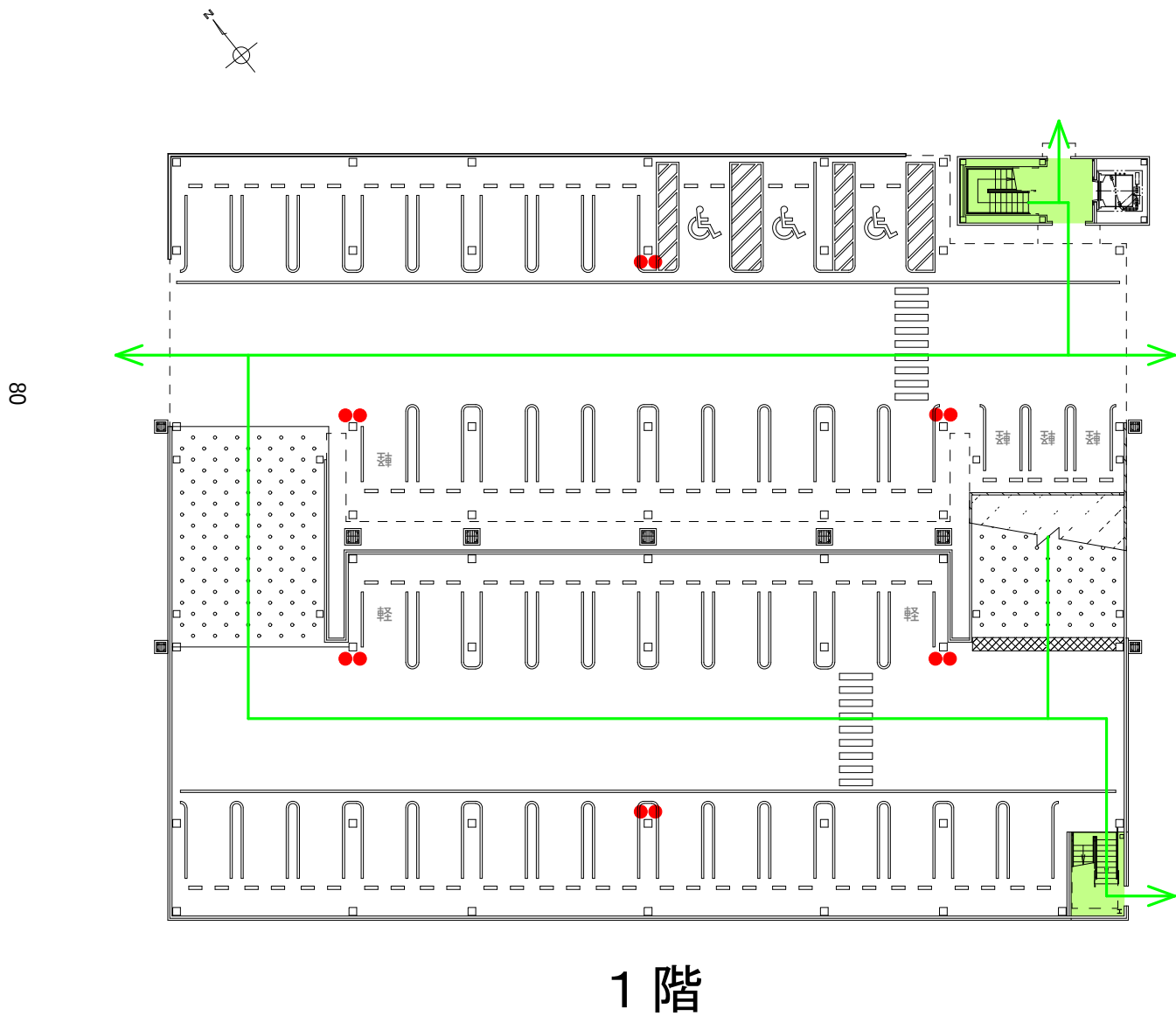
先端医療開発センター

アネックス棟

金沢大学附属病院建物平面図

外来用立体駐車場

-消火器
-消火栓
-避難経路
-避難階段



金沢大学附属病院建物平面図

外来用立体駐車場

- ・ ・ ・ ・ ・ 消火器

■

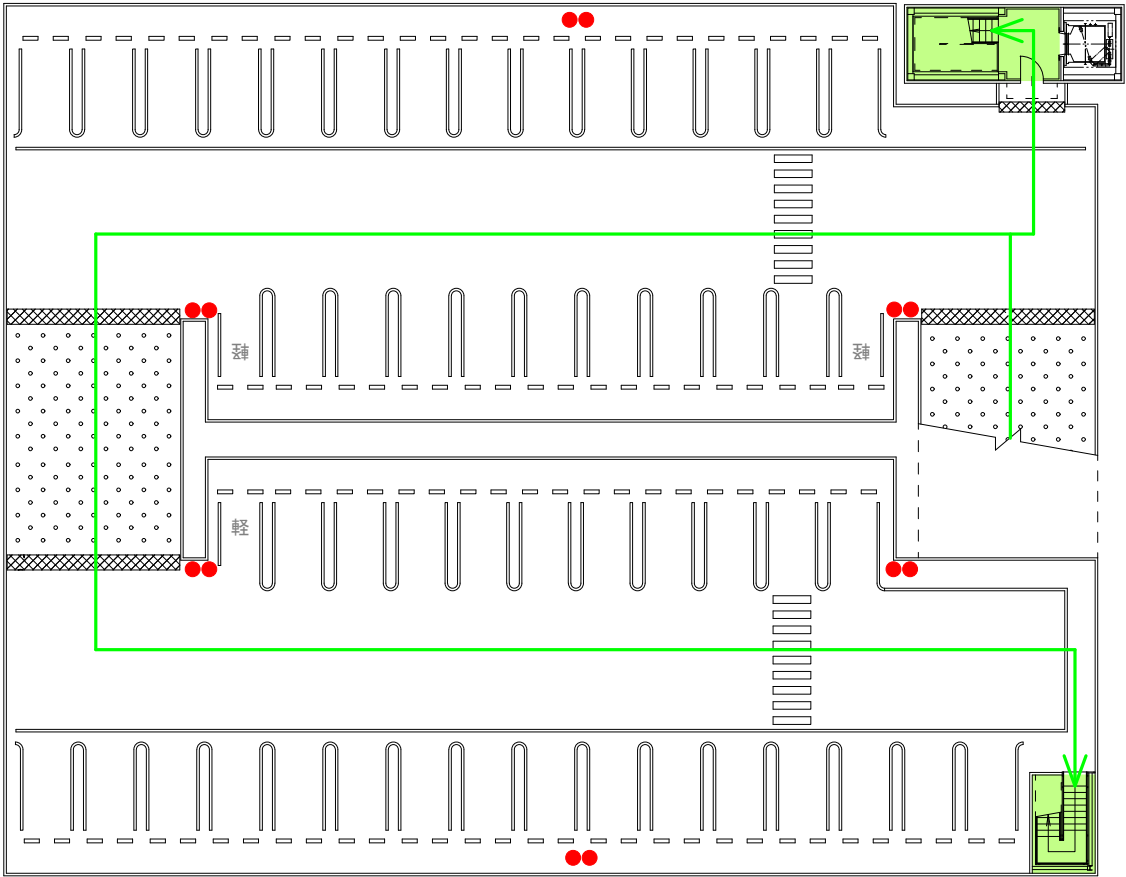
・ ・ ・ ・ ・ 消火栓

—

・ ・ ・ ・ ・ 避難経路

■

・ ・ ・ ・ ・ 避難階段



R 階

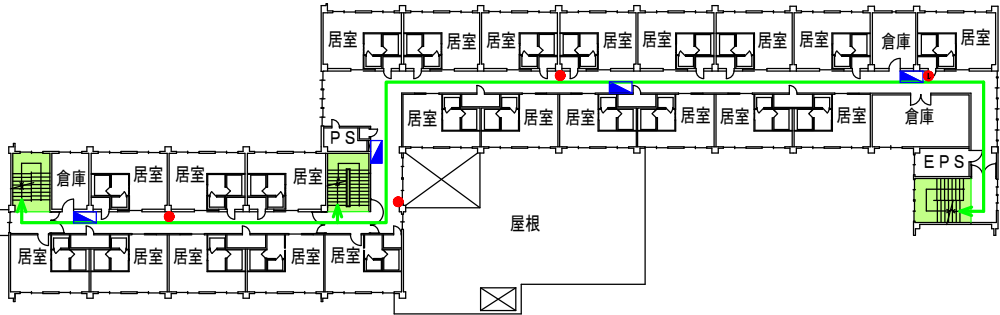
金沢大学附属病院建物平面図

看護師宿舎

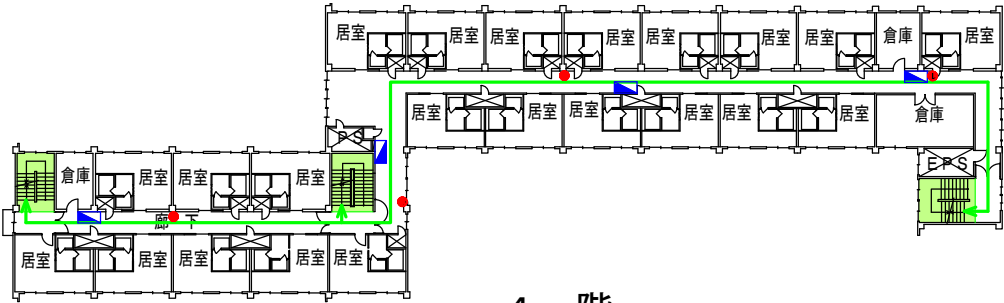
-消火器
-消火栓
-避難経路
-避難階段



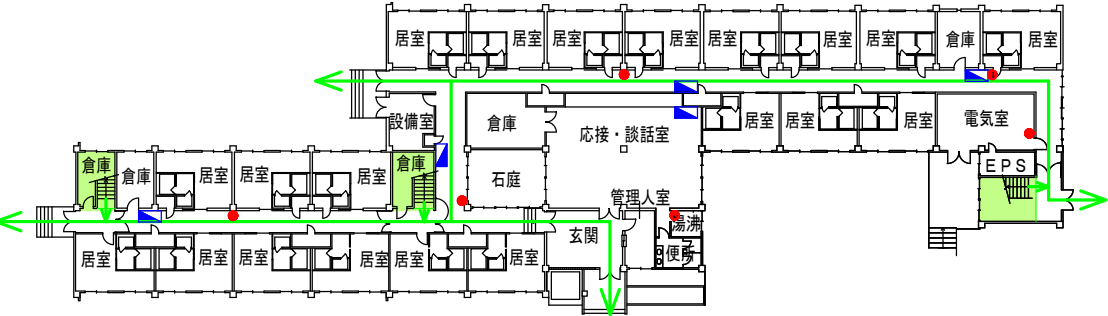
82



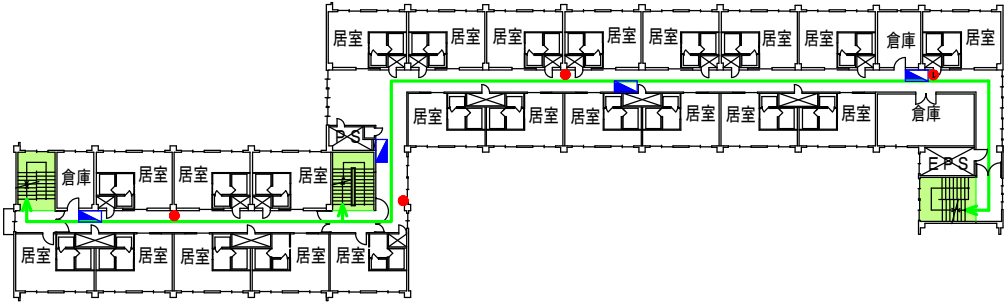
2 階



4 階



1 階



3 階

避難場所及び避難経路

